

国分寺市子育て・子育ていきいき計画 平成28年度実績（全体）

施策の分野の達成状況にかかる評価基準（自己評価結果）	
A	31年度目標達成に向けて非常に順調に進展している。または、目標達成済みである。
B	31年度目標達成に向けて順調に進展している。
C	31年度目標達成に向けて何らかの改善が必要である。
D	31年度目標達成に向けて改善が必要である。
E	31年度目標達成に向けて非常に大きな改善が必要である。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
1-①	1	子どもの権利に関する啓発の推進	児童の権利に関する条約に基づく子どもの権利に関して、学校内での周知を行い、普及啓発に努め、人権教育を推進していく。	全校が人権教育の全体計画と年間指導計画を作成し、計画に基づき実施する。	人権教員推進委員会において指導資料等を作成し、全校に周知する。	学校指導課	全校が人権教育の全体計画と年間指導計画を作成し、計画に基づき実施する。	人権教員推進委員会において指導資料等を作成し、全校に周知する。	全校が教育課程作成時に、人権教育の全体計画と年間指導計画を作成し、計画に基づき実施した。	人権教員推進委員会において指導資料等を作成し、全校に配布した。	a	全校が教育課程作成時に、人権教育の全体計画と年間指導計画を作成し、計画に基づき実施した。計画的に人権教育を推進した。	c	人権教員推進委員会において指導資料等を作成し、全校に配布した。しかし、当該資料を、実際の授業改善のために、一層、役立てていく必要がある。	B	全校で、教育課程作成時に、人権教育の全体計画と年間指導計画を作成することにより、年間を通して計画的に人権教育を推進する。	人権教員推進委員会において具体的な学習指導資料を作成する。学校指導課訪問や校長連絡会を通して全校に周知し、活用を促す。
1-①	2	子どもの権利に関して、子どもを含む市民への普及・啓発	児童の権利に関する条約に基づく子どもの権利について、子どもを含む市民へ、普及・啓発を図る。	子どもを含む市民に条約に基づく子どもの権利について情報を提供し、考える機会を設ける。	子どもの権利に対する理解が深められている。	子ども若者計画課	子育てガイド配布件数1500	多くの方に子どもの権利を知っていただく機会を少しでも増やしてもらう。	子育てガイド配布件数1700	子育てガイドに子どもの権利に関する情報を掲載し、妊娠届提出者または市役所窓口等で配布し、子育て世帯への情報提供を行った。	c	妊娠届提出者全て配布を行っている。また、児童手当等申請者に対して配布を行い、子どもの権利についての周知を図った。	c	子育て世代に対し、子どもの権利に関する周知を図った。今後、多くの市民へ周知ができるよう様々な機会を通して、さらなる周知を図っていく必要がある。	C	子育てガイド配布件数 3,000部	子育てガイドのみならず、家族の日などの機会をとらえながらHPや市報にて、市民への周知を図っていく。
1-①	3	子どもの権利に関して、市職員への普及・啓発	児童の権利に関する条約の内容に基づき、子どもの視点に立った施策の展開をする必要があることから、全職員を対象とした研修を実施し、普及・啓発を図る。	研修の実施	子どもの視点に立った施策が展開されている。	子ども若者計画課	普及・啓発方法等の検討		子どもの権利に関する普及・啓発手法について、検討を行った。		c	効果的な普及啓発を図るための手法等の検討を行った。今後、設置する子どもの居場所づくり推進会議には子ども施策に関わる関係各課が委員となる予定であることから、その場を活用し子どもの権利の周知を図っていく。	e	子どもの権利に関する周知が実行され結果として、31年度質的目標を満たすことから、各年度の目標設定は行うことができなかった。	D	庁内の掲示板等を活用し、子どもの権利に関する周知を図る。	子どもの居場所づくり推進会議の検討結果を関係各課へ情報提供しながら、子どもの権利の理解につなげる。
1-①	4	子どもの権利に関して、市内施設関係職員への普及・啓発	子どもも市民であるという前提に立ち、市内で公共施設の運営を行う者（指定管理事業者等含む。）に対して、施設が子どもの居場所として機能できるようにすることを求めるなど、子どもの権利の普及・啓発を図る。	公共施設の運営を行う者に対する、子どもの居場所に関する説明の実施（市内の全ての公共施設に対して）。	子どもの権利が尊重された施設運営がなされている。	子ども若者計画課	普及・啓発方法等の検討		子どもの権利に関する普及・啓発手法について、検討を行った。		c	より効果的な普及啓発を図るための手法等についての検討を行った。子どもの権利は、子どもの施策を推進するにあたり、市民の理解は必要となる。既存または新規設置の会議等において、併せて検討していく。	e	子どもの権利に関する周知が実行され結果として、31年度質的目標を満たすことから、各年度の目標設定は行うことができなかった。	D	子どもの居場所づくり推進会議にて、検討しているガイドライン等の普及啓発を図る。	

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
1-②	5	妊娠期、子育て子育て各種相談への対応事業	妊娠期の方からの相談、子ども自身からの相談、子育て中の保護者からの相談など、各種の相談を受け入れ、訪問・面接・電話などにより対応実施する。必要に沿った施策に結び付けて、支援を実施する。	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全9,500件（妊娠期の相談：30件、子ども自身の相談：50件、虐待通告：150件、いじめ相談：30件）	各種相談の受け入れがしやすい状況が設定され、それぞれの状況に応じて、課題が解決されている。	子育て相談室	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全9,000件（妊娠期の相談：30件、子ども自身の相談：50件、虐待通告：150件、いじめ相談：30件）	妊娠期から、保護者が相談しやすい環境を整える。子ども自身が気軽に相談できる場所にして、子ども自身が自分を大事にできるようにする。	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全10,495件（妊娠期の相談：20件、子ども自身の相談：36件、虐待通告：154件、いじめ相談：2件）新規相談受理件数：580件（相談担当）市立小中学校への出前啓発活動：全15校	関係機関との連携を深めることで、確実に相談につないでもらうことを心掛けた。各機関との連絡会も積極的に行った。子ども自身に極力話を聴くなどの工夫もした。	a	31年度目標に向けた28年度取組目標を達成し、相談受け入れ対応の目標値を大きく上回った。	b	健康推進課と特定妊婦や要保護児童の進行管理を実施し、妊娠期からの支援が増加した。子ども自身に面談できるように積極的に働きかけた。	A	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全10,000件	切れ目ない支援を意識して、妊娠期から青年期までの支援をつないでいく。特に、ゆりかご事業からの妊娠期のつながりを確実にする。
1-②	6	子ども総合相談窓口の設置	子ども家庭支援センターを総合相談窓口として、子育て・子育てに関する各種相談の窓口を運営する事業。開館時間を火曜日～土曜日を、月曜日～土曜日にする方向で検討する。	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全9,500件（妊娠期の相談：30件、子ども自身の相談：50件、虐待通告：150件、いじめ相談：30件）	妊娠期や、子どもに関する相談に関しては、総合相談窓口で受け入れていることが周知され、相談がしやすくなり、解決しやすくなり、状況となっている。また、フンストップの相談体制が構築されている。	子育て相談室	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全9,500件（妊娠期の相談：30件、子ども自身の相談：50件、虐待通告：150件、いじめ相談：30件）	妊娠期や、子どもに関する相談に関しては、総合相談窓口で受け入れていることが周知され、相談がしやすくなり、解決しやすくなり、状況となっている。また、フンストップの相談体制が構築されている。	母子手帳を子ども家庭支援センターでも交付できるようにして妊婦からの相談が増えるよう工夫したり、小中学校全てに、子ども家庭支援センターのキャンペーンを実施して、相談を促した。	a	31年度目標に向けた28年度取組目標を概ね達成し、相談受け入れ対応の目標値を大きく上回った。	a	妊娠期から青年期までを切れ目なくつなぐ支援を実施した。子ども自身に面談できるように積極的に働きかけた。	A	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全10,000件	切れ目ない支援を意識して、妊娠期から青年期までの支援をつないでいく。特に、ゆりかご事業からの妊娠期のつながりを確実にする。	
1-③	7	子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップの開催	公募市民によるワークショップを立ち上げ、子どもの権利の視点から、子どもたちの居場所について、現状を踏まえて、どうあるべきか検討し、市への報告をいただく。	1回の参加人数：20人	さまざまな世代の市民が参加して一定の結論が導かれている。	子ども若者計画課	実施	さまざまな世代の市民が参加して、子どもの居場所に対する理解を深まる。	未実施		e	今後の市民ワークショップのあり方等について関係団体等と調整を行ってきたが、実施するに至らなかった。	e	未実施のため	E	同種の会議との役割を明確にし、本事業の在り方を整理する。	子どもたちが参加することでの達成感や充実感を持てるものとしていく。
1-④	5再掲	妊娠期、子育て子育て各種相談への対応事業	妊娠期の方からの相談、子ども自身からの相談、子育て中の保護者からの相談など、各種の相談を受け入れ、訪問・面接・電話などにより対応実施する。必要に沿った施策に結び付けて、支援を実施する。	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全9,500件（妊娠期の相談：30件、子ども自身の相談：50件、虐待通告：150件、いじめ相談：30件）	各種相談の受け入れがしやすい状況が設定され、それぞれの状況に応じて、課題が解決されている。	子育て相談室	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全9,500件（妊娠期の相談：30件、子ども自身の相談：50件、虐待通告：150件、いじめ相談：30件）	小中学校全てに、子ども家庭支援センターのキャンペーンを実施して、子ども自身の相談を促進する。	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全10,495件（妊娠期の相談：20件、子ども自身の相談：36件、虐待通告：154件、いじめ相談：2件）新規相談受理件数：580件（相談担当）市立小中学校への出前啓発活動：全15校	小中学校全てに、子ども家庭支援センターのキャンペーンを実施して、相談を促した。	b	31年度目標に向けた28年度取組目標を概ね達成し、相談受け入れ対応の目標値を大きく上回った。しかし、子ども自身がかけて良い、子ども専用相談電話の件数は伸びなかった。	b	毎年のキャンペーンにより、子ども専用相談電話の知名度は上がっている。いざという時に電話できるような意識づけができつつある。	B	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全10,000件子ども専用相談電話：キャンペーン市内小中学校15校。	市内小中学校向けのキャンペーンでは、各学校の教諭にも参加してもらうことで、関心を高め、より一層、児童・生徒自身が自ら身を守るために速やかにSOSが出せるようにする。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
1-④	8	親子ひろば事業の拡充	事業：利用者が安心して集える場で、育児相談もでき、友達関係も作れるなどを目的とした事業 対象者：主に0～3歳とその保護者、妊娠期の方 開設場所：市民活動団体の事業を含めて、各小学校区に1施設以上開設、ベビーカーを引いて利用できる地域に存在（市立児童館・市立地域センター・市立子ども家庭支援センター・市立学童保育所・市立スポーツセンター・都営住宅集会所） 屋外型親子ひろば事業は、市内3箇所公園にて開設 開設時間：各活動により、1日/週～5日/週、2時間/日～7.5時間/日 運営状況：市直営事業、指定管理者運営事業・委託事業、市と市民活動団体の協働事業、活動団体独自事業など各種	利用者延べ数計：48,000名（妊娠期の方の利用：100名、父親の利用：50名、相談件数計：5,800件）	妊娠期の方から利用ができやすい環境となっており、利用が増えている。要支援・要保護とならない健康群が増え、虐待等の発生が減少している。	子育て相談室	利用者延べ数計：30,000名（妊娠期の方の利用延べ数：50名、父親の利用延べ数：100名、相談件数計：4,000件）	相談できるスタッフがいて、子育て世代の同じような境遇の利用者同士で共有・共感できる環境を整える。	利用者延べ数計：41,353名（妊娠期の方の利用延べ数：20名、父親の利用延べ数：309名、相談件数計：4,127件）	相談できるスタッフがいて、子育て世代の同じような境遇の利用者同士で共有・共感できる環境を整えた。	a	事業が定着したことから、31年度目標に向けた28年度取組目標をおおむね達成し、利用者延べ数と父親利用延べ数の目標値は、大きく上回った。	a	児童虐待の防止・予防対策の充実に向け、また、31年度目標に向けた28年度取組目標を達成するに当たり、親子ひろば事業の市職員、指定管理者及び委託事業者スタッフの全職員を対象に研修を行った。利用者ニーズや実態を把握し、適切な研修内容で適時行い続けることが課題である。	A	利用者延べ数計：40,000名（妊娠期の方の利用延べ数：80名、父親の利用延べ数：500名、相談件数計：5,000件）	31年度目標に向けて非常に順調に進展しているが、今後もニーズや時代に耳を傾け、30年度も昨年に引き続き父親の利用増を目指し保育展示会での広報等、適正なものを適時に伝え、安心して集える居場所づくりを行う。
1-④	9	育児不安を持つ母親支援グループ	育児不安を持つ母親同士が集まり、孤立化を防ぎ育児力を互いに高めあうようグループワークを実施する事業。グループで話すことで子育てのつらさを安心して話し、また同じ立場の人の話を聞くことで自分を振り返り、育児力を高める機会になっている。	年12回実施	育児不安を持つ母親の不安・孤立感が軽減し、安心して子育てができる	健康推進課	年12回実施	育児不安を持つ母親の不安・孤立感が軽減し、安心して子育てができる	年12回実施 参加者：延べ51人	育児不安の軽減が必要な方に、保健師が個別に紹介し安心して子育てができるよう支援した。	b	目標達成のため	b	グループに参加することで一人で育児をするのではなく、必要な支援を活用しながら子育てできるよう意識の変化・行動かがなされたため。	B	年12回実施	育児不安を持つ母親の不安・孤立感が軽減し、地域で安心して子育てができる
1-④	10	子どものいじめと虐待に関する啓発活動	「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」に基づき、いじめと虐待に関する啓発事業の実施 ①市報・ホームページ掲載 ②ポスター配布・パンフレットの配布 ③虐待防止オレンジリボン配布 ④講演会の実施 ⑤全小中学校への訪問啓発 ⑥街頭での防止キャンペーンの実施	①～④の各1回/年実施	いじめ・虐待はしてはいけないことと認識できるように、子どもを含む市民に十分周知され、発生が減少している。	子育て相談室	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全9,500件（妊娠期の相談：30件、子ども自身の相談：50件、虐待通告：150件、いじめ相談：30件）	各種相談の受け入れがしやすい状況が設定され、それぞれの状況に応じて、課題が解決されている。	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全10,495件（妊娠期の相談：20件、子ども自身の相談：36件、虐待通告：154件、いじめ相談：2件） 新規相談受理件数：580件（相談担当） 市立小中学校への出前啓発活動：全15校	小中学校全てに、子ども家庭支援センターのキャンペーンを実施して、相談を促した	b	31年度目標に向けた28年度取組目標を概ね達成し、相談受け入れ対応の目標値を大きく上回った。しかし、子ども自身がかけて良い、子ども専用相談電話の件数は伸びなかった。	b	毎年のキャンペーンにより、子ども専用相談電話の知名度は上がっている。いざという時に電話できそうな意識づけができつつある。	B	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全10,000件 子ども専用相談電話：キャンペーン市立小中学校15校。	市内小中学校向けのキャンペーンでは、各学校の教諭にも参加してもらうことで、関心を高め、より一層、児童・生徒自身が自ら身を守るために速やかにSOSが出せるようにする。
1-④	11	子どものいじめと虐待に関する早期発見と早期対応	子どものいじめと虐待に関する早期発見と早期対応が可能となるように、関係スタッフのスキルアップを図る。これにより、必要とされる解決策へ導く。スタッフのスキルアップのための研修を実施する。	研修の実施：2回/年	早期に発見され、早期に対応できるためのスタッフの力量が備わっている。これにより、解決が早く、求められる対応ができているとともに、再発が防げている。	子育て相談室	研修の実施：2回/年	早期に発見され、早期に対応できるためのスタッフの力量が備わっている。これにより、解決が早く、求められる対応ができているとともに、再発が防げている。	研修の実施：2回/年	講演会と研修会を年2回企画実施し、早期発見に結びつけるための知識を得て、実践に活かした。	a	講演会と研修会を年2回企画実施し、早期発見に結びつけるための知識を得て、実践に活かすことができた。	b	研修会は、庁内の各課1名出席を促したが、全課からの参加は未達成であった。民生・児童委員の関心が高かった。	A	いじめや虐待を早期発見できるような、識見者による講演会を年1回実施する。いじめと児童虐待防止を主題にした内容を一年おきに実施する。	講演会を充実させ、識見の深い講師と懇談もできるようにし、より理解が深まるようにする。児童虐待防止マニュアルを改訂したので、関係機関に浸透させる工夫をしている。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
1-④	12	いじめ防止に関する対応事業の推進	「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」を受け、「国分寺市いじめ防止基本方針」（案）を作成する等いじめの防止及びいじめが発生した際の対応等を行う。	いじめの発生件数を可能な限り少なくする。	いじめのない学校になっている。	学校指導課	いじめの発生件数を可能な限り少なくする。	いじめのない学校になっている。	いじめの発生件数が減少し、特に中学校では、取組の成果が見られた。	各校がいじめの未然防止・早期対応を図っている。	a	いじめの未然防止を図るため、基本方針を踏まえて各学校と密接に連携した取組を展開した。年間3回のいじめ調査の実施と調査後の丁寧な対応を行った。小学校5年生、中学校1年生の全クラスにおいて弁護士によるいじめ予防授業を実施した。いじめ防止対策審議会を年間3回実施した。これらの取り組みを通して、いじめの予防と早期発見・早期対応に努めて、年度末にはいじめに関する全ての事案が解消された。	a	第3回いじめ調査では、認知に至らなかった事案について、各校から事例調査するなど、調査が形骸化しないように意識を高めた。些細な出来事であっても、いじめの芽となり得ることに各校が早期に対応し、いじめの未然防止を図っている。	A	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策審議会を年間3回実施し、提言を市のいじめ問題への対策に反映させる。 いじめ調査を年間3回実施し、いじめの芽を鋭敏に感知することで、未然防止・早期対応につなげる。 小学校5年生、中学校1年生の全クラスにおいて弁護士によるいじめ予防授業を実施する。 いじめ防止児童会生徒会フォーラムを実施し、児童・生徒、教員、学識経験者、行政が総がかりでいじめ問題について審議し、保護者や地域社会にも広く公開する。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめのない学校にするために、国分寺市いじめ防止対策審議会の提言を踏まえ、各校の「学校いじめ防止基本方針」を学校評価に入れる。 いじめの定義を、国や都の定義を踏まえて明確に定める。 弁護士によるいじめ予防授業の内容を、発達段階に応じたものにする。 年間3回のいじめ調査では、認知の在り方を再考し、調査が形骸化しないように意識を高める。
1-④	13	要保護児童対策地域協議会の運営等連携事業	要支援・要保護児童、特定妊婦に係る支援のための関係機関連携組織、要保護児童対策地域協議会の運営・充実を図るとともに、いじめに関する関係機関の連携も図り、特に、いじめ発生時の対応策について、十分な連携を図る。	要保護児童対策地域協議会のケース会議開催数：60回 いじめに関する関係機関連携会議開催回数：5回	関係機関の連携会議が効果的に開催され、課題の解決に結びついており、支援者への十分な支援に反映している。	子育て相談室	要保護児童対策地域協議会のケース会議開催数：60回 いじめに関する関係機関連携会議開催回数：5回	関係機関の連携会議が効果的に開催され、課題の解決に結びついており、支援者への十分な支援に反映している。	要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議開催数：45回 いじめに関する関係機関連携会議開催回数：1回	要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議については、回数は前年度より減少しているが、内容は濃いものとなっている。	b	要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議については、回数は前年度より減少しているが、実務者会議に位置づけた「進行管理委員会」を年4回実施して、要保護ケースの全件について検討した。	b	要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議については、回数は前年度より減少しているが、内容は濃いものとなっている。	B	<ul style="list-style-type: none"> 相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全件10,000件 要保護児童対策地域協議会のケース会議開催数：50回 いじめに関する関係機関連携会議開催回数：1回 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議については、実務者会議の進行管理委員会も年4回実施するので、そこでも確認していく。
1-⑤	14	養育家庭普及事業	里親（養育家庭）の拡充。子ども家庭支援センターで広報・啓発活動を実施。	受け入れ家庭：2世帯の増	都の事業への支援が十分にできず、啓発がいきわたり、受け入れ家庭が増えている。	子育て相談室	受け入れ家庭：6家庭	都の事業への支援が十分にできず、啓発がいきわたり、受け入れ家庭が増えている。	養育家庭：5家庭 養育家庭体験発表会を年1回、土曜日に駅近いホールで実施した。	養育家庭受け入れ世帯の増減はなかった。	c	養育家庭体験発表会は、土曜日に駅近いホールで実施したため、他市民の参加者も多かった。しかし、実際の養育家庭を増やすことはできなかった。	c	養育家庭について、質問や問い合わせはあるが、実際の受け入れ家庭数は伸びないので、具体的にイメージできるような工夫が必要であった。	C	<ul style="list-style-type: none"> 養育家庭体験発表会開催数：年1回 養育家庭世帯の受け入れ家庭増加のために、体験発表会の参加者を増やす。 受け入れ家庭：6家庭 	<ul style="list-style-type: none"> 実際の受け入れ家庭数がさらに増えるよう、具体的にイメージできるような工夫を東京都事業であることから児童相談所と検討していく。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
1-⑤	15	子ども家庭支援センター運営協議会の開催	市長の諮問により、子ども家庭支援センターの運営、相談支援関係業務と地域支援系の各所管業務・運営について、第三者的な視点で評価を実施し、市長への答申を提起するもの。これにより、市長は、答申を尊重し、課題改善に努める。	2年間での、答申内容への課題解決進捗状況：100%	答申課題への改善進捗が進められ、子ども家庭支援センターの運営・所管事業が充実している。	子育て相談室	運営協議会第7期答申内容の課題解決進捗状況：50%	運営協議会第7期答申の課題に対し、子ども家庭支援センターの運営と所管事業の見直しを図る。	運営協議会第7期答申内容の課題解決進捗状況：60%	運営協議会第7期答申の課題に対し、子ども家庭支援センターの運営と所管事業の見直しを図った。	a	運営協議会第7期答申において、関係機関との組織を越えた連携強化の必要性が挙げられ、市内の子育て支援活動者が集う国分寺子ども・子育て支援円卓会議に参加し、また親子ひろば等のネットワークづくりはおむね築くことができ連携強化となった。	a	運営協議会第7期の答申に挙げられた課題に対し、子ども・子育て支援コーディネーターの職員増配置や、国分寺子ども・子育て円卓会議を市民と市が共に開催できるよう、協定締結を目標に市内の子育て支援活動者と話し合いを重ね準備を行った。	A	運営協議会第7期答申内容の課題解決進捗状況：80%	【相談担当】虐待防止に関わる専門性を高めるための環境整備をし、虐待予防を推進する。 【地域担当】子ども・子育て支援コーディネーターに加え子育て応援パートナーの役割について広く周知し、より一層連携強化の礎となり得る存在にする。
1-⑥	16	児童館での中学生自身の活動の支援や中学生向け事業	バンド・ダンスだけでなく、バスケット・卓球などニーズに合わせた活動場所の提供を行うとともに、ステージ発表の場を設定・企画する事業	6館で実施	児童館が中学生にとって、ニーズに合った活動場所であり、また、ステージ発表の場を提供している。	子ども子育て事業課	6館	中学生向け行事企画実施	6館	中学生タイムの実施 ジョイントライブの開催	b	全児童館19時まで開館し、中学生が活動しやすいよう、企画設定を行う。	c	施設・備品の充実には、限界があり、参加しやすい行事企画の検証をしていく必要がある。	B	6館	中学生向け行事企画実施
1-⑥	17	少年少女スポーツ祭等の開催	日頃地域で活動している小学生の交流を目的に、野球・サッカー・バレーボール・バドミントンの大会を開催する事業。	市内全小学校からの参加がある。	スポーツを通じて小学生同士の交流が図られている。	スポーツ振興課	バレーボールやバドミントンなどの各種の競技が各校からの参加があること。	スポーツを通じて小学生同士の交流が図られている。	全校小学校からの参加があった。	試合を通じて小学生同士の交流が図られている。	a	既に市公立小学校全校からの参加があり、量的実績を達成している。	b	試合などを一緒に行うことにより、技術を確認し合うことで交流することができている。一方でより交流を深めるため、どのような手法を行うかが課題である。	A	バレーボールやバドミントンなどの各種の競技が各校からの参加がある。	競技中のみならず、他の時間を活用し、交流を図る。 また、健常者のみならず、障がいのある方々とも競技を通じ交流を図っていく。
1-⑥	18	地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援	小・中学校を拠点とし、地域住民主導による総合型地域スポーツクラブを市内に設立することを支援する事業。会員となることにより、いつでも誰でもスポーツに親しむことができるようになる。	会員数：200人	いつでも誰でもスポーツに親しむことができるようになる。	スポーツ振興課	会員数：130人	数多くの種目を用意し、身近な場所でスポーツに親しむ環境を整える	会員数：100人	六小バドミントン：20回410名、シニアバランスポール&ノルディックウォーキング：12回212名、月曜チアダンス：32回130名、走り方教室（3日連続）：2回408名、走り方教室（毎月一回）：7回63名、ポッチャ：4回37名、ひかりスポーツレク広場：6回57名、クラブまつり：1回99名、その他イベント：5回57名 計89回1518名（平成28年度） 7施設で実施（六小、いきいきセンター、武蔵国分寺公園、ひかり公民館、ひかりスポーツセンター、市民スポーツセンター、戸倉野球場）	c	地域クラブ自体の目的や広報が十分ではなかったことが、会員の増加に影響したと考えられる。	a	「こくぶんじ地域クラブ」には、主に施設面での支援を実施しているが、活動場所として既存の施設のさらなる活用を検討する必要がある。	B	会員数130人	市内の小中学校を拠点として、現状実施している事業の更なる活性化。 ニュースポーツをはじめとする新規種目を取り入れ既存施設をより活用するよう活動を広める。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
1-⑥	19	スポーツセンター、プールの個人開放	スポーツセンター、プール等を個人に開放し、多くの市民にスポーツに親しむ機会を提供する事業。それにより、生涯スポーツ社会の実現を目指す。	スポーツ団体に加入していない個人、ファミリーでもスポーツに親しむ機会を提供する。 個人使用 市民スポーツセンター：41,500人 ひかりスポーツセンター：22,500人 室内プール：67,500人	子どもが個人でもスポーツに親しめる環境が充実している。	スポーツ振興課	スポーツ団体に加入していない個人、ファミリーでもスポーツを親しむ機会を提供する。 個人使用 市民スポーツセンター：41,500人 ひかりスポーツセンター：22,500人 室内プール：67,500人	個人使用 市民スポーツセンター：51,541人 ひかりスポーツセンター：24,512人 室内プール：73,006人	子どもが個人で参加できる個人開放の種目は、卓球・バドミントン・バウンドテニス等がある。	a	目標としている人数に達している。	b	プールについては達成している。スポーツセンター及びグラウンドの個人開放については、対象種目と日程が限られているため、ニーズに十分対応しているとは言えない。	A	市民スポーツセンター：53,087人 ひかりスポーツセンター：25,247人 室内プール：75,196人 （28年度を基に3%増） スポーツ団体に加入していない個人、ファミリーでもスポーツに親しむ機会を提供する。 各体育施設の個人利用者の個人利用数の更なる増加。	子どもが個人でもスポーツに親しめる環境が充実している。	
1-⑥	20	公民館青少年対象事業	・青少年を対象にした事業の実施。 ・防音スタジオ（光公民館）での中高生バンドグループの利用の促進。 ・スタジオ利用グループを中心にしたライブ事業の実施。	実施事業数：5事業 スタジオ利用グループ数：10団体 ライブ開催回数：2回	・青少年を対象にした事業を実施し、青少年の活動ができていく。 ・防音スタジオ（光公民館）を中高生バンドグループがよく利用している。 ・スタジオ利用グループを中心にしたライブ事業が開催され、中学生から年長者まで幅広い年齢層が音楽を通して学びあう環境が整備できている。	公民館課	中高生スタジオ利用グループ数：10団体 ライブ開催回数2回	中高生バンドグループの防音スタジオ利用の促進と、スタジオ利用グループを中心にしたライブ事業を実施。	中高生バンドグループの防音スタジオ利用の促進と、スタジオ利用グループを中心にしたライブ事業を実施。	b	中高生バンドグループがスタジオをよく利用している。	b	スタジオ利用グループを中心にして中学生から年長者まで幅広い年齢層が音楽を通して学びあうライブ事業を実施することができた。	B	中高生スタジオ利用グループ数：10団体 ライブ開催回数2回	中高生バンドグループの防音スタジオ利用の促進と、スタジオ利用グループを中心にしたライブ事業を実施。	
1-⑥	21	青少年育成地区委員会への補助金交付	市内5地区の青少年育成地区委員会の活動に対し補助金を交付する事業。	補助金額：1,125,000円	各地区委員会で、青少年のための活動が活発に行われている。	子ども若者計画課	補助金額：1,100,000円	子ども自身による組織の活動が保障され、各地区委員会で、青少年のための活動が活発に行われている。	市内各地区委員会活動で、対象地域中学校の生徒会に行事進行を任せたり、キャンプ活動において、小学生に中学生以上のリーダーを付けて共同生活を体験する場を提供し活動した。	c	5地区中、1地区において市補助金額に対し下回る充当額となったことから、補助金額が25,000円減額した。地区ごとに見合った補助金額を精査する必要がある。	b	各地区委員会において、異年齢の子どもたちの関わりを生かす、参加者としてではなく、ボランティアとして活動に参加する青少年を積極的に受け入れた。	B	補助金額：1,125,000円	子ども自身による組織の活動が保障され、各地区委員会で、地域の特色を生かし、青少年のための活動が活発に行われている。	
1-⑥	22	地域活動連絡会への補助金交付	心身に障害のある児童・生徒の余暇活動の充実を図るため地域活動連絡会に対して補助金を交付する事業。	補助金額：1,995,000円	心身に障害がある児童・生徒の余暇活動が充実している	社会教育課	補助金額1,769,000円	活動団体に補助金を交付し、活動の支援を行う	補助金額1,769,000円	b	31年度目標値が補助金額となっており、これまで31年度目標値と同額の補助金を支出してきたが、補助金等審査会の意見を踏まえ、226,000円を減額した予算額にて支出した	b	補助額が減少することになったが、活動への支援は行えた	B	補助金対象事業を精査し、適正な補助額とする	補助金を活用する事業と他団体による取組を切り分けることにより、余暇活動の充実を図る。また、補助金の目的に沿った活動となるよう団体に改善を求めると。	

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
1-⑦	3 再掲	子どもの権利に関して、市職員への普及・啓発	児童の権利に関する条約の内容に基づき、子どもの視点に立った施策の展開をする必要があることから、全職員を対象とした研修を実施し、普及・啓発を図る。	研修の実施	子どもの視点に立った施策が展開されている。	子ども若者計画課	普及・啓発方法等の検討		子どもの権利に関する普及・啓発手法について、検討を行った。		c	子どもが参画し、子どもの視点に立った事業の実施に向け、啓発等の方策について検討した。	e	未実施のため	D	庁内の掲示板等を活用し、子どもの権利に関する周知を図る。	子どもの居場所づくり推進会議の検討結果を関係各課へ情報提供しながら、子どもの権利の理解につなげる。
1-⑦	20 再掲	公民館青少年対象事業	・青少年を対象にした事業の実施。 ・防音スタジオ（光公民館）での中高生バンドグループの利用の促進。 ・スタジオ利用グループを中心にしたライブ事業の実施。	実施事業数：5事業 スタジオ利用グループ数：10団体 ライブ開催回数：2回	・青少年を対象にした事業を実施し、青少年の活動ができています。 ・防音スタジオ（光公民館）を中高生バンドグループがよく利用している。 ・スタジオ利用グループを中心にライブ事業が開催され、中学生から年長者まで幅広い年齢層が音楽を通して学びあう環境が整備できている。	公民館課	実施事業数：5事業	青少年を対象にした事業を実施。	実施事業数：5事業	青少年を対象にした事業を実施。	b	恋ヶ窪エゴまつり（恋ヶ窪） 夜の公民館・図書館・児童館探検（光） 子ども農業体験講座（並木） 子どもまつり（並木） 子どもまつり体験講座（並木）	b	青少年を対象にした事業を実施し、小中高生が自ら企画・運営し参加する事業を実施することができた。	B	実施事業数：5事業	青少年を対象にした事業を実施。
1-⑦	23	児童館における、ボランティア受け入れ事業	児童館において、通常の運営以外に、春・夏・冬休み期間中に、社会福祉協議会登録者のボランティアを受け入れる事業。中学生の体験学習や、近隣の各高校や大学からの実習生の受け入れをする。	ボランティア体験学習の受け入れ数：合計80人	ボランティアや体験学習の実習者が児童館での体験を人生に活かしている。	子ども子育て事業課	60人	ボランティア体験を通して子どもへの対応を経験してもらう	42人	ボランティアや体験学習の実習者は意欲的に参加していた。	c	ボランティアセンター・学校と連携して、門戸を開いているが、希望者がいない。	a	ボランティアや体験学習の実習者は意欲的に参加していた。	B	50人	ボランティアや体験学習の実習者が意欲的に参加してもらう。
1-⑧	8 再掲	親子ひろば事業の拡充	事業：利用者が安心して集える場で、育児相談もでき、友達関係も作れるなどを目的とした事業 対象者：主に0～3歳とその保護者、妊娠期の方 開設場所：市民活動団体の事業を含めて、各小学校区に1施設以上開設、ベビーカーを引いて利用できる地域に存在（市立児童館・市立地域センター・市立子ども家庭支援センター・市立学童保育所・市立スポーツセンター・都営住宅集会所） 屋外型親子ひろば事業は、市内3箇所公園にて開設 開設時間：各活動により、1日/週～5日/週、2時間/日～7、5時間/日 運営状況：市直営事業、指定管理者運営事業・委託事業、市と市民活動団体の協働事業、活動団体独自事業など各種	利用者延べ数計：48,000名 （妊娠期の方の利用延べ数：100名 父親の利用：50名、相談件数計：5,800件）	妊娠期の方から利用がしやすい環境となっており、利用が増えている。要支援・要保護とならない健康群が増え、虐待等の発生が減少している。	子育て相談室	利用者延べ数計：30,000名 （妊娠期の方の利用延べ数：50名 父親の利用延べ数：100名、相談件数計：4,000件）	子どもの考えを尊重する等、子どもを主体とした子育てを充実するため、交流の場だけでなく、子育てに役立つ講座を実施したり、研修を積んだスタッフを配置し、相談もできる場として子育て支援を行う。	利用者延べ数計：41,353名 （妊娠期の方の利用延べ数：20名 父親の利用延べ数：309名、相談件数計：4,127件）	子どもの考えを尊重する等、子どもを主体とした子育てを充実するため、交流の場だけでなく、子育てに役立つ講座を実施したり、研修を積んだスタッフが、相談できる場として子育て支援を行った。	a	事業が定着したことから、31年度目標に向けた28年度取組目標をおおむね達成し、利用者延べ数と父親利用延べ数の目標値は、大きく上回った。	a	子育てが子どもの最善の利益に資するよう全親子ひろばで、この31年度目標に向けた28年度取組目標を達成するため、足並みを揃え進めていくよう28年度から正式に始まった利用者支援事業の業務も加え子育て支援を行えた。課題としては、利用者支援事業を定着させることである。	A	利用者延べ数計：40,000名 （妊娠期の方の利用延べ数：80名 父親の利用延べ数：500名、相談件数計：5,000件）	親子ひろば事業は定着してきた。次は、平成28年度から開始された利用者支援事業の定着を目指す。親子ひろばに限らず、市内子育て支援団体と横のつながりが強化し、要支援・要保護とならない健康群を増やし、子どもの虐待予防を推進する。
1-⑧	24	子ども野外事業	①公園で小学生の野外遊びの提供を行う事業。 ②乳幼児の親子を対象とした屋外型親子ひろば事業。	①6箇所 ②5箇所	①小学生が野外での遊びから生きる力を身に付ける。 ②乳幼児の親子が外遊びし、交流、相談を行うことにより、リフレッシュする。	子ども子育て事業課	①4箇所	①市内公園で遊びを促す活動を行い自主的な遊びや生活に根ざした遊びを展開する。	①4箇所	①市内公園で遊びを促す活動を行い自主的な遊びや生活に根ざした遊びを展開する。	c	①実施公園を増やす検討がされ、実現に向けて調整を行う。	a	市内公園で遊びを促す活動を行い自主的な遊びや生活に根ざした遊びを展開する。	B	①9公園	青空ひろば事業に移行。小学生が野外での遊びから生きる力を身に付ける。乳幼児の親子が外遊びし、交流、相談を行うことにより、リフレッシュする。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
1-⑧	25	子育て・子育て支援市民活動団体の支援	市民活動センターにおいて、各種相談、印刷機や会議室の提供など活動の支援、事業展開のための利子補助などの支援を行う事業。	市民活動センターに登録している団体が200団体に増えている。	市民活動団体の活動が活発化し、多くの団体が市民活動センターを活用している。多くの協働事業が実施されている。	協働コミュニティ課	市民活動センターに登録している団体が150団体に増えている。	未登録団体への声かけや市報にセンター情報を掲載しPRを図る。また、庁内の「協働研修」内容の充実を図り職員への意識啓発に努める。	登録団体が147団体となり、昨年より4団体増えた。	未登録団体への声かけや、センターHPをリニューアルし情報発信を充実させるなどしてPRを図った。また、庁内の「協働研修」内容の充実を図り職員への意識啓発に努めた。	c	目標量を達成しなかったため。市民自治の推進のため、公共・公益な活動をする市民活動団体を支援する必要がある。市民活動センター登録団体のヒアリング等で引き続き市民や団体の現状やニーズを把握していく。	b	市民活動団体の活動の場としてミーティングルーム、印刷機等が活用され、利用率も増加したため。交流会の参加団体数も多く、市民活動フェスティバルの参加人数等も前年度比で向上した。	B	市民活動センターに登録している団体が157団体に増えている。	市民活動センターに関しては、総合ビジョンでは段階的に運営を委託化する方針が出ている。30年度はコーディネーターを設置し、今後の市民活動センターのあり方について利用者の声をうかがいつつ検討作業を行い、市民活動団体や活動している市民にとってより利用しやすい施設となるよう取り組んでいく。
1-⑨	26	「国分寺子ども白書」の刊行	第1版（平成22年3月）で取り上げたテーマ「子どもの居場所」について、3～5年ごとに一度程度のアンケートを実施し、子どもたちの状況を把握する。	白書発行回数：1回	白書の内容が各施策に反映されている。	子ども若者計画課	白書発行に関する方法等の検討		子ども白書に向け、関係団体とその方法について検討した。	e	H26年度に行った子どもの計画におけるアンケートの内容をもとに、子ども白書作成に向け、関係団体等と調整したが、作成には至らなかった。	e	発行されていないため、各施策への反映がされていないため	E	計画策定のためのアンケート調査において、より市内の状況を把握できる設問等の検討を行う。	32年度からの計画策定のための実態調査を行うため、前回までのアンケート調査結果を整理、分析を行う。また、関係機関にて実施している調査結果等、情報収集し、現状分析を行う。	
2-①	8再掲	親子ひろば事業の拡充	事業：利用者が安心して集える場で、育児相談もでき、友達関係も作れるなどを目的とした事業 対象者：主に0～3歳とその保護者、妊娠期の方 開設場所：市民活動団体の事業を含めて、各小学校区に1施設以上開設、ベビーカーを引いて利用できる地域に存在（市立児童館・市立地域センター・市立子ども家庭支援センター・市立学童保育所・市立スポーツセンター・都営住宅集会所） 屋外型親子ひろば事業は、市内3箇所公園にて開設 開設時間：各活動により、1日/週～5日/週、2時間/日～7.5時間/日 運営状況：市直営事業、指定管理者運営事業・委託事業、市と市民活動団体の協働事業、活動団体独自事業など各種	利用者延べ数計：48,000名（妊娠期の方の利用：100名、父親の利用：50名、相談件数計：5,800件）	妊娠期の方から利用がしやすい環境となっており、利用が増えている。要支援・要保護とならない健康群が増え、虐待等の発生が減少している。	子育て相談室	利用者延べ数計：30,000名（妊娠期の方の利用延べ数：50名、父親の利用延べ数：100名、相談件数計：4,000件）	親子ひろば事業対象者は、主に0～3歳児のお子さんとその保護者、そして、妊娠期の方であり、要支援・要保護児童の予備軍を早期に発見ができる場であるため、利用者が増やす。	利用者延べ数計：41,353名（妊娠期の方の利用延べ数：20名、父親の利用延べ数：309名、相談件数計：4,127件）	親子ひろば事業対象者は、主に0～3歳児のお子さんとその保護者、そして、妊娠期の方であり、要支援・要保護児童の予備軍を早期に発見ができる場として、利用者増に成功した。	a	事業が定着したことから、31年度目標に向けた28年度取組目標をおおむね達成し、利用者延べ数と父親利用延べ数の目標値は、大きく上回った。	a	親子ひろば利用者を増やすため、安心して集える居場所を整えると共に、広報（市報・市HP・ツイッター・ポスター・配架チラシ）に力を入れたこと。また、親子ひろば、市内子育て支援活動団体等と横のつながりが構築でき始め、双方の広報に繋がったことが利用の増員に繋がったと評価する。今後は、妊娠期の利用者を増やすことが課題である。	A	利用者延べ数計：40,000名（妊娠期の方の利用延べ数：80名、父親の利用延べ数：500名、相談件数計：5,000件）	親子ひろば利用者に妊娠期の方を増やすため、健康推進課と連携できるよう双方の所管業務を理解し、共に顔が見える関係にしていく。親子ひろば職員（スタッフ）が、親子ひろばの本来の目的を達成できるよう研修等で方向性を理解する。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
2-①	27	法内制度に基づく子どもの発達相談事業	発達に心配のある児童に対して、医療・心理・言語・運動機能・子育ての相談を行う。また、通園教室については、27年度に法内制度に移行する。早期療育が必要な児童に対して、申請により児童発達支援事業（通園事業）のサービス提供を行う。	医療：12回、機能：44回、言語：24回、感覚統合訓練：20回、摂食指導：4回、療育：10回、（専門相談回数）相談受け入れ数：850件	子どもの発達に心配ある方の相談に十分対応でき、早期からの療育が実施でき、成長に伴った流れるような支援ができていく。	子育て相談室	医療：12回、機能：44回、言語：12回、感覚統合訓練：15回、摂食指導：4回、療育：10回、家庭支援相談員：22回（専門相談回数）	平成27年度、通園教室を児童発達支援事業に移行するとともに、相談支援事業所を新たに開設したことにより、相談対象を18歳未満まで拡大する。利用対象者のニーズを把握し、ニーズに合った専門相談をサービス提供するとともに、利用する相談者数が増え、発達に心配のある児童の支援に繋げる。	医療：12回、機能：44回、言語：12回、感覚統合訓練：15回、摂食指導：4回、療育：10回、家庭支援相談員：22回（専門相談回数）	通園教室を児童発達支援事業に移行するとともに、相談支援事業所を新たに開設したことにより、相談対象を18歳未満まで拡大している。利用対象者のニーズを把握し、ニーズに合った専門相談をサービス提供できるように努めた。専門相談を利用する相談者数が増え、発達に心配のある児童の支援に繋がった。	b	児童福祉法内の事業発達支援事業としての通園教室においては、安定した専門相談の支援を提供できた。就学後の専門相談について、相談内容に対する支援に対応できる専門相談員を増やし、支援の幅が増えた。	b	18歳未満までの相談支援を初めたことによる教育相談室との棲み分けについては、利用者が選べる窓口が増えたことは、一定理解を得て、教育相談室との連携が深くなった。	B	医療：13回、機能：44回、言語：12回、感覚統合訓練：17回、摂食指導：4回、療育：8回、家庭支援相談員：22回、（専門相談回数）相談受け入れ数：420件	子どもの発達に心配ある方の相談に十分対応でき、早期からの療育が実施でき、成長に伴った流れるような支援ができるよう、利用者のニーズに合った専門相談の回数を増やす等の対応を講じる。就学後の専門相談について、認知度も高まってきたが、引き続き広報活動に力を入れると共に、受け入れ体制も整備していく。
2-①	28	こどもの発達センターつくしんぼ法内制度移行に伴う相談支援事業	障害児相談支援事業（障害児支援利用計画作成）及び特定相談支援事業（障害児の一般的な支援及びサービス等利用計画作成）を展開する。	サービス利用計画作成数：60件 障害児支援利用計画作成：20件	18歳未満までの児童の心身の発達に心配ある方の相談に十分対応でき、途切れのない支援ができていく。	子育て相談室	障害児支援利用計画作成：100件 モニタリング報告書作成件数：50件	18歳未満の児童が、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス等のサービスを利用するための利用計画を作成し、障害福祉サービスを受けられるための支援を行う。	障害児支援利用計画作成：139件 モニタリング報告書作成件数：64件	18歳未満の児童が、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス等のサービスを利用するための利用計画を作成し、障害福祉サービスを受けられるための支援を行った。	a	障害児支援利用計画作成件数については、すでに目標の約7倍に達している。サービス利用計画においては、成人のための利用計画のため作成することはない。モニタリング報告書作成件数を評価の対象として実施していく必要がある。	a	18歳未満の児童が、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス等のサービスを利用するための利用計画を作成し、障害福祉サービスを受けられるための支援を行った。すでに、目標に達している。相談支援専門員も1名増員され、サービスが必要なときに受けられる体制が整った。	A	障害児支援利用計画作成：222件 モニタリング報告書作成件数：174件、	相談支援専門員が増員されたが、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する児童がさらに増えてきている現状がある。障害福祉課と連携し、市全体の需要等を把握しながら、途切れのない支援を行っていく。
2-①	29	親子の遊びの教室・集団指導教室・個別指導教室	遊びを通して親子のコミュニケーションを育む場を提供する事業。また、児童だけの定期的な集団の場も提供する。	グループ数：7グループ	子どもの発達に心配ある方の相談に十分対応でき、早期からの療育が実施でき、成長に伴った流れるような支援ができていく。	子育て相談室	グループ数：6グループ	遊びを通してのコミュニケーションを育む場を提供する事業。また、児童だけの定期的な集団の場も提供する。	グループ数：6グループ	遊びを通してのコミュニケーションを育む場と、児童だけの定期的な集団の場も提供した。	c	遊びを通してのコミュニケーションを育む場と、児童だけの定期的な集団の場も提供できた。しかし、週5日療育が必要な児童に対応した通園教室は定員の縛りがあるため、利用できない児童は、集団指導教室（経過観察グループ）にて、週1回のサービスを受けている。必要なサービスを必要としない。	c	定員がある通園教室は、サービス提供に枠があるため、希望した時に必要なサービス提供ができなかったが、それ以外の様々なグループ運営により、遊びを通してのコミュニケーションを育む場、児童だけの定期的な集団の場を提供し、子どもの発達状況に合った支援が提供できた。	C	グループ数6グループ	週1回の親子の遊びの教室等を利用すると同時に、近隣市の民間の児童発達支援事業所を併用する利用者が増えている。利用者のニーズに合ったサービスが受けられるよう、事業所間と障害福祉課と連携をとり、必要な支援を提供する。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
2-①	30	市内関係機関への、専門的視点での指導・援助	①民間を含めた、保育所・幼稚園・学童保育所・児童館などへの施設訪問によるスタッフへの助言。②主催研修会の企画立案と参加啓発③施設での実習参加・見学者受け入れの実施。	①施設訪問総数：150件 ②研修会受け入れ人数：150人（3回実施） ③実習生等の受入数：延べ260人	各施設での、発達に心配のある子どもへの対応について、各スタッフへの専門的視点での指導・援助が十分にできており、市内全体のスキルがアップしている。	子育て相談室	①施設訪問総数：100件 ②研修会受け入れ人数：150人（3回実施） ③実習生等の受入数：延べ150人	①保育所等への支援として、発達に心配のある子どもへの対応及び施設への支援やつくしんぼを利用している児童の母集団への連携支援を行う。②③長年にわたり培った療育指導技術を外部機関に発信し、伝えていく。	①施設訪問総数：108件 ②研修会受け入れ人数：105人（2回実施） ③実習生等の受入数：延べ296人	①保育所等への支援として、発達に心配のある子どもへの対応及び施設への支援やつくしんぼを利用している児童の母集団への連携支援を行った。②③長年にわたり培った療育指導技術を外部機関に発信し、伝えることができた。	b	①について、目標値に達しており、②について、1回の研修内容が、通園教室の通園児に対しての事例研究の内容だったので、外部の方を対象としなかったため、人数が増えなかった。③について、実習生の受け入れ数については、昨年度の2倍以上になった。	a	保育所等において、発達に心配のある子どもへの対応について、施設への支援やつくしんぼを利用している児童の母集団への連携支援を行うことができた。また、長年にわたり培った療育指導技術を外部機関に発信し、伝えることができた。	A	①施設訪問総数：140件 ②研修会受け入れ人数：240人（4回実施） ③実習生等の受入数：延べ300人	引き続き、保育所等への支援として、発達に心配のある子どもへの対応及び施設への支援やつくしんぼを利用している児童の母集団への連携支援を行う。また、長年にわたり培った療育指導技術を外部機関に発信し、広報していく。また、発達についての知識を広く市民に広報していく市民講演会を恒例化して、実施していく。
2-①	31	法内制度に基づく児童発達支援事業	通園教室は、27年度に法内制度に移行し、児童発達支援事業（通園事業）を実施する。専門職を配置し、専門的視点から発達支援を行う。	療育日数：215日	通園教室児童への対応について、専門的視点での指導・援助が十分にできている。療育事業への申請に、十分な形で応えられており、子どもの発達と家族を支援できている。	子育て相談室	療育日数：217日	夏季家庭療育期間への移行支援として、8月の初めに親子療育日を設定し、療育日数を増やした。	療育日数：217日	8月に実施していたプール開放を、親子療育とし、療育日数を増やした。	a	親子療育を実施し、3日間の療育日数を増やした。	a	夏季家庭療育期間に入る前の親子の生活リズムを整える等の療育的観点から、親子療育日を設定し、療育日数を増やした。子どもの発達と家族を支援した。詳細の運営の部分で、検討が必要だった。	A	療育日数：215日（平成30年度は、日曜日が祝日にあたる日が多く、月曜日の振替祝日が多いため、療育日数が減る。）	夏季家庭療育期間に入る前の親子の生活リズムを整える等の療育的観点から、親子療育日を設定し、療育日数を増やしている。保護者が諸事情で参加できなくても、保護者支援の観点から、児童のみの受け入れを検討していく。
2-①	32	心理経過観察事業	1歳6か月児・3歳児健診の結果等で、必要とされた幼児とその保護者に対して継続的な心理経過観察を行うことにより、子どもの健全な発育を図る事業。発達障害のスクリーニング・保護者の受容と理解・適切な育児促進への支援、適切な医療・療育への橋渡し。	事業評価は数値化しづらい。	心理経過観察の必要な児童に対して適切な支援を行い、保護者の不安が軽減できる。適切な療育・医療との連携が行えている。	健康推進課	事業評価は数値化しづらい。	心理経過観察の必要な児童に対して適切な支援を行い、保護者の不安が軽減できる。適切な療育・医療との連携ができる。	1歳6箇月以上3歳未満の幼児：34回 176人、3歳以上の幼児：75回 376人、合計109回、552人実施	必要な児童に対して継続的な支援が行えており、保護者の不安が軽減につながった。また、必要に応じて医療や療育と連携できた。	b	心理経過観察が必要な児童や保護者に対し、継続的に適切な回数心理相談を実施できた。	b	発達に特徴のある未就学児を育てている保護者が、心理経過観察における相談により、不安軽減するとともに、適切な時期に療育や医療などの支援につながる事ができた。	B	事業目標は数値化しづらい。	心理経過観察の必要な児童に対して適切な支援を行い、保護者の不安が軽減できる。適切な療育・医療との連携ができる。
2-①	33	心理相談ケース連絡会	健康推進課やこどもの発達センターつくしんぼ等で対応している個別ケースについて、情報共有と支援方針確認。	年3回実施	健康推進課とこどもの発達センターつくしんぼで支援しているケースについて、情報・支援方針を共有し、連携して支援が行われている。	健康推進課	年3回実施（6・10・1月）	健康推進課とこどもの発達センターつくしんぼで支援しているケースについて、情報・支援方針を共有し、連携して支援できる。	年3回実施（6・10・1月）	つくしんぼと共有しているケースについての支援方針が全ケース行えた。	b	年3回実施し、支援方針を検討できた。	b	ケースについて情報共有し、支援方針を定期的に検討することで、支援の連携がスムーズにできた。	B	年3回実施	健康推進課とこどもの発達センターつくしんぼで支援しているケースについて、情報・支援方針を共有し、連携して支援できる。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
2-①	34	乳幼児育成事業	健康診査等において、「主要心理経過観察」とされた幼児及びその保護者に対し、遊びを通じたグループワーク及び心理相談員や保健師による個別相談で必要な指導を行うことにより幼児の心身の健全な発育を促し、保護者の育児不安の解消を図る事業。	年12回実施	事業を通して児童の経過観察だけでなく、保護者への具体的な助言や支援、的確な処遇の判断ができる。	健康推進課	年12回実施	事業を通して児童の経過観察だけでなく、保護者への具体的な助言や支援、的確な処遇の判断ができる。	年12回実施	年間29名の新規児があり、健康フォロー、心理相談の中で明確な目的のもと利用している。	b	年12回実施し、継続的に支援できた。	b	この事業（集団での様子観察）が必要な方への推奨、実施はできており、グループワークを通して、児の経過観察だけでなく、保護者への具体的な助言や支援、的確な処遇決定につながっている。また、グループワーク終了後はつくしんぼに移行するケースが多いが、会議や情報提供など実施し連携がとれている。	B	年12回実施	事業を通じ、児童の経過観察を保護者と専門職がともに実施し共有することで、保護者に適切な助言や支援、児の処遇の判断ができる。
2-①	35	障害児保健福祉連絡会	保健センター（健康推進課）・こどもの発達センターつくしんぼ・教育相談室、子ども家庭支援センター等で対応しているケースについての連絡会である。（平成21年度より保健所の参加はなし。）	年6回実施	障害児の支援に関わる関係課が集まり、情報交換やケース検討を行うことで、一貫した支援につながる。	健康推進課	年6回実施	障害児の支援に関わる関係課が集まり、情報交換やケース検討を行うことで、一貫した支援につながる。	年6回実施	関係機関が集まり、情報交換、ケース検討を行った	b	年6回、関係課が集まり会議を実施できた。	b	情報交換、ケース検討を通じ、関係機関の連携を図ることができた。また、要綱設置について意見交換することで、会議内容について検討することができた。	B	年6回実施	障害児の支援にかかわる関係課が集まり、情報交換やケース検討を行うことで、一貫した支援や切れ目ない支援ができる。
2-①	36	障害者を理解し受け入れる地域づくり	障害者週間にあわせ、啓発に係る行事、広報を実施している。また、地域活動支援センターI型の事業として、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業等を実施している。	地域活動支援センターI型設置箇所：3箇所 ※平成29年度目標 ※平成30年度以降は後期障害者計画による。	継続 障害に対する地域の理解を深める。 虐待予防や早期発見の担い手となる地域の担い手を確保する。 【活動指標】 ・講演会等啓発行事の実施。 ・地域活動支援センターI型にてボランティアの育成	障害福祉課	地域活動支援センターI型設置箇所3箇所については、平成28年度前に目標を達成している。	①障害に対する地域の理解を深める。 ②虐待予防や早期発見につながる地域の担い手を確保する。 【活動指標】 ①講演会等啓発行事の実施。 ②地域活動支援センターにてボランティアの育成	地域活動支援センターI型設置箇所は3箇所 ①つばさ ②虹 ③フラッツ 障害者週間行事を行い啓発を行った。	相談支援、レクリエーション等の障害者の自主的な活動及び地域住民との交流を図るための場の提供等を行った。	b	設置箇所3箇所の目標は達成している。障害者週間行事を実施し、障害者理解への啓発を行った。	b	設置箇所の3箇所の目標は達成しているが、虐待予防や早期発見につながる地域の担い手を確保することや、地域活動支援センターにてボランティアを育成することについては、継続した取組が必要となる。	B	理解促進啓発事業実施回数：1回 地域活動支援センターI型設置件数：3箇所	障害に対する地域の理解を深めるために、講演会等啓発行事を実施する。虐待予防や早期発見につながる地域の担い手を確保するため、地域活動支援センターI型にてボランティアの育成を図る。
2-②	37	学童保育所中学生障害児保育	最長中学校3年生までの障害児を学童保育所で受け入れる事業。中学生障害児の放課後の受け入れについて、今後のニーズに対応するため、学童保育所以外の事業の取入れなど、各課連携して市の方針を検討していく。	定員：児童館併設学童保育所4施設で各4人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行う。）	学童保育所が、中学生障害児の放課後いきいきと過ごす居場所となっている。また、学童保育所以外の事業の活用が図られ、居場所が充実している。	子ども子育て事業課	定員：児童館併設学童保育所4施設で各4人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行う。）	学童保育所が、中学生障害児が放課後いきいきと過ごす居場所となっている。また、学童保育所以外の事業の活用が図られ、居場所が充実している。	定員：児童館併設学童保育所4施設で各4人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行う。）	買い物体験・所外保育等自立に向けた行事を設定する。	a	定員：児童館併設学童保育所4施設で各4人とし、事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行っている。	b	学童保育所が、中学生障害児の放課後の居場所となっている。受け入れ経験の浅い施設もあるため、他施設と連携し職員のスキル向上を図る必要がある。	A	①9公園	青空ひろば事業に移行。小学生が野外での遊びから生きる力を身に付ける。乳幼児の親子が外遊びし、交流、相談を行うことにより、リフレッシュする。
2-②	38	学童保育所の障害児の受け入れ拡充	学童保育所での障害児の受け入れを行い、保護者の就労等の支援を行う。職員の技量の向上等により障害児保育の質の向上を図る。	学童保育所の増設等に伴い定員増を図る。障害児保育に資する研修を実施する。	学童保育所が、障害児が放課後いきいきと過ごす居場所となっている。	子ども子育て事業課	学童保育所の増設等に伴い定員増を図る。障害児保育に資する研修を実施する。	学童保育所が、障害児が放課後いきいきと過ごす居場所となっている。	各施設（16施設）定員：低学年1人高学年1人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行っている。）研修の実施：有	障害児が放課後いきいきと過ごす居場所となっている。	a	各施設（16施設）定員：低学年1人高学年1人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行っている。）研修の実施：有	c	学童保育所入所要件を満たしている児童は全員入所しているが、狭状状況が発生している。	B	各施設（16施設）定員：低学年1人高学年1人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行っている。）研修の実施：有	障害児が放課後いきいきと過ごす居場所となっている。
2-②	39	特別支援学級児童生徒スクールバス運行	特別支援学級への児童・生徒の通学及び学校行事の参加等に際し、その安全を図るため、送迎を行う事業。	100%（乗車人数／希望者数）	希望者については、100%乗車できることを目標とする。	教育総務課	100%（乗車人数／希望者数）	希望者については、100%乗車できることを目標とする。	100%（53人／53人）	希望者については、100%乗車できた。	a	希望者については、100%乗車できており、目標は達成した。	a	特別支援学級に在籍する児童・生徒の安全のため、希望者については、すべて乗車できる体制を整えることが最優先であり、達成できた。	A	100%（乗車人数／希望者数）	特別支援学級に在籍する児童・生徒の安全のため、今後も希望者全員が乗車できるように運行を継続していく。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
2-②	40	障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）等の障害福祉サービスを希望する場合に、サービスの必要性を総合的に判定するため、障害支援区分の認定を受け、サービスの支給決定をする事業。	(単位：月毎平均利用者数) 居宅介護：154人 行動援護：6人 福祉型短期入所：90人 医療型短期入所：19人 ※障害福祉サービス事業一部抜粋 ※平成29年度目標 ※平成30年度以降は後期障害者計画による。	障害があっても地域で安心して自立した生活ができている。	障害福祉課	(単位：月毎平均利用者数) 居宅介護：152人 行動援護：5人 短期入所：98人	本人の意向と生活実態に合わせた切れ目なく継続的にサービスが提供されるよう地域で包括的なネットワークを構築するなかで、ニーズを吸い上げ、適切にサービスの支給決定がされている。	(単位：月毎平均利用者数) 居宅介護：108人 行動援護：6人 短期入所：87人	重層的な相談支援ネットワークの構築を進めるなかで、利用者のニーズを把握し、適切なサービス支給決定を行った。	c	平成31年度目標達成に向けた平成28年度の取組目標数値を下回ったため。よりきめ細やかなケアマネジメントの実施。	b	居宅介護の利用者減少は、同居家族のいる家事援助に対する給付の適正化を行った影響等もある。給付費の適正化を図りつつも、目標は下回ってはいるが、サービスを必要としている方に必要なサービス量の支給決定を行なっている。	B	顕在化しつつある利用ニーズに対して、適切なサービス提供が行われるよう、事業所と連携し、短期入所等のサービス提供基盤の確保に努める。	引き続き、自立支援協議会の運営を通じて、地域のネットワーク強化に努め、よりきめの細やかな相談支援・サービスの提供を行う。
2-②	41	補装具給付事務事業	身体障害者手帳をお持ちの方及び対象とされている難病等による障害のある方に、職業その他日常生活の利便をはかることを目的として、補装具費（購入・修理）を支給する事業。補装具費（購入・修理）の支給を受ける時は、その適否について東京都心身障害者福祉センター等の判定が必要。世帯の所得に応じて自己負担金（原則一割負担）がある。	補装具給付件数：260件 ※平成29年度目標 ※平成30年度以降は次期障害者計画実施計画による。	身体障害により日常生活動作などに制限が加わる部位を補装具で補うことで、生活の質の向上が図られている。	障害福祉課	補装具給付件数：260件	身体障害により日常生活動作などに制限が加わる部位を補装具で補うことで、生活の質の向上が図られている。	補装具費支給決定件数：231件	身体障害により日常生活動作などに制限が加わる部位を補装具で補うことで、生活の質の向上が図られている。	c	目標件数260件に達しなかったため。	b	目標件数には達していないが、日常生活動作などに制限が加わる部位を補装具で補完することで、生活の質の向上が図られているため。	B	補装具費給付件数：264件	身体障害により日常生活動作などに制限が加わる部位を補装具で補うことで、生活の質の向上が図られている。
2-②	42	日常生活用具事務事業	在宅重度心身障害者(児)及び対象とされている難病等による障害のある方の日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付（貸与）する事業。ただし、入院中または施設入所中の場合は、原則対象にならない。日常生活用具の給付（貸与）を受けるには、障害の種類・部位および程度の制限と、世帯の所得に応じて自己負担金（原則一割負担）がある。	2,013件（成人含む） ※平成29年度目標 ※平成30年度以降は後期障害者計画による。	日常生活用具を給付することで、障害があっても日常生活を容易に過ごすことができるようになる。	障害福祉課	日常生活用具給付決定件数：2,013件	日常生活用具を給付することで、障害があっても日常生活を容易に過ごすことができるようになる。	日常生活用具給付決定件数：1,997件	日常生活用具を給付することで、障害があっても日常生活を容易に過ごすことができるようになる。	c	目標件数2,013件に達しなかったため。	b	目標件数には達していないが、日常生活用具を給付することで、障害があっても日常生活を容易に過ごすことができるようになり、生活の質の向上が図られているため。	B	日常生活用具給付件数：2,144件	在宅重度心身障害者(児)及び難病等による障害のある方に対し、日常生活用具を給付することで、障害があっても日常生活を容易に過ごすことができるようになり、生活の質の向上が図られている。
2-②	43	意思疎通支援事業	手話通訳：聴覚に障害のある方が、市の主催行事およびそれに準ずる催し等に参加する時、または健聴者との意思疎通を円滑にするため手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣する事業。 要約筆記：聴覚障害者団体および聴覚障害者で手話による意思疎通が困難な方に要約筆記者を派遣する事業。盲ろう者の通訳・介助者 視覚と聴覚の両方に障害がある方に、その方の障害の特性に応じたコミュニケーションしやすい方法で通訳を行う通訳・介助者を派遣する事業。	派遣延人数：188人 ※平成29年度目標 ※平成30年度以降は後記「障害者計画」による	聴覚障害や視覚障害があるためコミュニケーションがとれない方に、その障害特性に応じた方法や手話通訳者などの人的派遣により、意思疎通を行って自立した社会生活が営めるようになる。	障害福祉課	派遣延件数：188件	聴覚障害や視覚障害があるため意思疎通が困難な方に、手話通訳者などを派遣することにより、意思疎通を図り自立した社会生活が営めるようになる。	手話通訳者等派遣延べ回数：335回	聴覚障害や視覚障害があるため意思疎通が困難な方に、手話通訳者などを派遣することにより、意思疎通を図り自立した社会生活が営めるようになる。	b	目標派遣件数を達成しているため。	b	聴覚障害や視覚障害があるためコミュニケーションがとれない方に、その障害特性に応じた方法や手話通訳者などの人的派遣により、意思疎通を行って自立した社会生活が営めるようになっているため。	B	意思疎通支援事業利用人数等 ①手話通訳者・要約筆記者派遣：333人 ②指文字通訳者派遣：9人 ③対面朗読者派遣：36人	聴覚障害や視覚障害があるため意思疎通が困難な方に、手話通訳者などを派遣することにより、意思疎通を図り自立した社会生活が営めるようになっている。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
2-②	44	障害児通所支援	児童福祉法に基づく障害のある子どもが通所により利用できるサービス（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）	（単位：月毎の平均利用者数） 医療型児童発達支援：6人 放課後等デイサービス：140人 保育所等訪問支援：1人 ※平成29年度目標 ※平成30年度以降は後期障害者計画による。	障害があっても地域で安心して自立した生活ができている。	障害福祉課	（単位：月毎の平均利用者数） 児童発達支援：28人 医療型児童発達支援：6人 放課後等デイサービス：137人 保育所等訪問支援：1人	本人の健全な発達のための適切な療育の内容を伴った各種サービスが提供されている。	（単位：月毎の平均利用者数） 児童発達支援：53人 医療型児童発達支援：4人 放課後等デイサービス：145人 保育所等訪問支援：0人	適切な療育のための良質なサービスが提供されるよう、サービス提供事業所等と個別に情報交換を実施した。	b	目標数値にほぼ到達しているため。	b	適切な療育のための良質なサービスが提供されるよう、サービス提供事業所等と個別に情報交換を実施した。今後は、事業所間の連携を深めていくことで全体の質の向上を図る必要がある。	B	計画的な事業所の整備誘導	市内及び近隣のサービス提供事業所との定期的な情報交換及び連携強化のための取組を実施する。
2-②	45	移動支援事務事業	社会生活上必要な外出等障害者又は障害児の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣する事業。	利用実人数：171人 ※平成29年度目標 ※平成30年度以降は後期障害者計画による。	ガイドヘルパー派遣を受けたことにより、社会生活上必要な外出をして自立した日常生活や社会参加ができるようになっている。	障害福祉課	利用実人数：171人	ガイドヘルパー派遣を受けたことにより、社会生活上必要な外出をして自立した日常生活や社会参加ができるようになっている。	利用実人数：166人	ガイドヘルパー派遣を受けたことにより、社会生活上必要な外出をして自立した日常生活や社会参加ができるようになっている。	b	目標件数にほぼ達しているため。	b	ガイドヘルパー派遣を受けたことにより、社会生活上必要な外出をして自立した日常生活や社会参加ができるようになっているため。	B	移動支援事業利用人数：183人	移動支援事業のガイドヘルパー派遣を受けたことにより、社会生活上必要な外出をして自立した日常生活や社会参加ができるようになっている。
2-②	46	日中時間預かり事業	居宅において介護者が疾病等により、65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方の介護が、一時的にできない場合に、日中の時間、障害者支援施設等に入室することができる事業。	利用実人数：115人 ※平成29年度目標 ※平成30年度以降は後期障害者計画による。	保護者等に代わって施設等で一時的に預かり介護を行うことにより、保護者等には安心を、利用者には日常的な安定した生活を送ることができている。	障害福祉課	利用実人数：115人	保護者等に代わって施設等で一時的に預かり介護を行うことにより、保護者等には安心を、利用者には日常的な安定した生活を送ることができている。	利用実人数：92人	保護者等に代わって施設等で一時的に預かり介護を行うことにより、保護者等には安心を、利用者には日常的な安定した生活を送ることができている。	c	目標件数に達していないため。	b	目標件数には達していないが、保護者等に代わって施設等で一時的に預かり介護を行うことにより、保護者等には安心を、利用者には日常的な安定した生活を送ることができているため。	B	日中時間預かり事業（日中一時支援事業）利用人数：102人	保護者等に代わって施設等で一時的に預かり介護を行うことにより、保護者等は安心した生活を、利用者には日常的な安定した生活を送ることができている。
2-②	47	重度心身障害者（児）巡回入浴サービス	家庭で入浴することが困難な寝たきり等の重度心身障害者（児）に対し、定期的に巡回入浴車がお宅へ訪問し、部屋の中に浴槽を持ち込み、専門スタッフが入浴の介護を行う事業。重度心身障害者（児）で寝たきり等のため入浴が困難な65歳未満の方で、身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上所持者が対象。	利用実人数：22人 ※平成29年度目標 ※平成30年度以降は後期障害者計画による。	寝たきり状態にある障害者等の体が清潔に保たれているとともに、日頃の保護者等に対する入浴介護の負担軽減が図られている。	障害福祉課	利用実人数：22人	寝たきり状態にある重度身体障害者等の体が清潔に保たれているとともに、日頃の保護者等に対する入浴介護の負担軽減が図られている。	利用実人数：12人	寝たきり状態にある重度身体障害者等の体が清潔に保たれているとともに、日頃の保護者等に対する入浴介護の負担軽減が図られている。	c	目標件数に達していないため。	b	寝たきり状態にある重度身体障害者等の体が清潔に保たれているとともに、日頃の保護者等に対する入浴介護の負担軽減が図られているため。	B	巡回入浴サービス利用人数：12人	家庭で入浴することが困難な寝たきり状態にある重度身体障害者等の体が清潔に保たれているとともに、日頃の保護者等に対する入浴介護の負担軽減が図られている。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
2-②	48	障害児保育事業	障害を持つ児童を保育所で保育する事業。受入人数を増やす。	待機児童解消及び全園受入れ	質の高い障害児保育が施されるとともに保護者の入所手続きの簡略化が図られている。	子ども子育て事業課	待機児童解消及び全園受入れ	質の高い障害児保育サービスが提供されている。	年間延べ471人	質の高い障害児保育サービスが提供されている。	b	年間延べ471人	b	加配職員を配置した障害児保育を実施している。	B	障害児の受入人数は増加した。未実施の園もあるため、実施園を増やしていく必要がある。	全ての園で障害児保育を実施するように促していく。
						子ども子育てサービス課	待機児童解消及び全園受入れ	質の高い障害児保育が施されるとともに保護者の入所手続きの簡略化が図られている。	待機児童：102人 年間障害児受入人数：471人	公立保育園と私立保育園を希望した場合、公立保育園希望児童のために実施する。障害児入所事前保育会に私立園の園長に参加の案内を行った。	b	待機児童が解消されていないが、年間延べ利用人数が増えたため。	c	私立園は、受入れ可否の人員体制状況確認を保護者自身に確認をしてもらっているため。	B	施設整備がすすみ、毎年保育所数が増加していることから、既存園も含め、新規保育所にも積極的に受入れをしてもらうよう働きかけていく。	保育コンシェルジュが保護者に寄り添いながら相談を受け、入所のための保育所見学の日程調整を行い、保護者の負担軽減を図っていく。積極的に保護者への情報提供を行っていく。
						子ども若者計画課	待機児童解消及び全園受入れ	質の高い障害児保育が施されるよう、基幹型保育所システム事業を活用した支援体制がある。	待機児童：102人 年間障害児受入人数：471人 認可保育所25施設中16施設で受け入れ	基幹型保育所システム事業において、都と連携して「保育コーディネーター研修（全9回の講義と1回の療育見学）」を実施し、認可外保育施設を含め26保育施設から施設長や保育士、看護師らが参加したことで、各保育施設において、発達障害への理解を深め、保育現場で職員間や保育環境をコーディネートできるよう支援した。	b	待機児童が解消されていないが、年間延べ利用人数が増えたため	b	保育コーディネーター研修は、今年度初めて実施した事業であったが、1日のみのスポット研修とは異なり、1年を通じた研修開催とした。専門的知識や技術を丁寧に学べるだけでなく、研修で習得したことを現場で実践し、実践したこと次回以降の研修でフィードバックする機会があり、質の高い保育を実施する支援体制を構築することができたため。	B	待機児童解消及び全園受入れ	基幹型保育所システムの事業を活用し、各保育施設が、「こどもの発達センターつくしんぼ」との連携を深められるよう支援する。 （例：保育施設職員がつくしんぼの施設を見学する機会や実際に業務に携わり、取組を理解する機会を設ける等）
2-③	49	特別支援学級児童就学奨励費支給	特別支援学級の保護者の経済的負担を軽減し、心身教育の振興を図る事業。	対象者全員が申請している。	特別支援学級の保護者の経済的負担が軽減されている。	学務課	対象者全員が申請している。	特別支援学級の保護者の経済的負担が軽減されている。	対象者全員が申請した。対象児童数：80人 補助金額：5,302,303円	特別支援学級の保護者の経済的負担が軽減された。	a	学校を通じて申請書を配付。対象者全員から申請書の提出をいただいたため。	a	特別支援学級の保護者の経済的負担が軽減されたため。	A	対象者全員が申請している。	特別支援学級の保護者の経済的負担が軽減されている。
2-③	50	特別支援学級児童・生徒への校外学習等参加費補助	校外学習等への参加費を補助することにより、特別支援学級に在籍する児童・生徒の自立活動の学校教育における支援を行う事業。	小学校：30回 中学校：10回	体験活動の充実を図ることができている。	学校指導課	小学校：30回 中学校：10回	体験活動の充実を図ることができている。	小学校：20回 中学校：17回	体験活動の充実を図った。	a	障害に応じて、各校で校外学習等が実施された。28年度の取組目標である実施回数について、小・中学校全体としてほぼ達成された。	a	校外学習等への参加費を補助することにより、特別支援学級に在籍する児童・生徒の自立活動支援した。	A	障害種に応じて、適正に校外学習を計画・実行する。他の学習活動におけるねらいとのバランスをとり、回数のみにとらわれず、学習機会の質の向上を目指す。	校外学習等への参加費を補助するのみならず、障害種に応じた校外活動の適正な実行に向けて、指導主事が学習指導要領を踏まえた指導をすることにより、特別支援学級に在籍する児童・生徒の自立活動を支援する。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
2-③	51	特定医療費の助成	①指定難病の方（一部の難病は生活保護の方を除く）②東京都内に住所を有している方③医療費助成の認定基準を満たしている方へ支給する事業。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	受給者見込数：1,200人 ※平成29年度目標 ※平成30年度以降は次期障害者計画実施計画による。	継続 医療を必要とする方がもれなく利用できるようにする。 【活動指標】東京都と協力し、制度の周知を図るとともに、障害者のしおり、HP等を通し制度の広報に努める。	障害福祉課	受給者数：1,200人	難病医療を必要とする方が、もれなく利用できるようになっていく。	受給者数：1,214人	障害福祉ガイドブック等を利用し制度の周知を図った。	b	目標件数に達しているため。	b	障害福祉ガイドブックの改定等により、制度の周知が図られた。	B	さらなる周知を図る	東京都と協力し、制度の周知を図るとともに、障害福祉ガイドブック、HP等を通し制度の広報に努め、周知が図られている。
2-③	52	特殊疾病者福祉手当支給事務事業	東京都難病医療費等助成制度の対象疾病に罹患し、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に規定する医療受給者証、難病医療助成の医療券及び小児慢性疾患医療券の交付を受けた方に月額6,000円の手当を支給する事業。施設入所者等支給制限、所得制限あり。	制度の性質から目標数値の設定は困難。	継続 対象者がもれなく受給できるようにする。 【活動指標】特定医療及び難病医療助成対象者に対し制度の案内を行うとともに、市報等を利用し制度の周知を図る。（市報年1回）	障害福祉課	制度の性質から目標数値の設定は困難。	難病に罹患している一定所得額以下の方に対し、特殊疾病者福祉手当を支給し経済的負担の軽減を図る。	受給者：621人	障害福祉ガイドブック等を利用し制度の周知を図った。	b	目標数値の設定は困難であるが、平成25年度実績よりも平成28年度実績は増加しているため。	b	障害福祉ガイドブックの改定等により、制度の周知が図られた。	B	さらなる周知を図る	特定医療及び難病医療助成対象者に対し制度の案内を行うとともに、市報等を利用し制度の広報（市報年1回）に努め、周知が図られている。
2-③	53	特別障害者手当等（障害児福祉手当）支給事務事業	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の児童に月額14,380円支給する事業。施設入所者等支給制限、所得制限あり。	制度の性質から目標数値の設定は困難。	継続 対象者がもれなく受給できるようにする。 【活動指標】身体障害者手帳、愛の手帳取得時対象者に対し制度の案内を行うとともに、市報等を利用し制度の周知を図る。（市報年1回）	障害福祉課	制度の性質から目標数値の設定は困難。	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の児童に手当を支給し経済的負担の軽減を図る。	受給者数：44人	障害福祉ガイドブック等を利用し制度の周知を図った。	b	目標数値の設定は困難であるが、平成25年度実績よりも平成28年度実績は増加しているため。	b	障害福祉ガイドブックの改定等により、制度の周知が図られた。	B	さらなる周知を図る	身体障害者手帳、愛の手帳取得時対象者に対し制度の案内を行うとともに、市報等を利用し制度の広報（市報年1回）に努め、周知が図られている。
2-③	54	重度心身障害者手当支給事務事業	重度の知的障害で、著しい精神症状などのため常時複雑な介護を必要とする方、あるいは、重度の知的障害と身体障害1・2級程度の障害が重複している方、または重度の肢体不自由者で両上肢・両下肢の機能が失われ、座っていることが困難な方に月額60,000円支給する事業。所得制限あり。	制度の性質から目標数値の設定は困難。	継続 対象者がもれなく受給できるようにする。 【活動指標】身体障害者手帳、愛の手帳取得時対象者に対し制度の案内を行うとともに、市報等を利用し制度の周知を図る。（市報年1回）	障害福祉課	制度の性質から目標数値の設定は困難。	重度の知的障害で、著しい精神症状などのため常時複雑な介護を必要とする方、あるいは、重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方、または重度の肢体不自由者で両上肢・両下肢の機能が失われ、座っていることが困難な方に手当を支給し経済的負担の軽減を図る。	受給者数：95人	障害福祉ガイドブック等を利用し制度の周知を図った。	b	目標数値の設定は困難であるが、平成25年度実績よりも平成28年度実績は増加しているため。	b	障害福祉ガイドブックの改定等により、制度の周知が図られた。	B	さらなる周知を図る	身体障害者手帳、愛の手帳取得時対象者に対し制度の案内を行うとともに、市報等を利用し制度の広報（市報年1回）に努め、周知が図られている。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
2-③	55	心身障害者医療費助成事務事業	身体障害者手帳1・2級（内部障害者の3級の方も含む）または愛の手帳1・2度の方に対して、心身障害者医療費助成受給者証（マル障）を発行し、病院等で支払う保険の自己負担金の一部を助成する事業。所得制限あり。	制度の性質から目標数値の設定は困難。	継続 対象者がもれなく受給できるようにする。 【活動指標】 身体障害者手帳、愛の手帳取得時対象者に対し制度の案内を行うとともに、市報等を利用し制度の周知を図る。（市報年1回）	障害福祉課	制度の性質から目標数値の設定は困難。	身体障害者手帳1・2級（内部障害者の3級の方も含む）または愛の手帳1・2度の方に対して、心身障害者医療費助成受給者証（マル障）を発行し、病院等で支払う保険の自己負担金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る	受給者数：776人	障害福祉ガイドブック等を利用し制度の周知を図った。	c	目標数値の設定は困難であるが、平成25年度実績よりも平成28年度実績が減少しているため。	b	障害福祉ガイドブックの改定等により、制度の周知が図られた。	B	さらなる周知を図る	身体障害者手帳、愛の手帳取得時対象者に対し制度の案内を行うとともに、市報等を利用し制度の広報（市報年1回）に努め、周知が図られている。
2-③	56	自立支援（精神通院）事務事業	精神疾患を理由として通院医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の一部を助成する事業。ただし、所得に応じて月額上限負担額が異なる。	制度の性質から目標数値の設定は困難。	継続 医療を必要とする方がもれなく利用できるようにする。 【活動指標】 東京都と協力し、制度の周知を図るとともに、精神障害者保健福祉手帳取得者への案内、HP等を通し制度の広報に努める。	障害福祉課	制度の性質から目標数値の設定は困難。	医療を必要とする方がもれなく利用できるようにする。	申請件数（新規・更新）：482件	障害福祉ガイドブック等を利用し制度の周知を図った。	b	目標数値の設定は困難であるが、制度の周知を行い、平成25年度実績よりも平成28年度実績は増加しているため。	b	医療が必要な方にホームページや、障害福祉ガイドブック、相談を通じて周知を行い、申請手続きを行った。	B	さらなる周知を図る	制度の周知を図るとともに、障害福祉ガイドブック、HP等を通し制度の広報に努め、周知が図られている。
2-③	57	小児精神入院事務事業	精神障害のため精神病室に入院治療を必要とする満18歳未満の方の入院医療費を助成する事業。食事療養費の標準負担額は、自己負担となる。	制度の性質から目標数値の設定は困難。	継続 医療を必要とする方がもれなく利用できるようにする。 【活動指標】 東京都と協力し、制度の周知を図るとともに、精神障害者保健福祉手帳取得者への案内、HP等を通し制度の広報に努める。	障害福祉課	制度の性質から目標数値の設定は困難。	制度の周知を図るとともに、精神障害者保健福祉手帳取得者への案内、HP等を通し制度の広報に努める。	申請件数：4件	障害福祉ガイドブック等を利用し制度の周知を図った。	b	目標数値の設定は困難であるが、制度の周知を行い、平成25年度実績と同程度の実績となった。	b	医療が必要な方にホームページや、障害福祉ガイドブック、相談を通じて周知を行い、申請手続きを行った。	B	制度の性質から目標数値の設定は困難。	制度の周知を図るとともに、障害福祉ガイドブック、HP等を通し制度の広報に努める。
2-③	58	心身障害者扶養共済事務事業	心身障害者の保護者が死亡または重度障害状態になったときから、障害者へ終身年金を支給し、保護者の不安の軽減と障害者の福祉の向上を図る事業。任意加入の年金制度。	制度の性質から目標数値の設定は困難。	継続 必要な方が加入できるようにする。 【活動指標】 身体障害者手帳、愛の手帳取得時対象者に対する制度の案内を行うとともに、障害者のしおり等を利用し制度の周知を図る。	障害福祉課	制度の性質から目標数値の設定は困難。	身体障害者手帳、愛の手帳取得時対象者に対する制度の案内を行うとともに、障害福祉ガイドブック等を利用し制度の周知を図る。	加入者数：1017人、207人	障害福祉ガイドブック等を利用し制度の周知を図った。	b	目標数値の設定は困難であるが、平成25年度実績よりも平成28年度実績は増加した。	b	障害福祉ガイドブックの改定等により、制度の周知が図られた。	B	さらなる周知を図る	身体障害者手帳、愛の手帳取得時に対象者に対する制度の案内を行うとともに、障害者のガイドブック等を利用し広報に努め、制度の周知が図られている。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
2-③	59	心身障害者通院通所訓練等交通費助成事務事業	身体障害者手帳1・2級（内部障害者の3級の方も含む）または愛の手帳1・2度の方に対して、医学的治療のために通院あるいは機能回復訓練等のため通所する、並びに社会参加を促進するために公的機関が主催等する行事へ参加、地域活動へ参加等する場合に、その交通費を月額5,250円を上限に助成する事業。	制度の性質から目標数値の設定は困難。	継続 対象者がもれなく受給できるようにする。 【活動指標】 身体障害者手帳、愛の手帳取得時対象者に対し制度の案内を行うとともに、市報等を利用し制度の周知を図る。（市報年1回）	障害福祉課	制度の性質から目標数値の設定は困難。	心身障害者（児）の通院及び機能回復訓練通所に要する交通費並びに社会参加のために必要な交通費を助成し、経済的負担の軽減を図る。	利用延べ人数：2,395人	障害福祉ガイドブック等を利用し制度の周知を図った。	c	目標数値の設定は困難であるが、平成25年度実績よりも平成28年度実績が減少しているため。	b	障害福祉ガイドブックの改定等により、制度の周知が図られた。	B	さらなる周知を図る	身体障害者手帳、愛の手帳取得時対象者に対し制度の案内を行うとともに、市報等を利用し制度の広報に努め、周知が図られている。
2-③	60	B型・C型肝炎インターフェロン治療医療費助成	都内に住所があり、都が指定する肝臓専門医療機関で、B型・C型肝炎のインターフェロン治療を要すると診断された方に、インターフェロン治療にかかる保険診療（入院・外来）の医療費のうち、各所得区分における自己負担限度額を超えた金額を1年間助成する事業。	制度の性質から目標数値の設定は困難。	継続 医療を必要とする方がもれなく利用できるようにする。 【活動指標】 東京都と協力し、制度の周知を図るとともに、障害者のしおり、HP等を通し制度の広報に努める。	障害福祉課	制度の性質から目標数値の設定は困難。	制度の周知を図るとともに、障害福祉ガイドブック、HP等を通し制度の広報に努める。	申請件数：68件	障害福祉ガイドブック、HP等を通し制度の周知を図った。	b	目標数値の設定は困難であるが、平成25年度実績よりも平成28年度実績は増加しているため。	b	障害福祉ガイドブックの改定等により、制度の周知が図られた。	B	さらなる周知を図る	制度の周知を図るとともに、障害福祉ガイドブック、HP等を通し制度の広報に努め、周知が図られている。
3-①	61	児童館の整備計画	平成21年度策定の施設整備計画に基づき、老朽化、狭隘化への対応のため施設整備をしている。	新たな整備計画に基づく整備	児童館が整備され、児童や乳幼児親子が様々な遊びや活動を展開している。	子ども子育て事業課	未実施	全庁的な計画の見直しとなる。	未実施	全庁的な計画の見直しとなる。	e	重要施設の位置づけにはなっているが具体的な整備計画はない。	e	重要施設の位置づけにはなっているが具体的な整備計画はない。	E	緊急修繕の把握を行う。	緊急修繕を行う。
3-①	62	児童館での乳幼児・小学生・中高生向け事業	各年齢、ニーズに対応した企画を実施する事業。	全児童館の事業数：800回	各年齢のニーズに対応した企画が実施されている。	子ども子育て事業課	全児童館の事業数：800回	各年齢のニーズに対応した企画が実施されている。	全児童館の事業数：797回	各年齢のニーズに対応した企画が実施されている。	b	企画数はほぼ達成した。	b	部屋のレイアウト変更を行うなど、参加しやすい環境を整えた。	B	全児童館の事業数：800回	各年齢のニーズに対応した企画が実施されている。
3-①	63	地域の子どもの居場所づくり	空き店舗や空き家を活用した子どもの居場所づくりを行う。	2箇所の設置	児童が身近な居場所できいきと過ごしている。	子ども若者計画課	空き家対策部署と連携し、活用が可能な物件等の情報収集を行う。	空き家対策部署と連携し、活用が可能な物件等の情報収集を行う。	相談件数1件	空き家対策部署と連携し、活用が可能な物件等の情報収集を行った。	d	活用を希望する市民活動団体からの相談があり、関係各課等の調整を行った。建物における制限等があり、団体との希望に合わなかったことから、活用には至らなかった。	d	市民が活用したい物件が必ずしも、使用できる物件ではないことから、市民のニーズに応じたマッチングができるよう、引き続き関係部署からの情報収集を行う。	D	市民からの相談に対し、適切に空き家対策担当部署へつなげていくようにする。	市民のニーズに応じたマッチングができるよう関係部署から、活用が可能な物件等の情報収集に努める。
3-①	64	児童館の開館日の見直し	児童館の開館日（現行 月～土曜日）の見直しを行う。	日曜・祝日開館している施設：1館	日曜日・祝日に開館している児童館で、児童や平日の利用が難しい親子がいきいきと過ごしている。	子ども子育て事業課	日曜・祝日開館している施設：0館	休日に遠足や児童館まつりを実施する。	日曜・祝日開館している施設：0館	休日に遠足や児童館まつりを実施する。	e	実施施設なし。	c	遠足や児童館まつりの参加は多かった。職員体制の整備が必要である。	D	検討課題とする。	休日に行事実施する。
3-①	65	児童館運営委員会の設置	全館を対象とした、事業評価・課題抽出のための委員会を立ち上げる。	開設状況：有	児童館運営委員会が設置され児童館の運営に関する事業評価や課題抽出がされている。	子ども子育て事業課	単館で地域の関係者による意見聴取をする。	利用者からの意見聴取の場を設ける	1箇所	単館で地域の関係者による意見聴取をする。	e	運営委員会の設置はなかったため、開催ができなかった。	e	未実施	E	6館	子どもも含め、利用者の意見を聞く場の設定を行い、地域関係者へ働きかけて参加を促す。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
3-②	24再掲	子ども野外事業	①公園で小学生の野外遊びの提供を行う事業。	①6箇所	①小学生が野外での遊びから生きる力を身に付ける。	子ども子育て事業課	4箇所	H29年度に事業者の提案型協働事業の実施に向けて調整していく。	4箇所	H29年度9公園での実施に向けて調整する。	c	H29年度9公園実施に向けて調整する。	b	H29年度提案型協働事業として、9公園実施に向けて調整できた。	B	こくぶんじ青空ひろば事業として、9公園実施	乳幼児親子と小学生の野外遊びの提供
			②乳幼児の親子を対象とした屋外型親子ひろば事業。	②5箇所	②乳幼児の親子が外遊びし、交流、相談を行うことにより、リフレッシュする。	子育て相談室	②3箇所	②屋内では物足りない幼児が外遊びができる場、保護者は人とつながれるよう交流の場、また相談を行う場の環境を整える。	②3箇所	②屋内では物足りない幼児が外遊びができる場、保護者は人とつながれるよう交流の場、また相談を行う場の環境を整えた。	c	平成26年度から3か年契約の協働事業での「屋外型親子ひろば」であったため、現状の実施箇所数である。	a	②屋内では物足りない幼児が外遊びができる場として土遊び、水遊び、公園遊具遊び、木の実を取って遊ぶ等、プレイヤーの支援のもと提供できた。保護者にはプレイヤーがネットワークの一助になるよう仲介し、また相談しやすい関係性を図るよう努め利用者のリフレッシュするという目的は達成した。	B	28年度で3か年契約が完了「屋外型親子ひろば」事業は廃止。29年度では、子ども子育て事業課の子ども野外事業「プレイキッズ」と統合し、「こくぶんじ青空ひろば」で提案型協働事業実施することになった。	外遊びを特化した「こくぶんじ青空ひろば」では「提案型協働事業」で行われる予定である。相談部門は、子ども家庭支援センターが担うこととし、午前中に実施公園へ助産師を派遣、保護者のケアやスタッフの支援を行う。
3-②	66	プレイステーション事業	青少年がいいきと安全に遊べる冒険遊び場として、国分寺市プレイステーションの管理・運営を委託する事業。	年間来場者数：15,000人（単年度）	青少年がいいきとして遊べる遊び場が提供できている。	社会教育課	年間来場者数：15,000人（単年度）	遅滞なく指定管理者と契約を締結し、遊び場を提供する	14,480人	青少年がいいきとして遊べる遊び場が提供できた	c	来場者数は年度によってばらつきがあるため、来場者数が減少した理由を特定することができないが、事業内容は過去と遜色ないため、より利用者魅力的な事業の実施について、事業者と協議を行う。	a	火の使用制限による影響はあるものの、事業報告書によるアンケートから、満足度が98%と高い結果が得られた	B	年間来場者数：15,000人（単年度）	青少年がいいきとして遊べる遊び場が提供できるよう近隣住民と協議を行う。
3-②	67	プレイヤー講習会	子どもの遊びへの代弁者として、または子どもたちを見守り指導する役割を担うプレイヤーの養成を実施する事業。	受講者数：40人（大人）	子どもたちを見守り、活動を支える大人たちが増え、子どもたちが安心してのびのび遊べる環境である。	社会教育課	受講者数：40人（大人）	指定管理者に、事業計画に基づいたプレイヤー養成講習会を実施するよう管理する。	55人	予定通り講習会が開催でき、受講者数も増加させることができた。	a	目標値である受講者数40人を大きく上回ることができた。	a	多くの子どもたちの見守りや活動を支えるプレイヤーを養成することができた。	A	受講者数：40人（大人）	活動を支える大人たちの充実だけでなく、講習会の内容についても充実させる。
3-②	68	公園緑地の整備	公園・緑地の整備、改修を行い、子どもを含む利用者が、安全に利用できるよに進める事業。	緑地：2箇所、遊具改修適宜対応	市民が憩える緑地を整備し、子どもたちが安全・安心して利用できる遊具の改修の充実が図られている。	緑と建築課	緑地：一部供用開始1箇所、一部公有化1箇所、遊具改修適宜対応	市民が憩える緑地を整備し、子どもたちが安全・安心して利用できる遊具の改修の充実が図られている。	緑地：一部供用開始0箇所、一部公有化1箇所、大規模遊具改修1箇所	市民が憩える緑地の一部公有化をした。子どもたちが安全・安心して利用できるよう大規模遊具改修をした。	b	姿見の池緑地においては、土地を占有されていたため、一部開園ができなかった。恋ヶ窪用水路周辺緑地の一部を公有化をした。遊具改修は34箇所で行った。以上ことから評価をbとした。遊具改修については設置年数が古い公園が多いため修繕の増加が予測される。	b	緑地の一部を公有化したことで平成31年度目標に近づけた。遊具修繕をしたことで、子どもの安全・安心して利用できるようになった。以上ことから評価はbとした。姿見の池緑地については、今後も占有されることが予測されるが、適切に対応していく。	B	緑地：一部公有化1箇所、供用開始1箇所、遊具改修適宜対応。施設の維持管理計画に基づく管理。	恋ヶ窪緑地を一部公有化する。恋ヶ窪用水路周辺緑地の供用開始をする。遊具改修について適宜対応するとともに、施設の維持管理計画に基づき管理をする。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
3-②	69	小・中学校の校庭、体育館をスポーツ開放	スポーツやレクリエーション活動の場として、小中学校の校庭、体育館を団体に開放する事業。	15校	体育館の利用時間のコマを検討しより多くの団体が使用できるようにする。	スポーツ振興課	15校で実施する。	小学校体育館：4,684件 小学校校庭：1,786件 中学校体育館：843件 中学校校庭：695件 計8,008件（27年度を基に3%増）	15校で実施した	小学校体育館：4,878件 小学校校庭：1,677件 中学校体育館：951件 中学校校庭：959件 計8,465件	a	15校での実施を達成した。	b	中学校の校庭利用が増えたことは評価できるが、学校によってはさらに増やすことも可能であると考えられる。	A	市内公立小中学校全15校で実施している。	小学校体育館：5,024件 小学校校庭：1,727件 中学校体育館：979件 中学校校庭：987件 計8,717件（28年度を基に3%増） スポーツやレクリエーション活動の場として、小中学校の校庭、体育館を団体に開放し、より多くの市民に対してスポーツの場の提供を図る。
3-②	70	青少年地域リーダー養成講習会	地域に住む人々にとってぬくもりのある人間性豊かな地域づくりに積極的に貢献できる青少年リーダーを育成する事業。	講座回数：6回 受講者数：15人	講座の受講生を中心に地域の活動が活発に行われている。	社会教育課	講座回数：6回 受講者数：15人	青少年	講座回数：5回 受講者数：8人	講座の受講生を中心に地域の活動が活発に行われている	b	講習会内容の見直しを図り、講座回数を5回としたが、結果として受講者数が減少してしまった	b	受講生が減少してしまっただが、これまでの受講者による活動が行われているため	B	講座回数：6回 受講者数：15人	受講者を増加させるため、魅力ある実践的な講習会を企画し、積極的に参加したくなる事業とする。
3-②	71	放課後子どもプランの実施	地域・学校・行政の連携による学校等を利用した安全で安心な子どもの居場所づくり事業「放課後子どもプラン」を実施する。	市内全市立小学校10校で実施	放課後に、子どもが安心して過ごすことのできる居場所が提供されている。	社会教育課	市内全市立小学校10校で実施	放課後子どもプランを実行委員会に委託し、子どもの居場所を提供する	市内全市立小学校10校で実施	放課後に、子どもが安心して過ごすことのできる居場所が提供された	a	子どもが過ごす場所として、全10校で実施することができた	a	全10校での実施により、子どもが安心して過ごせる場所が提供できた	A	市内全市立小学校10校で実施	目標値を達成しているが、さらなる利用者の増加を目指し、実行委員会が活動しやすい環境を整備する。
3-②	18再掲	地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援	小・中学校を拠点とし、地域住民主導による総合型地域スポーツクラブを市内に設立することを支援する事業。会員となることにより、いつでも誰でもスポーツに親しむことができるようにする。	会員数：200人	いつでも誰でもスポーツに親しむことができるようにする。	スポーツ振興課	会員数：130人	数多くの種目を用意し、身近な場所でスポーツに親しむ環境を整える	会員数：100人	六小ハドミントン：20回410名、シニアパランスポール&ノルディックウォーキング：12回212名、月曜チアダンス：32回130名、走り方教室（3日連続）：2回408名、走り方教室（毎月一回）：7回63名、ポッチャ：4回37名、ひかりスポーツレク広場：6回57名、クラブまつり：1回99名、その他イベント：5回57名 計89回1518名（平成28年度） 7施設で実施（六小、いきいきセンター、武蔵園分寺公園、ひかり公民館、ひかりスポーツセンター、市民スポーツセンター、戸倉野球場）	c	地域クラブ自体の目的や広報が十分ではなかったことが、会員の増加に影響したと考えられる。	a	「こくぶんじ地域クラブ」には、主に施設面での支援を実施しているが、活動場所として既存の施設のさらなる活用を検討する必要がある。	B	会員数130人	市内の小中学校を拠点として、現状実施している事業の更なる活性化。ニュースポーツをはじめとする新規種目を取り入れ既存施設をより活性するよう活動を広める。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
3-③	7 再掲	子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップの開催	公募市民によるワークショップを立ち上げ、子どもの権利の視点から、子どもたちの居場所について、現状を踏まえて、どうあるべきか検討し、市への報告をいただく。	1回の参加人数：20人	さまざまな世代の市民が参加して一定の結論が導かれている。	子ども若者計画課	実施	地域における子どもの居場所が増えていく。	未実施		e	今後の市民ワークショップのあり方等について関係団体等と調整を行ってきたが、実施するに至らなかった。	e	未実施のため	E	同種の会議との役割を明確にし、本事業の在り方を整理する。	子どもたちが参加することでの達成感や充実感を持つものとしていく。
3-③	72	図書館の開館時間延長	平成26年度＝本多図書館の平日夜間開館（午後8時まで）に加えて、光図書館でも平日水曜日に夜間開館（午後8時まで）を実施。今後も、一部業務委託化の中で全館に夜間開館を拡充。	5館 本多図書館：平日午後8時まで開館 地域館4館：平日午後7時まで開館	児童館と図書館の閉館時間が同一になり、児童館利用者の図書館利用の拡大。学生・勤労者の利用の拡大。	図書館課	2館 本多図書館：平日午後8時まで開館。地域館（光図書館）：午後7時まで開館	光図書館においては併設の児童館と閉館時間が同じになり児童館関係者の利用に供した。	2館 本多図書館：平日午後8時まで開館。地域館（光図書館）：午後7時まで開館	光図書館においては併設の児童館と閉館時間が同じになり児童館関係者の利用に供した。	a	予定通り時間延長を達成した。他の地域館への拡大について統計数や光図書館の現状を参考に検討が必要。	a	併設の児童館の閉館時間に合わせた開館業務を実施。月曜日祝日も17時まで開館しているがさらなる周知が課題。	A	2館 本多図書館：平日午後8時まで開館。地域館（光図書館）：午後7時まで開館	光図書館以外の地域館の時間延長については、利用者懇談会等において利用者の意見を聞きながら今後検討
3-③	19 再掲	スポーツセンター、プールの個人開放	スポーツセンター、プール等を個人に開放し、多くの市民にスポーツに親しむ機会を提供する事業。それにより、生涯スポーツ社会の実現を目指す。	スポーツ団体に加入していない個人、ファミリーでもスポーツに親しむ機会を提供する。 個人使用 市民スポーツセンター：41,500人 ひかりスポーツセンター：22,500人 室内プール：67,500人	子どもが個人でもスポーツに親しめる環境が充実している。	スポーツ振興課	スポーツ団体に加入していない個人、ファミリーでもスポーツを親しむ機会を提供する。 個人使用 市民スポーツセンター：41,500人 ひかりスポーツセンター：22,500人 室内プール：67,500人	子どもが個人でもスポーツに親しめる環境が充実している。	個人使用 市民スポーツセンター：51,541人 ひかりスポーツセンター：24,512人 室内プール：73,006人	子どもが個人で参加できる個人開放の種目は、卓球・バスケットボール・バドミントン・バウンドテニス等がある。	a	目標としている人数に達している。	b	プールについては達成している。スポーツセンター及びグラウンドの個人開放については、対象種目と日程が限られているため、ニーズに十分対応しているとは言えない。	A	市民スポーツセンター：53,087人 ひかりスポーツセンター：25,247人 室内プール：75,196人 （28年度を基に3%増） スポーツ団体に加入していない個人、ファミリーでもスポーツに親しむ機会を提供する。 各体育施設の個人利用者の個人利用数の更なる増加。	子どもが個人でもスポーツに親しめる環境が充実している。
3-③	20 再掲	公民館青少年対象事業	・青少年を対象にした事業の実施。 ・防音スタジオ（光公民館）での中高生バンドグループの利用の促進。 ・スタジオ利用グループを中心にしたライブ事業の実施。	実施事業数：5 事業 スタジオ利用グループ数：10団体 ライブ開催回数：2回	・青少年を対象にした事業を実施し、青少年の活動ができていく。 ・防音スタジオ（光公民館）を中高生バンドグループがよく利用している。 ・スタジオ利用グループを中心にライブ事業が開催され、中学生から年長者まで幅広い年齢層が音楽を通して学びあう環境が整備できている。	公民館課	実施事業数：5 事業	青少年を対象にした事業を実施。	実施事業数：5 事業	青少年を対象にした事業を実施。	b	「ジュニアサロン本多公民館学習室（小中学生対象）、ジュニアサロン恋ヶ窪公民館学習室（小学生対象）」 夏休み期間の「ジュニアサロン子ども教室」「夏休み子どもクッキング」「夏休み子ども料理教室」 「高校生のための学校では学べない課外講座」	b	青少年を対象にした事業を実施し、小中高生に学習する機会を提供することができた。	B	実施事業数：5 事業	青少年を対象にした事業を実施。
3-③	73	公民館・学校施設・スポーツセンター等を利用した子どもの居場所づくり	学校の校庭や教室等に、安全・安心して活動できる子どもの居場所を設けることを目的に地域子ども教室を実施する。	市内全市立小学校10校で実施。 スポーツセンターで個人開放・スポレク広場実施	・放課後に子どもが安心して過ごすことのできる居場所が提供されている。 ・決まった時間に体育施設へ行くこととスポーツができる。	スポーツ振興課	スポレク広場の利用人数：348人（27年度を基に3%増）	体育施設がスポーツ利用だけでなく、子どもの居場所となっている。	隔週でスポレク広場を実施し、364人利用（平成28年度）	スポーツセンターの開放は行っている。また、スポレク広場・個人開放を行っている。	b	スポレク広場は定着してきているものの、リピーターが多い状況である。	b	市民スポーツセンターのロビーの開放は行っている。市民スポーツセンター以外の今後の活用方法を考える必要がある。	B	スポレク広場の利用人数：374人（28年度を基に3%増） 市内全市立小学校10校で実施。 スポーツセンターで個人開放・スポレク広場実施。	個人開放や自主事業の開催など放課後のスポーツを実施する環境が整っている。 体育施設の利用のみならず、ホールの開放など、子ども達の居場所としても開放し、利用されている。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
3-③	74	公民館、地域センター等を活用した「居場所」づくり事業	公民館は小中学生も利用できる施設であることを、小学生の「社会科見学」や中学生の「職場体験」で積極的にPRし、「居場所づくり」事業を促進。	実施館数：5館	・小中学生に向けた夏季自習室等の学習支援事業を行い、子どもの「居場所」づくりができています。 ・館内にあるフリースペースを活用し、「居場所」となりえる場所を確保し、地域の人とのふれあいの場となっている。	公民館課	実施館数：5館	小中高校生を対象に、全館で、夏休みの期間「ジュニアサロン夏季自習室」を実施。	実施館数：5館	小中高校生を対象に、全館で、夏休みの期間「ジュニアサロン夏季自習室」を実施。	b	小中高校生の「居場所づくり」を公民館全館で取り組むことができた。	b	夏休み期間に小中高校生の居場所を確保することができた。	B	実施館数：5館	小中高校生を対象に、全館で、夏休み期間「ジュニアサロン夏季自習室」を実施。
3-④	75	子どもの居場所づくり推進会議の設置	「子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップ」における検討を踏まえ、市民に子どもを見守る目が醸成され、市内の様々な場所が子どもの居場所となりうるよう推進組織を設置して、居場所づくりを具現化していく。	設置	子どもたちが市内各所を居場所として、いきいきと過ごしている。	子ども若者計画課	設置に向けた準備を行う。	設置に向け関係団体等と調整を行った。	c	関係団体との協議を行い設置に向けた準備を行った。	e	設置し議論を深めることにより結果として、31年度質的目標を満たすことから、各年度の目標設定は行うことができなかった。	D	H29年度に設置した子ども居場所づくり推進会議にて、子どもの居場所についての行政、団体、市民の活動を把握し、それぞれの果たす役割を協議する。		子どもの現状を把握するために、実態調査等子どもの意見収集方法について検討する。	
4-①	8再掲	親子ひろば事業の拡充	事業：利用者が安心して集える場で、育児相談もでき、友達関係も作れるなどを目的とした事業 対象者：主に0～3歳とその保護者、妊娠期の方 開設場所：市民活動団体の事業を含めて、各小学校区に1施設以上開設、ベビーカーを引いて利用できる地域に存在（市立児童館・市立地域センター・市立子ども家庭支援センター・市立学童保育所・市立スポーツセンター・都営住宅集会所） 屋外型親子ひろば事業は、市内3箇所公園にて開設 開設時間：各活動により、1日/週～5日/週、2時間/日～7、5時間/日 運営状況：市直営事業、指定管理者運営事業・委託事業、市と市民活動団体の協働事業、活動団体独自事業など各種	利用者延べ数計：48,000名（妊娠期の方の利用：100名 父親の利用：50名、相談件数計：5,800件）	妊娠期の方から利用がしやすい環境となっており、利用が増えている。要支援・要保護とならない健康群が増え、虐待等の発生が減少している。	子育て相談室	利用者延べ数計：30,000名（妊娠期の方の利用延べ数：50名 父親の利用延べ数：100名、相談件数計：4,000件）	子どもの成長や発達について、また、利用者自身の相談に注意を払い、少しでも解消に繋げる。	利用者延べ数計：41,353名（妊娠期の方の利用延べ数：20名 父親の利用延べ数：309名、相談件数計：4,127件）	子どもの成長や発達について、また、利用者自身の相談に注意を払い、少しでも解消に繋げられた。	b	事業が定着したことから、31年度目標に向けた28年度取組目標をおおむね達成し、利用者延べ数と父親利用延べ数の目標値は、大きく上回った。 相談件数は目標値に達し、一定の評価はできる。	b	様々な利用者があり、また相談はセンシティブなものであるため、親子ひろば職員（スタッフ）に、話しやすい相手、聞き受ける姿勢がとれるよう研修を行い、解消することに近づけたと評価する。今後も安定した相談しやすい環境や職員（スタッフ）のスキル、信頼関係の構築が必要である。	B	利用者延べ数計：40,000名（妊娠期の方の利用延べ数：80名 父親の利用延べ数：50名、相談件数計：5,000件）	様々な状況を持つ利用者に、相談しやすい環境と関係を構築できている。 母親向けに育児の合間にできるリフレッシュ体操等を教えた。親子ひろばで支援を行い、要支援・要保護とならない健康群が増えている。
4-①	76	健康に関する各種相談事業	妊産婦や育児中の保護者に対し、保健師など専門職が訪問・面接等で行う相談。	出生通知書受理100%、訪問率100%を目指す。	出生後120日以内に全家庭を訪問し、必要な支援が受けられる。育児や親子の健康に関する知識の普及を図り、健康保持・増進に努める。地域の身近な相談場所で相談でき、育児不安の軽減ができる。	健康推進課	出生通知書受理100%、訪問率100%を目指す。	出生後120日以内に全家庭を訪問し、必要な支援が受けられる。育児や親子の健康に関する知識の普及を図り、健康保持・増進に努める。地域の身近な相談場所で相談でき、育児不安の軽減ができる。	出生1034名、出生通知書受理1062名（里帰り出産も含む）。新生児訪問（こんには赤ちゃん訪問）971件。母子保健の面接（159件）・訪問（203件）・電話（1,342件）等による個別支援（25年度）	出生後120日以内までの乳児のいる家庭に対して訪問し、子どもの発育発達の確認、および産婦の育児不安の解消に努めた。また継続して支援が必要な対象者にたいしては専門職が面接等で支援を行った。	b	里帰りなどさまざまな理由で120日以内に訪問できなかった家庭に対しては3.4か月健診において、児の発育および育児状況の確認を行い、継続支援が必要な場合は支援へつないだため。	b	訪問時に、育児や親子の健康に関する知識の普及を図り、支援が必要な対象者に対しては継続して支援しているため。	B	出生通知書受理100%、訪問率100%を目指す。	ゆりかご面接（平成29年7月～）で妊娠期からの切れ目のない支援を行う。出生後は120日以内に全家庭を訪問し、必要な支援が受けられる。育児や親子の健康に関する知識の普及を図り、健康保持・増進に努める。地域の身近な相談場所で相談でき、育児不安の軽減ができる。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
4-①	77	乳幼児・妊産婦健康診査 乳幼児・妊婦歯科健診	各段階で健康診査を行うことにより妊産婦及び乳幼児の健康管理を行うとともに、疾病の早期発見・乳幼児の健全育成・保護者への育児支援を図る事業。	集団健診は受診率100%を目指す。	病気・障害・要支援家庭の早期発見と育児中の保護者の育児不安軽減など育児支援につながる。	健康推進課	集団健診の受診率は100%を目指す。	関係機関や各健診等が積極的な情報交換を行う。	集団健診受診率： 3～4か月児健診 98.3% 1歳6か月児健診 92.8%（医） 92.7%（歯） 3歳児健診 90.0%（医） 90.1%（歯）	関係機関や各健診等の情報を育児交換に役立てることができた。	b	集団健診について100%に満たないが、90%以上の受診率であった。受診できなかった児については後日電話やアンケート等で健康状態を確認している。	b	関係機関や各健診等の情報を共有することができた。より効果的な情報共有を図る。	B	集団健診の受診率100%を目指す。 妊婦歯科健診ではゆりかご面接での妊婦歯科健診の勧奨を行う。病気・障害・要支援家庭の早期発見と育児中の保護者の育児不安軽減など育児支援を行い、必要時、関係機関や各健診等が積極的な情報交換を行う。	
4-①	78	健康教育	両親学級、育児学級、離乳食講習会（1回食、2・3回食）等の各教室において、子どもと親が健康に生活できるよう知識の普及を図る事業。	両親学級：年10回実施 こぶたクラス（多胎児のクラス）：年2回 乳児歯磨きクラス：年12回 離乳食講習会：年24回	育児中の保護者が、地域で仲間を作ることができる。健康、育児についての知識・情報を得ることができる。	健康推進課	両親学級：年10回実施 こぶたクラス（多胎児のクラス）：年2回 乳児歯磨きクラス：年12回 離乳食講習会：年24回	育児中の保護者が、地域で仲間を作ることができる。健康、育児についての知識・情報を得ることができる。	両親学級：年10回550人 育児学級：こぶたクラス年2回 大人25人子ども30人 歯磨きクラス：年12回 大人171人子ども164人 離乳食講習会：年24回 1,316人	各教室において、子どもと親が健康に生活できるよう知識の普及が図れた。また仲間づくりの目的で親子同士の交流の時間も設けた	a	目標としている回数の開催がなされた。	b	各教室において健康・育児についての知識・情報を得る機会となっている。	A	両親学級：年10回実施 こぶたクラス（多胎児のクラス）：年2回 乳児歯磨きクラス：年12回 離乳食講習会：年24回 育児中の保護者が、地域で仲間を作ることができる。健康、育児についての知識・情報を得ることができる。	
4-①	79	予防接種	BCG、四種混合、三種混合、二種混合、ポリオ、水痘、麻疹、風疹、日本脳炎、Hib、肺炎球菌、子宮頸がん（HPV）の予防接種を行う事業。医師会に委託し、個別方式で実施する。法改正に伴い予防接種の種類は変更となる。	接種率：20%～約100%。高い方が良いとされるが事業評価は数値化しづらい。	子どもたちの病気予防が図られている。	健康推進課	接種率：20%～約100%。高い方が良いとされるが事業評価は数値化しづらい。	子どもたちの病気予防が図られている。	0～105%（新規接種対象者以外も含んでいるため100%を超える場合がある）	乳幼児インフルエンザに対する市独自助成を開始するとともに、他区市町村での接種にたいする費用償還制度を創設し、より幅広い接種機会の提供に成功している。	b	全体的に接種者数は微増しており、予防接種の実施とその勧奨により子どもの病気予防に寄与している。	b	乳幼児インフルエンザに対する市独自助成を開始するとともに、他区市町村での接種にたいする費用償還制度を創設し、より幅広い接種機会の提供に成功している。	B	数値化は難しい。 乳幼児インフルエンザに対する市独自助成の対象年齢層を拡大し、より幅広い接種機会の提供を実現する。	
4-①	80	低出生体重児の届出・未熟児訪問	体重が2,500グラム未満の乳児に対して家庭訪問を実施する事業。	事業評価は数値化しづらい。	小さく生まれた児童が、健やかに成長していくことができる。また、保護者が、安心して子育てできる。	健康推進課	事業評価は数値化しづらい。	退院後すみやかに新生児訪問し、地域資源の情報提供ができる。	低出生体重児届出：111人 未熟児訪問：延べ65人	病院からNICU、GCUの報告の際、地区担当保健師にて情報確認し、新生児訪問の指示票に記載。	b	新生児訪問として計上しており、未熟児訪問単独では計上不可。	b	訪問を行い安心して子育てできるよう、引き続き支援していく。新生児訪問後の医療機関と連携継続する必要がある。	B	新生児訪問として計上しており、未熟児訪問単独では計上不可。 病院からNICU、GCUの報告の際、地区担当保健師にて情報確認し、新生児訪問の指示票に記載。退院後すみやかに新生児訪問し、地域資源の情報提供ができる。	
4-①	81	児童・生徒の保健衛生事務	児童・生徒の保健衛生にかかわる事務を行う。	対象者全員に実施しており、健診が多岐にわたるため数値化できない。	健診により健康状況の把握、疾病の早期発見が可能となる。その結果に基づき予防、治療ができ、健康管理が容易になる。	学務課	対象者全員に学校保健安全法に基づく健診を実施する。	健診により健康状況の把握、疾病の早期発見が可能となる。その結果に基づき予防、治療ができ、健康管理が容易になる。	全員を対象に実施している。健診が多岐にわたるため数値化しづらい。	学校保健安全法に規定されている健康診断（結核、心臓、腎臓、脊柱側弯等）を実施し児童・生徒の健康管理に努めた	a	学校保健安全法に規定されている健康診断を全児童・生徒を対象に実施している。現状課題等はない。	a	学校保健安全法に規定されている健康診断を全児童・生徒を対象に実施している。現状課題等はない。	A	全児童・生徒に学校保健安全法に規定されている健康診断を実施する。 健診により健康状況の把握、疾病の早期発見が可能となる。その結果に基づき予防、治療ができ、健康管理が容易になる。	

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
4-①	15 再掲	子ども家庭支援センター運営協議会の開催	市長の諮問により、子ども家庭支援センターの運営、相談支援関係業務と地域支援係の各所管業務・運営について、第三者的な視点で評価を実施し、市長への答申を提起するもの。これにより、市長は、答申を尊重し、課題改善に努める。	2年間での、答申内容への課題解決進捗状況：100%	答申課題への改善進捗が進められ、子ども家庭支援センターの運営・所管事業が充実している。	子育て相談室	運営協議会第7期答申内容の課題解決進捗状況：50%	運営協議会第7期答申に挙げられた課題に対し、虐待の予防や子どもと親の健康を確保する。	運営協議会第7期答申内容の課題解決進捗状況：60%	運営協議会第7期答申に挙げられた課題に対し、虐待の予防や子どもと親の健康を確保する。	b	子ども家庭支援センターと保健センターの連携していくために、親子ひろばや市内子育て支援事業者を対象に国分寺市の母子保健事業について、健康推進課職員による研修を実施。	b	主に親子ひろばと保健センターがより連携できるよう健康推進課職員による講義はかなり有効だった。今後はさらなる連携を取るべく風通しを良くすることが課題であり、顔が見える存在になるよう双方の意識が必要である。	B	運営協議会第7期答申内容の課題解決進捗状況：80%	【相談担当】虐待防止に関わる専門性を高めるための環境整備をし、虐待予防を推進する。 【地域担当】親子ひろば利用の市民の声が保健センターへ届けられるよう連携が密に図れるようになっている。
4-②	76 再掲	健康に関する各種相談事業	妊産婦や育児中の保護者に対し、保健師など専門職が訪問・面接等で行う相談。	出生通知書受理100%、訪問率100%を目指す。	出生後120日以内に全家庭を訪問し、必要な支援が受けられる。育児や親子の健康に関する知識の普及を図り、健康保持・増進に努める。地域の身近な相談場所での相談でき、育児不安の軽減ができる。	健康推進課	出生通知書受理100%、訪問率100%を目指す。	出生後120日以内に全家庭を訪問し、必要な支援が受けられる。育児や親子の健康に関する知識の普及を図り、健康保持・増進に努める。地域の身近な相談場所での相談でき、育児不安の軽減ができる。	出生1034名、出生通知書受理1062名（里帰り出産も含む）。新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）971件。母子保健の面接（159件）・訪問（203件）・電話（1,342件）等による個別支援（25年度）	出生後120日以内までの乳児のいる家庭に対して訪問し、子どもの発育発達の確認、および産婦の育児不安の解消に努めた。また継続して支援が必要な対象者にたいしては専門職が面接等で支援を行った。	b	里帰りなどさまざまな理由で120日以内に訪問できなかった家庭に対しては3.4か月健診において、児の発育および育児状況の確認を行い、継続支援が必要な場合は支援へつないだため。	b	訪問時に、育児や親子の健康に関する知識の普及を図り、支援が必要な対象者に対しては継続して支援しているため。	B	出生通知書受理100%、訪問率100%を目指す。	ゆりかご面接（平成29年7月～）で妊娠期からの切れ目のない支援を行う。出生後120日以内に全家庭を訪問し、必要な支援が受けられる。育児や親子の健康に関する知識の普及を図り、健康保持・増進に努める。地域の身近な相談場所での相談でき、育児不安の軽減ができる。
4-②	82	各種栄養関連事業（離乳食講習会・両親学級・食育講座など）	各種栄養関連事業を食育事業に位置づけ、食育の推進を図る事業。	離乳食講習会：年24回両親学級わくわくクラス：年4回以上栄養講座：年2回以上食育講座：年3回以上	妊婦・乳幼児・保護者の健康の保持・増進を図る。参加者が今後の食生活や子育てなど自信が持てるきっかけや方法を学ぶ。	健康推進課	離乳食講習会：年24回両親学級わくわくクラス：年4回以上栄養講座：年3回以上食育講座：年3回以上	参加者が、健康に生活できるよう知識の普及を図る。	離乳食講習会：1,316人両親学級：182人栄養講座：55人食育講座：82人	離乳食講習会・両親学級については、育児不安の軽減と健全な発育の推進に繋がっている。栄養講座・食育講座は、健康の保持・増進につながっている。	b	離乳食講習会は、定員を増やすことで希望日に受講できるよう配慮した。参加者の少ない講座に関しては、内容や周知の検討を行う。	b	離乳食講習会については、知識の普及のみならず、グループワークを行うことで他の児の様子も見ることができ子育ての参考になっている。その他の講座については、今後の食生活を楽しく無理なく改善できるよう内容を工夫している。	B	離乳食講習会：年24回両親学級わくわくクラス：年4回以上栄養講座：年3回以上食育講座：年3回以上の継続	参加者が集まりやすい内容、よりよい実施方法、周知方法について検討しながら行っていく。
4-②	83	個別栄養相談	管理栄養士による個別相談を実施する事業。	年10回実施	参加者の健康の保持・増進につながり、食事・栄養の疑問・悩みが解消できる。	健康推進課	年12回	毎月実施し、相談希望日の選択肢を増やす。	45人/12回（うち妊産婦1人）	毎月実施することから選択肢が増え、希望月に相談ができ、継続の場合もある程度の期間を経ての希望月に相談ができる	a	毎月実施することで年間実施数が増えた	b	毎月の実施と共に、相談者も増加するよう周知等の工夫が必要。また市民の健康保持目的に、食生活における疑問の解決の機会とできる用内容の充実にも努める	A	年12回の継続	講座等様々な機会を活用しての全世代への周知と内容の充実をさらに努める。
4-②	84	国分寺市栄養士連絡会	保育園・学務課・小学校・健康推進課の栄養士による食教育の推進及び保健栄養等に関する連絡・調整を行う。	年2回実施	関係機関との連携を図り、継続的な食育活動を推進する。	健康推進課	年2回実施	関係機関との情報共有ができていく。	年2回実施（5月・2月）	関係機関との情報共有ができており、連携が深まっている。	b	例年通り、年2回実施できた。	b	関係機関と連携を図り、情報共有ができていく。	B	年2回実施の継続	関係機関との情報交換を行い、連携して食育活動を推進していく。
4-③	85	中高生を対象とした、たがいの性を理解し尊重するための啓発事業	児童館利用の中高生、学童保育所で受け入れている中学生障害児が男女たがいの性を理解し尊重するための機会の提供をする。	行事等の機会を捉え、実施	中高生が男女たがいの性を理解し尊重して、接している。	子ども子育て事業課	10回	館内宿泊で同じ空間で過ごすことにより、自然に気遣いできる。	10回	館内宿泊で同じ空間で過ごすことにより、自然に気遣いできる。	b	中高生も参加しやすい時期に行事設定する。	b	中高生が参加しやすい行事の中で、自然な気遣いができるよう、部屋割等子ども主導で決定する。	B	6館	中高生も参加しやすい時期に行事設定する。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
4-③	86	性の尊重やリプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の普及	男女平等推進センター主催事業等で、性の尊重や性と生殖に関する自己決定権についての講座等を開催し、認識を広げる事業。	毎年又は隔年で1回の講座実施	性の尊重や生殖に関する自己決定権について定期的に情報提供や啓発する講座を開催している状態。	文化と人権課	講座2回	女兒の生理や男児の心身の変化について学ぶとともに親子で性について話す機会を作る。	講座2回	性についての知識や情報提供とともに親子が話し合う機会を作られた。	a	【理由】28年度取組目標のとおり実施したため。	a	【理由】講座参加者アンケートでは、9割の参加者が内容に満足をしており、多くの参加者が講座を受けた後に自分の中で変化したことがあると回答しているため。	A	講座1回	性の尊重や生殖に関する自己決定権について情報提供や啓発をする。
4-③	87	教育相談の充実	幼児から青少年までの様々な悩みや課題に対し、個別に相談に応じ、子ども・保護者の心理的な課題の解決を支援する事業。	延べ相談件数：4,000件	継続的な相談により、子ども・保護者への心理的支援をすることができている。	学校指導課	延べ相談件数：4,000件	継続的な相談により、子ども・保護者への心理的支援をすることができている。	延べ相談件数：2,094件 他 全員面接対象 小5 874名 中1 757名	継続的な相談により、子ども・保護者への心理的支援を行った。	a	スクールカウンセラーによる通常の相談に全員面接を加えると、3725件となる。また、これとは別に教育相談室における教育相談が、のべ350件実施された。	a	必要に応じて教育相談室との連携を図りながら、継続的な相談により、子どもや保護者の心理的な変容を把握できるようにした。	A	延べ相談件数：4,000件	スクールカウンセラーによる継続的な相談により、子どもや保護者の心理的な変容を把握できるようにする。必要に応じて、教育相談室や適応指導教室、スクールソーシャルワーカーとの連携を図る。
4-④	88	休日診療事務事業	日曜・祝日・年末年始の昼間及び深夜に外来急病患者に対する診療を行う事業。医師会・歯科医師会に委託し、市内医療機関での輪番方式で実施する。	事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が受診できている。	健康推進課	事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が受診できている。	年間医科：休日3,629人・準夜896人 歯科：休日284人・準夜66人 薬科：休日3,811人	昨年度に引き続き、医科、歯科、薬科の連携のとれた事業を実施できた。	c	事業評価は数値化しづらい。	c	予測できない疾病・怪我に対し適切に対応していることから、市民の医療への不安を解消することができたため。	C	事業評価は数値化しづらい。	市民が安心して生活できる医療環境確保のため、休日・夜間等の救急医療体制は不可欠であり、今後も継続していく必要がある。
4-④	89	歯科医療連携	かかりつけ歯科医を探すことが困難な、障害者・在宅要介護者等が身近な地域で適切な歯科医療を受けられるよう、障害者等歯科相談窓口で歯科衛生士が相談を受け、歯科医師会コーディネーターと連携して対応する事業。	事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が受診できている。	健康推進課	ニーズに応じて対応する事業の為量的目標を設定するのは難しい。	状況に応じた適切な対応や相談を行い、要医療の市民を受診につなげる。	障害者等歯科相談及び連絡調整件数271件（再掲） 歯科衛生士訪問12件 歯科医師訪問10件	要医療の市民を歯科受診につなげることができた。障害児には継続した歯科相談を実施している。	b	ニーズに応じて相談を行うもので量的評価は難しい。実績値で考えると達成している。関係機関との連携強化	b	障害児への相談の継続が、歯科受診や歯科疾患の予防につながり保護者の負担を軽減した。質の高い相談の実施	B	ニーズに応じて対応する事業の為量的目標の設定は難しい。周知方法の検討	ニーズに応じた相談や、個々の身体的状況等に対応できる歯科医療機関の紹介情報提供・情報共有等を継続し、関係機関との連携を強化する。
4-④	90	小児救急医療	地域での小児初期救急医療体制の構築・実現に向け関係機関等と検討・調整を行う。	実施	小児医療が充実していることで安心して子育てができる。	健康推進課	実施	小児医療が充実していることで、安心して子育てができる。	未実施	未実施	e	近隣に小児総合医療センターがあり、市内にも夜間診療を行う小児科があることから、地域での小児初期救急医療体制の構築に向けた検討・調整は実施していない。本事業のあり方について検討する必要がある。	e	近隣に小児総合医療センターがあり、市内にも夜間診療を行う小児科があることから、小児初期救急医療体制の構築に向けた検討・調整を行う必要性は低い。	E	近隣に小児総合医療センターがあり、市内にも夜間診療を行う小児科があることから、小児初期救急医療体制の構築に向けた検討・調整を行う必要性は低い。	

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
5-①	91	父親参加型育児の啓発事業	各事業への父親参加が可能なように、設定の工夫を検討実施する。	父親参加可能な事業数：20事業 父親の参加数：100人（1事業5人×20事業）	父親の参加可能な事業が展開され、母親だけではなく、父親も育児に参加でき、その参加実態が増えている。	子育て相談室	実施回数 ①つくしんぼ8事業 120人（1事業15人×8事業） ②子ども家庭支援センター3事業 述べ計30人	①父親の参加可能な事業が展開され、母親だけではなく、父親も育児に参加できるよう、行事を行い、育児への参加の啓発を行っていく。 ②父親も育児に参加でき、その参加実態が増えている。	実施回数 ①つくしんぼ10事業 80人（入園式7人、保護者交流会14名、父親参観講演会11人、親子療育1人、父子園内宿泊訓練11人、合同防災訓練6人、戸外訓練2人、親子遠足1人、親子行事10人、卒園式17人） ②子ども家庭支援センター3事業 述べ計41人	①父親の参加可能な事業が展開され、母親だけではなく、父親も育児に参加できるよう、行事を行い、育児への参加の啓発を行った。 ②父親が参加しやすい土曜日に実施し、育児に参加できる環境を整備した。	c	①父親の仕事の関係で、参加者が少なかった。毎年参加人数の変動があるが、育児への参加の啓発は、常に実施していく。 ②父親向けの事業参加は、増加傾向にあり、達成した。今後は、イベントではなく気軽に親子ひろばの利用を増やすことが課題である。	b	①つくしんぼでは、参加者の父親から、親同士のつながりが深まった。また、頑張っている子どもの成長が見られ、有意義であったとの感想が多くみられた。 ②親子ひろばに足を運んでもらえるよう保育所入所説明会において、父親向けのイベントの広報を行った。 また、男性のみで行うフリートキングは、子育てや家庭のことに留まらず、会社の話まで情報交換を行うなど交流は好評であった。	B	実施回数 ①つくしんぼ10事業96人：入園式10人・保護者交流会12人・父親参観講演会15人・親子療育5人・父子園内宿泊訓練15人・合同防災訓練8人・戸外訓練2人・親子遠足2人・親子行事10人・卒園式17人 ②子ども家庭支援センター4事業 述べ70人	①父親の参加可能な事業が展開され、母親だけではなく、父親も育児に参加できるよう、行事を行い、育児への参加の啓発を行っていく。 ②さらなる認知と理解を導けるよう広報を行い、いつもの親子ひろばに父子で気軽に寄って利用できる場になっている。
5-①	92	雇用における男女平等に関する講座等の開催	男女平等推進センター主催事業として仕事と生活の両立支援に関する講座を開催する事業。	毎年又は隔年で1回の講座実施。	男女平等推進センター主催事業として仕事と生活の両立支援に関する講座を定期的に開催できている状態。	文化と人権課	マインターンを2期（講座3回就業体験2回で1期）	結婚、妊娠、出産等を機に離職した女性が再就職への行動を起こせるようにする。	マインターンを2期（講座3回就業体験2回で1期）	再就職への行動を起こそうとする女性を増やせた。	a	【理由】28年度取組目標のとおり実施したため。	a	【理由】参加者アンケートでは、子育て中に得たスキルがあると実感した人9割など、働く事への自信を取り戻したという結果が得られたため。	A	マインターンを2期（講座3回就業体験2回で1期）	結婚、妊娠、出産等を機に離職した女性が再就職への行動を起こせるようにする。
5-①	93	特定事業主行動計画の推進及び啓発	平成21年度中に進捗状況を確認し課題について見直しを行った特定事業主行動計画の啓発を行い、働きやすい職場環境の整備を進める事業。	出産介護休暇については、特定事業主行動計画で取得率100%の目標を掲げている。育児参加休暇についても、対象者すべてが取得することが望ましい。男性の育児休業は、特定事業主行動計画で取得率10%を目標としている。	職員が制度について十分に理解するなど日常の環境が整備され、働きやすい職場になっている。	職員課	・出産介護休暇取得率80%以上 ・育児参加休暇取得率80%以上 ・男性育児休業取得率8%（H27年度実績）以上	職員向けに休暇制度を取りまとめ周知を行う。	・出産介護休暇取得率79% ・育児参加休暇取得率36% ・男性育児休業取得率7%	休暇制度を取りまとめ周知を行った。	c	各取得率について、いずれも目標値に達することができなかった。	a	休暇制度を取りまとめ周知を行ったため。	B	・出産介護休暇取得率100% ・育児参加休暇取得率100% ・男性育児休業取得率10%	職員向けに休暇制度の周知を更に行い、職場環境の改善を進める。
5-①	94	両親学級、プレママプレパパセミナー	妊娠・出産・育児・保護者の健康について、専門職による講義・実習を行い、子供や自らの健康や育児に関する知識の普及を図るとともに地域での仲間づくりを進める。	両親学級：年10回実施	地域での仲間づくりや健康育児に関する知識・情報を得て、安心して出産・育児ができる。	健康推進課	年10回実施	地域での仲間づくりや健康育児に関する知識・情報を得て、安心して出産・育児ができる。	わくわくクラス：4回 182名。ひかりクラス：6回 368名。	妊婦とその家族が妊娠・出産に関する知識を得ることができ、地域で安心して出産・子育てすることにつながっている。	b	目標回数10回実施できている。	b	ひかりクラス、わくわくクラスともに地域に配慮し参加者のグループを設定している。また、必要な方は個別で相談を受け、安心して出産・育児ができるよう努めた。29年度から妊婦の全数面接を開始するため、事業同士の連携を図っていく。	B	両親学級：年10回実施	ゆりかご面接と連動させる。妊婦とその家族の出産・育児への不安の軽減を図る。
5-①	95	児童館での家族を対象とした土・日曜日の事業実施	平日に児童館施設を利用できない、家族・父親などが一緒に参加できるような事業を企画する。	土・日曜日の行事実施数：18回	平日に児童館を利用できない家族が、児童館でいきいきと過ごしている。	子ども子育て事業課	18回	土日曜日に遠足や児童館まつりを企画し、平日に児童館を利用できない家族が、参加できる。	16回	土日曜日に遠足や児童館まつりを企画し、平日に児童館を利用できない家族が、参加できる。	b	雨天中止になってしまった行事があったが、行事企画数は目標値に達していた。	b	児童館まつり・ごはんフェス・土曜日カフェ・パパデイの行事実施を行う	B	18回	土日曜日に遠足や児童館まつりを企画し、平日に児童館を利用できない家族が、参加できる。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
5-①	96	子育てへの男女共同参画に関する啓発	仕事と家庭との調和の意識作りへの情報提供や講座開催	毎年又は隔年で1回の講座実施	仕事と家庭との調和の意識作りへの情報提供がなされ、定期的に講座が開催されている状態。	文化と人権課	講座1回	男性が主体的に家事・育児を行うための意識を醸成する。	講座1回	男女がともに家事・育児を担う意識の醸成ができた。	a	【理由】28年度取組目標のとおり実施したため。	a	【理由】講座参加者アンケートでは、全ての参加者が内容に満足をしており、多くの参加者が講座を受けた後に自分の中で変化したことがあると回答しているため。	A	講座1回	男女がともに家事・育児を担う意識を醸成する。
5-②	97	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をしたい市民（援助会員）と育児の援助を受けたい市民（利用会員）が育児の相互援助活動を行う会員登録制の組織事業。育児利用時間に応じた謝礼金を利用会員が援助会員に支払う。	援助会員数：450人 利用会員数：550人 両方会員数：20人	利用したい会員へのニーズと、援助してくれる会員数のバランスが良く取れており、働き・支援したいといった声にも十分に答えられる、市民互助の実施がなされている。	子ども子育てサービス課	援助会員数：430人 利用会員数：800人 両方会員数：12人	利用したい会員へのニーズと、援助してくれる会員数のバランスが良く取れており、働き・支援したいといった声にも十分に答えられる、市民互助の実施がなされている。	援助会員数：228人 利用会員数：1,088人 両方会員数：14人	会員数のバランスの改善には結びつかなかったが、活動実人数では依然充足されているため、昨年同様円滑に援助活動に繋げることができた。	b	利用会員の堅調な増加により総会員数は増加となった。しかし援助会員は横ばいであったため、会員数のバランスが課題ではあるが、現状援助は充足されているため、事業の充実を一定図れたと考えられるため。	c	今年度は援助会員の更新登録対象者が多かったことも影響しているが、会員数を改善することができなかったため。	B	利用会員については今後も3～4か月検診等での登録説明会を継続していき、市報等広報を強化することで、丁寧な周知を行う。	課題となっている会員数のバランスを改善するため、援助会員については講習会の開催する場所・日時・回数や登録要件等を見直すことで、会員数を更に増やしていく。
6-①	6 再掲	子ども総合相談窓口の設置	子ども家庭支援センターを総合相談窓口として、子育て・子育てに関する各種相談の窓口を運営する事業。開館時間を火曜日～土曜日を、月曜日～土曜日にする方向で検討する。	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全9,500件 （妊娠期の相談：30件、子ども自身の相談：50件、虐待通告：150件、いじめ相談：30件）	妊娠期や、子どもに関する相談に関しては、総合相談窓口で受け入れられていることが周知され、相談がしやすくなり、解決しやすい状況となっている。また、フンストップの相談体制が構築されている。	子育て相談室	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全9,500件 （妊娠期の相談：30件、子ども自身の相談：50件、虐待通告：150件、いじめ相談：30件）	妊娠期や、子どもに関する相談に関しては、総合相談窓口で受け入れられていることが周知され、相談がしやすくなり、解決しやすい状況となっている。また、フンストップの相談体制が構築されている。	相談受け入れ対応件数：10,495件 （妊娠期の相談：20件、子ども自身の相談：36件、虐待通告：154件、いじめ相談：2件） 新規相談受理件数：580件（相談担当） 市立小中学校への出前啓発活動：全15校	多岐に亘る相談に対して、的確な支援を実施することができた。	a	相談受け入れ対応件数は、31年度目標を超えている。	a	年々、難易度が高くなり、多岐に亘る相談内容であるが、他機関とも連携し、的確な支援を実施することができた。	A	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全件10,000件	多岐に亘り、かつ困難度の高い相談に対して、的確な支援を実施するために、係内のスキルアップに努める。特に機関連携の要となり、信頼を得ることを目的とする。
6-①	8 再掲	親子ひろば事業の拡充	事業：利用者が安心して集える場で、育児相談もでき、友達関係も作れるなどを目的とした事業 対象者：主に0～3歳とその保護者、妊娠期の方 開設場所：市民活動団体の事業を含めて、各小学校区に1施設以上開設、ベビーカーを引いて利用できる地域に存在（市立児童館・市立地域センター・市立子ども家庭支援センター・市立学童保育所・市立スポーツセンター・都営住宅集会所） 屋外型親子ひろば事業は、市内3箇所公園にて開設 開設時間：各活動により、1日/週～5日/週、2時間/日～7、5時間/日 運営状況：市直営事業、指定管理者運営事業・委託事業、市と市民活動団体の協働事業、活動団体独自事業など各種	利用者延べ数計：48,000名（妊娠期の方の利用：100名、父親の利用：50名、相談件数計：5,800件）	妊娠期の方から利用ができやすい環境となっており、利用が増えている。要支援・要保護とならない健康群が増え、虐待等の発生が減少している。	子育て相談室	利用者延べ数計：30,000名（妊娠期の方の利用延べ数：50名、父親の利用延べ数：100名、相談件数計：4,000件）	小学校区に1か所の親子ひろばの開設を行う。	利用者延べ数計：41,353名（妊娠期の方の利用延べ数：20名、父親の利用延べ数：309名、相談件数計：4,127件）	小学校区に1か所の親子ひろばの開設を行った。	a	国分寺駅北口から国分寺駅南口徒歩2分の所に、移転したことにより、28年度目標を達成できた。	a	移転後の親子ひろばの居室も広がり、今までの狭隘は解消され、利用者にとって、利用制限することなく過ごしやすい遊び場と交流の場のサービスを提供できた。	A	利用者延べ数計：40,000名（妊娠期の方の利用延べ数：80名、父親の利用延べ数：500名、相談件数計：5,000件）	主に0～3歳とその保護者、妊娠期の方が、安心して集える場で、育児相談もできる、友達関係も作れるような親子ひろばになっている。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
6-①	15再掲	子ども家庭支援センター運営協議会の開催	市長の諮問により、子ども家庭支援センターの運営、相談支援関係業務と地域支援系の各所管業務・運営について、第三者的な視点で評価を実施し、市長への答申を提起するもの。これにより、市長は、答申を尊重し、課題改善に努める。	2年間での、答申内容への課題解決進捗状況：100%	答申課題への改善進捗が進められ、子ども家庭支援センターの運営・所管事業が充実している。	子育て相談室	運営協議会第7期答申内容の課題解決進捗状況：50%	地域における子育て支援サービスの充実におけるサービス提供できる環境を整備する。	運営協議会第7期答申内容の課題解決進捗状況：60%	地域における子育て支援サービスの充実におけるサービス提供できる環境を整備した。	b	運営協議会第7期答申において、関係機関との組織を越えた連携強化の必要性が挙げられ、市内の子育て支援活動者が集う国分寺子ども・子育て支援円卓会議に参加し、また親子ひろば等のネットワークづくりはおむね築くことができ連携強化となったと思う。	b	地域における子育て支援サービスの充実におけるサービス提供できる環境を整えるため、子ども・子育て支援コーディネーターの職員増配置や、国分寺子ども・子育て円卓会議を共に開催できる、市内の子育て支援活動者と協定締結を目標に度重なる話し合いを行い準備してきた。	B	運営協議会第7期答申内容の課題解決進捗状況：80%	【相談担当】虐待防止に関わる専門性を高めるための環境整備をし、虐待予防を推進する。 【地域担当】子ども・子育て支援コーディネーター、子育て支援パートナーが親子ひろばをはじめ、市内の子育て支援活動団体を巡回し、顔が見える関係となり連携強化できている。
6-①	98	児童館での乳幼児向け事業	児童館が実施する乳幼児とその保護者向けの各種事業。「親子で遊ぼう」「親子のわ」「読み聞かせ」「料理」「音楽会」など。	全館実施事業数計：550事業	多数の乳幼児親子が児童館を利用し、いきいきと過ごしている。	子ども子育て事業課	550回	乳幼児向け行事企画する。	558回	親子のわ・水遊び・人形劇・読み聞かせなど乳幼児向け行事企画する。	a	乳幼児親子が参加しやすい親子のわ・水遊び・人形劇・読み聞かせなど乳幼児向け行事企画する。	b	年齢別での行事企画等乳幼児親子が参加しやすい内容にした。	A	500回	乳幼児向け行事企画する。
6-①	99	子育てガイド「ホッとおれんじこくぶんじ」の作成と普及	子育てに関する様々なサービスの総合的な案内をするためのガイドブックを作成、配布する事業。	作成回数：3年に1回	利用者にとってわかりやすく必要な情報が掲載されたガイドブックとなっている。	子ども若者計画課	平成29年度発行に向け、準備を行う。	利用者にわかりやすいガイドとしていくために、平成26年度発行子育てガイドの情報の整理を行う。	平成29年度発行に向け、協働発行事業者を募集した。	平成29年度発行に向け作成方針を作成した。	c	概ね計画とおり進めることができた。	c	より分かりやすく、最新の情報を常に届けることができるよう発行方法の見直し等を図った。	C	より新しい情報が掲載された子育てガイドを発行する。（3,000部発行予定）	関係機関や団体の協力を得ながら、より良い子育てガイドとしていく。
6-①	100	公民館保育室事業	・就学前の子どもがいる女性の学習活動を支えるため、受講中に保育を行う事業の実施。 ・子どもの育ち・発達・生活等に関する学びの場を提供し、親に対する啓発事業を実施。	実施事業数：5事業	・幼い子がいる女性が学習活動を通じ、親子ともに仲間の中で学ぶ機会を持つことができている。 ・子育てをしている親が、子どもの育ち・発達・生活等に関することを学び、自分自身のこれからの生き方を見つめる機会を持つことができている。	公民館課	実施事業数：5事業	全館で「幼い子のいる親のための教室」を実施。	実施事業数：5事業	全館で「幼い子のいる親のための教室」を実施。	b	「幼い子のいる親のための教室」を公民館全館で実施することができた。	b	子どもの育ちや自分自身の今後の生き方を考える学習を保育・託児事業で行い、親子ともに仲間の中で学ぶ機会を確保することができた。	B	実施事業数：5事業	全館で「幼い子のいる親のための教室」を実施。
6-①	101	乳幼児母性健康相談事業	妊産婦・乳幼児とその保護者を対象とし、子供の身体測定、保健・母性・栄養・歯科個別相談を実施する。地域の親子ひろばでの出張ミニ相談会も実施。	乳幼児母性健康相談：年9回 親子ひろばミニ相談会：年22回	より身近な場所で相談を受け、育児に自身が持てるようになる。	健康推進課	乳幼児母性健康相談：9回 実施 親子広場：22回実施	より身近な場所で相談を受け、育児に自身が持てるようになる。	乳幼児母性健康相談：9回 実施 851名 (延) 親子広場：18回実施 186名(延)	必要としている市民が相談を利用できた。	b	乳幼児母性健康相談に関しては9回実施できている。親子ひろばに関しては1回につき平均10人相談を利用できている。地域で相談が必要な市民が相談を利用することができたため。	b	相談を必要としている市民が各相談を利用できているため。	B	乳幼児母性健康相談：9回実施 親子広場：22回実施	市民に身近な場所で専門職が相談を受けることで市民が育児に自信が持てるようになる。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
6-①	97再掲	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をしたい市民（援助会員）と育児の援助を受けたい市民（利用会員）が育児の相互援助活動を行う会員登録制の組織事業。 育児利用時間に応じた謝礼金を利用会員が援助会員に支払う。	援助会員数	利用したい会員へのニーズと、援助してくれる会員数のバランスが良く取れており、働き・支援したいといった声にも十分に答えられる、市民互助の実施がなされている。	子ども子育てサービス課	援助会員数：430人 利用会員数：800人 両方会員数：12人	利用したい会員へのニーズと、援助してくれる会員数のバランスが良く取れており、働き・支援したいといった声にも十分に答えられる、市民互助の実施がなされている。	援助会員数：228人 利用会員数：1,088人 両方会員数：14人	会員数のバランスの改善には結びつかなかったが、活動実人数では依然充足されているため、昨年同様円滑に援助活動に繋がることができた。	b	利用会員の堅調な増加によりそう会員数は増加となった。しかし援助会員は横ばいであったため、会員数のバランスが課題ではあるが、現状援助は充足されているため、事業の充実を一定図れたと考えられるため。	c	今年度は援助会員の更新登録対象者が多かったことも影響しているが、会員数のバランスを改善することができなかったため。	B	利用会員については今後も3～4か月検診等での登録説明会を継続していき、市報等広報を強化することで、丁寧な周知を行う。 課題となっている会員数のバランスを改善するため、援助会員については講習会の開催する場所・日時・回数や登録要件等を見直すことで、会員数を更に増やしていく。	
6-①	102	子育て中の親が学ぶグループの育成・支援事業	公民館で活動する子育て中の親のグループに、学習活動のためのグループ育成支援や保育支援を行い、親子ともに仲間づくりに取り組む事業。	活動グループ数：20団体 グループ活動の参加者数（就学前の子と親）：300人	親子それぞれに仲間づくりをし、子どもの育ちや親の暮らしのあり方などを、仲間とともに考え合う機会が持っている。	公民館課	活動グループ数：20団体 グループ活動の参加者数（就学前の子と親）：300人	子どもの育ちや暮らしのあり方などを考える保育室活動を実施。	活動グループ数：23団体 グループ活動の参加者数（就学前の子と親）：380人	子どもの育ちや暮らしのあり方などを考える保育室活動を実施。	b	本多：5団体、親53人・子41人 恋ヶ窪：5団体、親33人・子31人 光：4団体、親44人・子36人 もとまち：4団体、親33人・子29人 並木：6団体、親44人・子36人	b	子どもの育ちや暮らしのあり方などを考える保育室活動を実施することができた。	B	活動グループ数：20団体 グループ活動の参加者数（就学前の子と親）：300人 子どもの育ちや暮らしのあり方などを考える保育室活動を実施。	
6-①	103	子育てサークルの育成及び支援	親子の「わ」の事業やおもちゃ図書館の事業を通じて、子育てグループの育ちのきっかけを提供したり、各自主保育グループ等への活動場所の提供などの支援をする事業。	自主グループや親子の「わ」のグループなどの企画延べ回数：450回	多数の乳幼児親子が児童館を利用し自主的にいきいきと活動している。	子ども子育て事業課	自主グループや親子の「わ」のグループなどの企画延べ回数：450回	多数の乳幼児親子が児童館を利用し自主的にいきいきと活動している。	391回	企画行事には積極的に参加している。	c	親子のわや年齢別親子対象行事の実施により、仲間づくりしやすい環境設定を行うが目標値までいかなかった。	c	子育てグループの育ちのきっかけを提供したり、各自主保育グループ等への活動場所の提供などの支援をするが、自主活動まで発展しない。	C	6館 児童館内での親子ひろば開催実施もあり、関係課と連携し支援していく。	
6-①	104	地区連絡協議会（地域の児童問題について情報交換及び協議等を行う協議会）	児童相談センターにより設置された協議会で、児童委員が事務局、市は協力の立場の事務局となっている。児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による協議会。地域の児童問題について情報交換及び協議等を行う事業。	協議会参加人数：180人	四者協（児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター）の四者による地区連絡協議会）で密に情報交換・協議等が行われ、十分な連携が図られている。	地域福祉課	協議会参加人数：180人	四者協（児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター）の四者による地区連絡協議会）で密に情報交換・協議等が行われ、十分な連携が図られている。	協議会参加人数：182人	四者協（児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター）の四者による地区連絡協議会）で密に情報交換・協議等が行われた。	a	参加人数は年々増加している。関係機関が一堂に会し、児童に関する意見発表、情報交換をする貴重な機会とすることができた。反面、各分散会ごとの人数も増えたため、十分な話し合いに至らないところもあった。	b	メインテーマ「いじめ虐待をなくすために」の最終年として、「変化する社会の中で、思いやりのある地域づくりをするには」をサブテーマに、各地域の児童に関する取り組みについて意見交換し、地域の児童や実情について協議することができた。しかしながら十分な連携を図るまでは至っていない。	A	協議会参加人数：180人 四者協（児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター）の四者による地区連絡協議会）で密に情報交換・協議等が行われ、十分な連携が図られている。	
6-①	105	子ども家庭支援センター地域ネットワーク事業	子育てをともに支えあえるまちをつくるために、市内各親子ひろばの運営拡充と、講習会、イベント、広報活動、情報交流、ボランティアの参加等を進めていく事業。各ひろば事業を展開する市民活動団体等と市との連携を強化し、全市課題解決に向けて。子ども家庭支援センターを中心とし、各スタッフとセンター職員がお互いに顔のみえる、相談しやすい環境を作り、全体の底上げを行う。	各親子ひろば等巡回回数：延べ100日 市と活動団体等との連携事業の企画立案・実施数（研修会・イベント・啓発活動等）：2件	子育て・子育てに関する、市内各活動団体等と子ども家庭支援センターが十分につながり、市内課題解決ができて、子育て・子育てしやすいまちとなっている。	子育て相談室	親子ひろば等巡回回数：延べ320日 市と活動団体等との連携事業の企画立案・実施数（研修会・イベント・啓発活動等）：2件	子育て・子育てに関する市内各活動団体等と子ども家庭支援センターが十分につながり、様々な課題解決ができて、子育て・子育てしやすいまちになっている。	親子ひろば等巡回回数：延べ469日 市と活動団体等との連携事業の企画立案・実施数（研修会・イベント・啓発活動等）：3件	子育て・子育てに関する市内各活動団体等と子ども家庭支援センターが十分につながり、様々な課題解決ができて、子育て・子育てしやすいまちの一助となった。	a	27年度での3人の地域支援ワーカーに加えて、子ども・子育て支援コーディネーターの4人による親子ひろばや市内子育て支援活動団体等への巡回は、順調に伸びた。市と活動団体等との連携事業の企画立案・実施数（研修会・イベント・啓発活動等）は、積極的に子育て支援のスキルアップを目的に研修を増やした。	a	国分寺子ども・子育て支援円卓会議を、子ども家庭支援センターが事務局となり、年12回開催、年間延べ536人参加し、市内子育て支援活動団体との情報交換及び親子ひろばの充実や地域の子育て環境の推進等について活発な活動を行った。今後、この会議を子ども家庭支援センターの地域組織化事業として、しっかり位置づけることが重要である。	A	親子ひろば等巡回回数：延べ480日 市と活動団体等との連携事業の企画立案・実施数（研修会・イベント・啓発活動等）：3件 子ども・子育て支援コーディネーター、子育て応援パートナーが親子ひろばをはじめ、市内の子育て支援活動団体を巡回するとともに、研修や地区連絡会で地域で活動している者同士が顔が見える関係の集まりを通して相談しやすい環境（連携環境）となっている。	

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
6-①	106	保育所地域支援事業	保育所の行事等に、保育所に入所していない親子が参加し交流を行う事業。	全園実施	地域の実情に応じた事業が展開されている。	子ども子育て事業課	全園実施	地域の実情に応じた事業が展開されている。	園庭・園舎開放・プール開放・出前保育等を実施	地域の実情に応じた事業が展開されている。	b	公設・民設、個々に特色のある行事や講座を実施し、地域との交流を深めている。	b	近隣の農家さんのご協力で芋ほりを行ったり、消防署への見学等地域で働く方との交流の実施している。	B	全園実施	地域の実情に応じた事業が展開されている。
6-①	107	職員の地域会議等への参加	児童館職員・学童保育所職員が青少年地区育成や教育フォーラム、各シンポジウム・地域子ども会や他施設利用者協議会、自治会会議などへの参加をし、地域の中での子育て・子育て支援の一役を担う。	地域会議等参加数：240回	児童館・学童保育所職員が地域会議へ参加し、情報を発信し、地域の子育て支援に貢献している。	子ども子育て事業課	200回	児童館・学童保育所職員が地域会議へ参加し、情報を発信し、地域の子育て支援に貢献している。	177回	児童館・学童保育所職員が地域会議へ参加し、情報を発信し、地域の子育て支援に貢献している。	c	市民主導にすべく運営委員会議出席等精査し、目的に則した会議出席にしたため、回数が少なくなった。	c	児童館・学童保育所職員が地域会議へ参加し、情報を発信し、関係団体と連携し、行事参加した。	C	児童館6施設・学童16施設	市民主導にすべく運営委員会議出席等精査し、目的に則した会議出席にしている。
6-①	108	ホームページ、ツイッターによる子育て関連情報の発信	ホームページやツイッターから子育て・子育てに関する情報をタイムリーに発信する。	ホームページ（「子育て支援国分寺」のアクセス数）：2,200件/月 ツイッター：6件/月	市民が利用しやすいホームページ、ツイッターになっている。	子ども子育て事業課	ホームページ（「子育て支援国分寺」のアクセス数）：1,900件/月 ツイッター：6件/月	市民が利用しやすいホームページ、ツイッターになっている。	ホームページおよびツイッターで情報発信する。	ホームページおよびツイッターで情報発信する。	c	平成26年10月のHPリニューアルに伴い、子育て部門と教育部門の混同していた部分が整理されたため数値的には減る。	c	行事情報等をホームページおよびツイッターで情報発信したが、発信していることの広報が足りなかった。	C	ホームページ（「子育て支援国分寺」のアクセス数）：1,849件/月 ツイッター：4件/月	ホームページおよびツイッターで情報発信する。
6-②	109	保育所定員数の適正化	待機児童数に合わせ定員を変更（増加）する事業。	認可保育所の整備事業と併せた定員変更	定員内訳の見直しによる均衡のとれた定員設定	子ども子育てサービス課	既存保育所の定員変更	入所を希望する者が入所しやすい状態をつくる	定員変更なし	待機児童：102人	e	定員変更による定員増はなかったため	d	各保育施設の入所状況や施設の状況を確認し、定員変更可能な保育施設の確認等を行った。	D	定員変更により9名の定員増を図る。	入所を希望する者が入所しやすい状態をつくる
6-②	110	認証保育所事業	長時間保育、小規模保育等の多様な保育スタイルを希望する家庭に選択肢の一つとして用意する事業	4施設（現状維持）	質の高い保育の実施	子ども子育て事業課	4施設（現状維持）	質の高い保育の実施	4施設（A型3園（定員総数：115人） B型1園（定員総数：15人） 合計定員130人）	多様な利用者ニーズに対応できる環境を維持する。	a	目標に向け維持できている。	b	利用回数や保育時間等の選択肢を多く設定することで、利用しやすい環境を維持できている。	A	4施設（現状維持）	質の高い保育の継続実施
6-②	111	家庭的保育事業	家庭的保育を希望する家庭に選択肢の一つとして用意する事業。	4施設（現状維持）	質の高い保育の実施	子ども子育て事業課	4施設（総定員数：20人（現状維持））	質の高い保育の実施	4施設（現状維持）	子ども達の成長に合った環境づくりを行う。	a	目標に向け維持できている。	b	子供達の成長を保護者・保育者・地域で見守るという安心できる環境が維持できている。	A	4施設（現状維持）	質の高い保育の実施
6-②	112	待機児童解消のため認可保育所の増設	子ども子育て支援事業計画に基づき平成29年度待機児童を解消する。	平成29年度までに待機児童を解消する整備の実施	地域偏在のない適正な整備の実施と状況に応じた整備数の変更	子ども若者計画課	29年度までに待機児童を解消するために保育所を整備する。244名定員拡充	待機児童が多い地域及び保護者の利便性の高い地域に整備をしていく	3施設整備し、定員173名の定員拡充を図った。	国分寺駅徒歩10分圏内に1施設、国立駅徒歩10分圏内に2施設整備した。	d	子ども・子育て支援事業計画に基づく定員数の拡充が図ることができなかった。保育所設置に向け、事業者等への周知を引き続き行っていく必要がある。	b	利便性の高い地域に保育所を設置することができた。	C	子ども・子育て支援事業計画に基づき、211名の定員拡充を図る。	保護者の利便性の高い地域に保育所を整備していく。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
6-②	113	保育施設の質の向上（基幹型保育所システム）	基幹型保育所同士の相互作用機能、他機関との連携機能、基幹型保育所以外の保育施設への助言支援・コーディネート等機能など、基幹型保育所システムを運用し、保育施設（認可・認可外）の保育所の質の向上を図る。	当該年度の基幹型保育所システム事業計画による事業実施件数	質の高い施策の実施	子ども若者計画課	平成28年度基幹型保育所システム事業実施件数（研修等全28事業）	前年度の事業内容を振り返り、より保育所の質向上につながる事業の実施	平成28年度基幹型保育所システム事業実施件数（研修等全27事業）	参加者からの意見や感想を積極的に取り入れ、研修内容等に反映させることで、参加者のニーズにあった事業を実施することができた。心理相談員による巡回相談では、認可外保育士施設も対象にスタートするなど、認可保育所だけではない保育の質向上を図るため努めた。	b	事業数だけをみると、過去の年度から減少しているが、事業内容を整理したことによるものであり、実質内容は減らさず、新しい事業として「エリア園長会」をスタートさせ、事業の幅を広げるとともに、各取組への参加者数を増やすことができた。例えば、研修では、開催回数を前年度11回から9回に減らしたが、1回あたりの研修参加者数は、平成27年度48.8人から平成28年度63.4人に増え、参加者総数でも大幅に伸ばした。	b	28年度は、通常実施している1日2時間の研修だけでなく、東京都の事業（月1回全10回の保育コーディネーター研修）を国立市と連携して、を開催するなど、より、多種多様な知識や技術を身に付ける事業を展開することができた。毎年、新しい保育施設が増えているため、基幹型保育所システムの事業内容を十分に理解することや、積極的に参加を促すため、毎年、基幹型保育所から丁寧かつ継続的なフォローが必要である。	B	平成30年度基幹型保育所システム事業実施件数（研修等全27事業（予定））	前年度の事業内容を振り返り、課題やニーズ等を正確に把握することにより、市内保育施設の保育の質が維持・向上する事業の実施 また、実施した内容について、積極的に情報を発信し、市民がその状況を把握できるよう努める。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
6-②	114	認可外保育施設保育料助成事業	認可外保育施設の各施設に入所している児童の保育料の一部を月額助成することにより、保護者の負担軽減を図るとともに、子育て支援制度の充実を図る。	対象者数：周知100%	助成者数：助成100%	子ども子育て事業課	対象者数：周知100%	助成者数：助成100%	年間延べ1,628人	助成者数：助成100%	a	申請要件に該当した助成者に対し目標達成ができたため。	a	目標達成ができたため。	A	対象者数：周知100%	助成者数：助成100%
6-②	115	基幹型保育所同士の相互連携事業	運営主体の異なる基幹型保育所が、人材交流や情報交換等を通じて、各々の持つノウハウや知識を共有することで相互連携を強化する事業。	平成31年度事業計画による（以下参考） 保育の相互見学、園内研修、園分寺市保育大会	基幹型保育所が人材交流や情報交換を積極的に行うことで、基幹型保育所同士の連携が強化され、市内教育・保育施設へのきめ細かい支援ができる状態にある。	子ども若者計画課	平成28年度事業計画に基づく、基幹型保育所同士の相互見学、園内研修の相互参加、保育参観の実施	基幹型保育所が人材交流や情報交換を積極的に行うことで、基幹型保育所同士の連携を強化する	相互行事見学全6回、園内研修の相互参加全1回、保育参観全3回	互いの基幹型保育所を、訪問、見学し、情報交換することで、相互に保育の違いや良さを理解することができた	b	事業計画どおり、事業を実施することができたため	b	概ね28年度目標を達成することができた。ただし、相互の行事日程等が重なることが多く、見学等したくてもできない日が多くあることが毎年の課題となっている。	B	平成30年度事業計画に基づく、基幹型保育所同士の相互見学、園内研修の相互参加、保育参観の実施	基幹型保育所が人材交流や情報交換を積極的に行うことで、基幹型保育所同士の連携を強化するとともに、各基幹型保育所内に、得た情報や、学んだことを共有する機会を設ける。
6-③	116	エリア内の保育所等の相互連携推進事業	相互連携と外部機関との連携により得たノウハウや知識を、各エリア内の保育所等に還元する事業。また、エリア内の保育所等の相互連携を強化・推進する事業。	平成31年度事業計画による（以下参考） 研修実施、保育士・専門職連絡会、情報誌発行、学校訪問、災害時対応訓練	基幹型保育所が情報交換や交流の支援を行うことで、各エリアの教育・保育施設等の連携が強化され、それらがそれぞれ質の高い教育・保育を実践している。	子ども若者計画課	平成28年度事業計画による（以下参考） 研修、保育士・専門職連絡会、情報誌発行、学校訪問、災害時対応訓練等の実施	基幹型保育所が情報交換や交流の支援を行うことで、各エリアの教育・保育施設等の連携が強化され、それらがそれぞれ質の高い教育・保育を実践している。	研修：8回 保育士連絡会：6回 看護職連絡会：5回 栄養士連絡会：3回 情報誌の発行：2種類を各2回 学校訪問：小学校全十校すべてにおいて実施 災害時対応訓練：2回	各事業を実施することで、業務に係る知識を増やすことや、確認するだけでなく、情報交換や交流の機会を設けることができ、相互の保育の質を高める機会となった。	b	開催頻度等について、計画通り実施できたため 研修については、参加者数が増えているが、参加者が入りきれない会場が限られており、研修に適切な会場を確保することが困難になる場合があることが課題になっている。	b	開催内容についても、マンネリ化しない工夫を重ねており、内容の充実化が図られているため 例えば、保育士連絡会は、これまで、基幹型保育所（3園）での開催が通例であったが、他の保育所を開催会場として、連絡会後に保育施設の見学を兼ねる機会を設けた。これまで、口頭や文書による情報交換だったが、現場を見ながら情報交換することができるようになった。	B	平成30年度事業計画による（以下参考） 研修、園長・保育士・栄養士・看護師各職種連絡会、情報誌発行、学校訪問、災害時対応訓練等の実施	各保育施設が近隣園を見学する機会を設けるなど、各保育施設が積極的に情報交換や連携を図りやすくなるように機会を提供すると共に支援を行う。
6-③	117	基幹型保育所と外部機関等との相互連携推進事業	基幹型保育所が、市の子育て支援・母子保健関係機関や、学術機関等と連携し、保育に関する最新情報や専門知識を収集・習得する事業。	平成31年度事業計画による（以下参考） 子ども家庭支援センターとの連携、つくしんぼとの連携、健康推進課との連携、小学校との連携	基幹型保育所が各機関と人材交流や情報交換を積極的に行うことで、基幹型保育所が保育所保育以外の情報や知識を習得し、それを市内教育・保育施設へ還元できる。	子ども若者計画課	平成28年度事業計画による（以下参考） 子ども家庭支援センターとの連携事業、つくしんぼ・保育所相互研修派遣、健康推進課との連携事業（かめちゃん）、保育士連絡会（小学校の先生との懇談会）	基幹型保育所が関係機関と人材交流や情報交換を積極的に行うことで、関係機関の事業を支援し、保育所以外の情報や知識を習得したものを各保育所において共有を図る。	子ども家庭支援センターとの連携事業：5回 つくしんぼ・保育所相互研修派遣：3回 健康推進課との連携事業：12回 保育士連絡会（小学校の先生との懇談会）：3回	基幹型保育所が関係機関と人材交流や情報交換を積極的に行うことで、関係機関の事業を支援し、保育所以外の情報や知識を習得し、各保育所内で共有を図った。	b	開催頻度等について、計画通り実施できたため 保育士連絡会（小学校の先生との懇談会）では、昨年度、試験的に第四小学校のみで実施したものを3エリア1か所ずつ実施したことで、各保育所にとって、より身近な小学校の先生との交流の機会を設けた。	b	各事業の内容を、関係機関と協議し、工夫を重ねたことにより、事業の質を高めるだけでなく、参加した基幹型保育所職員と、関係機関職員とで連携強化を図る機会を設けることができた。 また、これまで事業に参加したことがなかった基幹型保育所職員が各事業に参加することで、関係機関との事業を理解し、知識、技術等を持ち帰る機会を得ることができた。	B	平成30年度事業計画による（以下参考） 子ども家庭支援センターとの連携事業、つくしんぼ・保育所相互研修派遣、健康推進課との連携事業（かめちゃん）、保育士連絡会（小学校の先生との懇談会）	基幹型保育所以外の保育施設においても、他機関との連携を図れるよう基幹型保育所が機会を提供すると共に支援を行う。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
6-③	118	基幹型保育所によるその他の事業	上記に加え、基幹型保育所が、市の保育の質の維持向上と、安心・安全な保育所等の運営に資するために行う事業。	平成31年度事業計画による（以下参考）巡回相談等事業、指定相談事業、利用者アンケート	市内教育・保育施設が質の高い教育・保育を提供している。	子ども若者計画課	平成28年度事業計画による（以下参考）心理相談員による巡回相談・指定相談、利用者アンケート	市内保育施設において質の高い保育が提供されるよう、サポート体制が整っている。	心理相談員による巡回相談は、家庭的保育事業と、認証保育所においても事務局立会いのもとに試験的に実施（年1回）したことで、よりきめ細かい事業展開を図ることができた。また、利用者アンケート結果については、国分寺市子ども・子育て会議において報告し、基幹型保育所の保護者満足度や意見を公表することで、その実態と情報共有を図ることができた。	心理相談員による巡回相談では、家庭的保育事業と、認証保育所においても事務局立会いのもとに試験的に実施（年1回）したことで、よりきめ細かい事業展開を図ることができた。また、利用者アンケート結果については、国分寺市子ども・子育て会議において報告し、基幹型保育所の保護者満足度や意見を公表することで、その実態と情報共有を図ることができた。	b	開催頻度等について、計画通り実施できたため 心理相談員による巡回相談・指定相談については、各保育施設からのニーズが非常に高く、より多くの実施回数を求められているが、心理相談員の都合により、これ以上の日数確保が困難であることが課題となっている。	b	心理相談員の巡回相談・指定相談では、各保育施設に寄り添い、各保育施設の課題や悩みを丁寧に聞き取りながら事業を実施することで、各保育施設の質向上のサポートを図ることができた。 利用者アンケートにおいては、これまで、結果を他の基幹型保育所に共有していなかったが、すべての結果と意見を共有することで、相互の保育施設が、保護者からどのような点について、良いと思われているのか、改善をして欲しいと思われているのか等、実態を知り相互に学ぶ機会を設けることができた。	B	平成30年度事業計画による（以下参考）心理相談員による巡回相談・指定相談、利用者アンケート	巡回相談・指定相談事業においては、心理相談員が各保育施設の課題やニーズを的確に把握し、必要な支援が行う。 利用者アンケート：各基幹型保育所の回答結果について、保護者に公表し、職員間では、職間になった課題等について、検討・取組が進められている。
6-④	119	子ども家庭支援ショートステイ	保護者が一時的に子どもの養育が困難になった場合、児童養護施設などで6泊程度までの一定期間子どもを入所させ養育を行う事業。	利用申請数に対する利用決定数の比率：100%	利用申請に十分に対応して、必要な支援が実施できている。レスパイト機能なども、一定程度希望に応えられている。虐待の減少が見られる。	子育て相談室	利用申請数に対する利用決定数の比率：100%	利用申請に十分に対応して、必要な支援が実施できている。レスパイト機能なども、一定程度希望に応えられている。虐待の減少が見られる。	利用延べ人数：2名 利用延べ日数：11日	緊急時に必要な方への支援は実施できている。	c	利用条件が緊急時の利用目的であるために、厳しいことから、年間の利用状況が少ない傾向にある。	c	3市で合同委託しているため、委託料を抑えることはできていないが、レスパイト機能はあまり果たせていない。	C	緊急時利用申請数に対する利用決定数の比率：100%	利用条件について緊急時の利用目的に加え、ケースワーク上必要な際の利用を開始した。家庭と異なる場所での児童のアセスメントができることで、よりの確な支援を目指す。
6-④	120	延長保育事業	保育時間の延長を実施する事業。通常の18時までの保育時間を20時まで延長して実施する施設を拡大する事業。	現状維持	質の高い延長保育事業の実施	子ども子育て事業課	現状維持	質の高い延長保育事業の実施	1時間延長：13施設 2時間延長：13施設	質の高い延長保育事業の実施	a	新設園分の増加に伴うものである。	b	保護者の利用形態に対応するとともに、安全な保育環境の維持ができていく。	A	現状維持	今後も多種多様な保護者の勤務形態に向けて調整していく。
6-④	121	産休明け保育事業	0歳児保育で産休明け（生後56日）から受け入れを行う事業。実施園を増やす。	全園実施	質の高い産休明け保育の実施	子ども子育て事業課	全園実施	質の高い産休明け保育の実施	実施：21施設	質の高い産休明け保育の実施	c	平成31年度目標に向けて着実に実施数を増やすことが出来たが、目標達成にはならず。	b	多種多様な保護者の勤務形態に合った改善に向けて今後も調整していく。	B	全園実施	質の高い産休明け保育の実施
6-④	48再掲	障害児保育事業	障害を持つ児童を保育所で保育する事業。受入人数を増やす。	待機児童解消及び全園受入れ	質の高い障害児保育が施されるとともに保護者の入所手続きの簡略化が図られている。	子ども子育て事業課	待機児童解消及び全園受入れ	質の高い障害児保育サービスが提供されている。	年間延べ471人	質の高い障害児保育サービスが提供されている。	b	年間延べ471人	b	加配職員を配置した障害児保育を実施している。	B	障害児の受入人数は増加した。未実施の園もあるため、実施園を増やしていく必要がある。	全ての園で障害児保育を実施するように促していく。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
						子ども子育てサービス課	待機児童解消及び全園受入れ	質の高い障害児保育が施されるとともに保護者の入所手続きの簡略化が図られている。	待機児童：102人 年間障害児受入人数：471人	公立保育園と私立保育園を希望した場合、公立保育園希望児童のために実施する。障害児入所事前保育会に私立園の園長に参加の案内を行った。	b	待機児童が解消されていないが、年間延べ利用人数が増えたため。	c	私立園は、受入れ可否の人員体制状況確認を保護者自身に確認をしてもらっているため。	B	施設整備がすすみ、毎年保育所数が増加していることから、新規保育所にも積極的に受入れをしよう働きかけていく。	保育コンシェルジュが保護者に寄り添いながら相談を受け、入所のための保育所見学の日程調整を行い、保護者の負担軽減を図っていく。積極的に保護者への情報提供を行っていく。
						子ども若者計画課	待機児童解消及び全園受入れ	質の高い障害児保育が施されるよう、基幹型保育所システム事業を活用した支援体制がある。	待機児童：102人 年間障害児受入人数：471人 認可保育所25施設中16施設で受け入れ	基幹型保育所システム事業において、都と連携して「保育コーディネーター研修（全9回の講義と1回の療育見学）」を実施し、認可外保育施設を含め26保育施設から施設長や保育士、看護師らが参加したことで、各保育施設において、発達障害への理解を深め、保育現場でコーディネートできる職員を養成した。	b	待機児童が解消されていないが、年間延べ利用人数が増えたため	b	保育コーディネーター研修は、今年度初めて実施した事業であったが、1日だけのスポット研修とは異なり、1年を通じた研修開催とした。専門的知識や技術を丁寧に学べるだけでなく、研修で習得したことを現場で実践し、実践したこと次回以降の研修でフィードバックする機会があり、質の高い保育を実施する支援体制を構築することができたため	B	待機児童解消及び全園受入れ	基幹型保育所システムの事業を活用し、各保育施設が、「こどもの発達センターつくしんぼ」との連携を深められるよう支援する。 （例：保育施設職員がつくしんぼの施設を見学する機会や実際に業務に携わり、取組を理解する機会を設ける等）

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
6-④	122	一時・緊急一時保育事業	一時的に保育が必要な児童を保育所で保育する事業。緊急性に依りて、緊急一時・一時保育の別がある。	子ども・子育て支援事業計画による。	質の高い一時・緊急一時保育の実施	子ども子育てサービス課	一時保育年間延べ1,389人 緊急一時保育年間延べ224人 合計 1,613人	一時保育は、待機児童保護者への案内を行う。緊急一時保育は利用にあたり適正な審査と、迅速な手続きを行う。	一時保育年間延べ1,418人 緊急一時保育年間延べ569人 合計 1,987人	保護者への周知と、手続きの迅速化により、延べ利用人数が増加している。	b	保護者への周知と、手続きの迅速化により、延べ利用人数が増加している。	b	保護者への周知と、手続きの迅速化により、延べ利用人数が増加している。	B	家庭保育者のみならず、待機児童保護者の利用も増加傾向にあるため、一時保育実施施設の拡大を目指す。緊急一時保育の申請があった場合は、迅速に対応していく。	保育コンシェルジュが保護者に寄り添いながら相談を受け、実施保育所へ予約状況を確認し必要な情報提供を行う。より積極的に保護者と関わりを持ち支援を行う。
6-④	123	認定こども園運営事業	保育園、幼稚園それぞれの長所を生かし、事業運営を図る。既存施設の改修を踏まえ、事業展開していく。	子ども・子育て支援事業計画による。	子ども・子育て支援事業計画による。	子ども子育て事業課	子ども・子育て支援事業計画による。	子ども・子育て支援事業計画による。	なし	子ども・子育て支援事業計画による。	e	該当施設なし	e	該当施設なし	E	子ども・子育て支援事業計画による。	子ども・子育て支援事業計画による。
6-④	124	病児・病後児保育事務事業	病後児保育事業は保育施設に入所している児童の病気の回復期に集団保育を受けることが困難な場合に児童を一時的に預かる事業。また病氣中に自宅保育が困難な場合に実施する事業が病児保育事業である。	現状維持	質の高い病児・病後児保育の実施及び手続きの簡略化	子ども子育てサービス課	4施設	実施4施設と市で年間4回の連絡会を実施し、情報共有、意見交換を行い質の向上に努める。	4施設	実施4施設と市で年間4回の連絡会を実施し、情報共有、意見交換を行った。	b	現状維持のため。	b	保育の質の向上のために、実施4施設と市で年間4回の連絡会を実施し、情報共有、意見交換を行ったため。	B	現状病児保育施設	保育の質の向上のために、継続して実施4施設と市で年間4回の連絡会を実施し、情報共有、意見交換を行い保育の質の向上を図る。
6-④	125	育児支援ヘルパー派遣事業	産前支援、産後支援及び育児支援が必要な家庭にヘルパーを派遣する事業。	利用申請数に対する利用決定数の比率：100%	利用申請に十分に対応して、必要な支援が実施できている。育児に不安を抱えた保護者への支援により、安定的な状態が保たれ、虐待の減少が見られる。	子育て相談室	利用申請数に対する利用決定数の比率：100%	利用申請に十分に対応して、必要な支援が実施できている。育児に不安を抱えた保護者への支援により、安定的な状態が保たれ、虐待の減少が見られる。	派遣世帯実数：71世帯 延べ派遣時間：1,842時間 利用申請数に対する利用決定数の比率：100%	いち早く保護者が育児を軌道に乗せられるよう、きめ細やかな支援ができていく。	a	申請者にはほぼ100%利用決定。親類の支援が望めないあるいは、関係の悪さにより頼れないケースが増えてきており需要は高い。該当ケースへの利用調整も工夫してきている。	a	申請者にはほぼ100%利用決定し、育児支援実施できている。保護者が育児に対してのスキルが持てるよう、個別に目標を立てて支援できている。	A	派遣世帯実数：77世帯 利用申請数に対する利用決定数の比率：100%	保護者が育児スキルを身に付け、いち早く保護者が育児を軌道に乗せられるよう、個別に目標を立てて支援する。妊産婦に対する理解をヘルパーにも研修等を通じて深めていく。
6-④	126	トワイライトステイ	保護者が仕事等で常習的に帰宅が夜間に渡る家庭等で、子どもに対する生活指導や家事等の面で困難を生じていると認められる場合、子どもを午後10時位まで保育する制度について研究を行う。	ニーズの把握及び制度についての研究	保護者の帰宅が常習的に夜間に渡る家庭等の子どもが安心して過ごしている。	子育て相談室	ニーズの把握及び制度についての研究	ニーズの把握及び制度についての研究	ニーズ把握に努めた。	ニーズ把握に努めた。	b	保育所や学童保育所の利用時間の延長により、ニーズはほぼない。	b	保育所や学童保育所の利用時間の延長により、ニーズはほぼない。ショートの日帰りも利用可能。	B	ニーズ把握に努める。	ニーズ把握に努める。
6-⑤	37 再掲	学童保育所中学生障害児保育	最長中学校3年生までの障害児を学童保育所で受け入れる事業。中学生障害児の放課後の受け入れについて、今後のニーズに対応するため、学童保育所以外の事業の取入れなど、各課連携して市の方針を検討していく。	定員：児童館併設学童保育所4施設で各4人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行う。）	学童保育所が、中学生障害児が放課後いきいきと過ごす居場所となっている。また、学童保育所以外の事業の活用が図られ、居場所が充実している。	子ども子育て事業課	定員：児童館併設学童保育所4施設で各4人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行う。）	学童保育所が、中学生障害児が放課後いきいきと過ごす居場所となっている。	定員：児童館併設学童保育所4施設で各4人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行う。）	学童保育所が、中学生障害児が放課後いきいきと過ごす居場所となっている。	a	入所基準を満たしている申請については全員入所している。	c	定員を超えた入所により、狭隘状況が発生しているため、環境整備が必要である。	B	定員：児童館併設学童保育所4施設で各4人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行う。）	定員を超えた入所により、狭隘状況が発生しているため、環境整備が必要である。
6-⑤	38 再掲	学童保育所の障害児の受け入れ拡充	学童保育所での障害児の受け入れを行い、保護者の就労等の支援を行う。職員の技量の向上等により障害児保育の質の向上を図る。	学童保育所の増設等に伴い定員増を図る。障害児保育に資する研修を実施する。	学童保育所が、障害児が放課後いきいきと過ごす居場所となっている。	子ども子育て事業課	各施設（16施設）定員：低学年1人高学年1人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行っている。）研修の実施：有	学童保育所の増設等に伴い定員増を図る。障害児保育に資する研修を実施する。	各施設（16施設）定員：低学年1人高学年1人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行っている。）研修の実施：有	学童保育所が、障害児が放課後いきいきと過ごす居場所となっている。	a	入所基準を満たしている申請については全員入所している。	b	定員を超えた入所により、狭隘状況が発生しているため、民設学童1施設開所し定員増となった。	A	各施設（16施設）定員：低学年1人高学年1人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行っている。）研修の実施：有	定員を超えた入所により、狭隘状況が発生しているため、環境整備が必要である。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））			
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的	質的	自己評価結果	量的	質的	評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題
6-⑤	127	学童保育事業	保護者の労働等により、適切な監護を受けられない児童について、家庭に代わり保育する事業。市立学童保育所の保育時間は、8:00～19:00で、日曜・祝日等は閉設。民設民営	子ども・子育て支援事業計画による。	整った設備・運営環境の下で、放課後適切な監護を受けられない児童がいきいきと遊び、生活している。	子ども子育てサービスク	障害児年間延べ登録人数：1,029人	障害児申込児童の全入。	障害児年間延べ登録人数：886人	障害児申込児童の全入。	b	希望児童が全入入所のため。	b	希望児童が全入入所のため。	B	公設公営学童保育所とともに、民設民営学童保育所の周知も積極的に（一）	公設公営の申込みについては、入所要件の基準を満たしているが、厳正な審査を		
6-⑤	127	学童保育事業	保護者の労働等により、適切な監護を受けられない児童について、家庭に代わり保育する事業。市立学童保育所の保育時間は、8:00～19:00で、日曜・祝日等は閉設。民設民営学童保育所の設置も促進。	子ども・子育て支援事業計画による。	整った設備・運営環境の下で、放課後適切な監護を受けられない児童がいきいきと遊び、生活している。	子ども若者計画課	905名の受け皿を確保する	狭あい状況の解消に向け、民設民営学童保育所を整備する。	民設民営学童保育所1施設40名の定員拡充を図った。定員数825名、在籍児童数1,023名	条例に基づく面積基準及び人員配置基準を満たした学童保育所を1施設整備した。	d	新たな学童保育所を設置したが、子ども・子育て支援事業計画に基づく定員数の拡充は行えなかった。	d	既存学童保育所の狭隘状況の解消には至っていない。	D	引き続き、子ども・子育て支援事業計画に基づき定員の拡充に向け民設民営学童保育所を整備していく。	狭隘状況を解消し、子どもたちの保育環境を充実させる。		
						子ども子育て事業課	子ども・子育て支援事業計画による。	整った設備・運営環境の下で、放課後適切な監護を受けられない児童がいきいきと遊び、生活している。	定員825人施設数17箇所	民設学童1施設増設し、狭隘状況が緩和した。	c	定員増したが、更なる定員増が必要である。	c	民設学童1施設増設し、狭隘状況が緩和したが、更なる増設を行い環境を整える必要がある。	C	施設数19箇所	狭隘状況の解消のため、施設を増設し、環境を整える必要がある。		
6-⑤	128	学童保育所三季休業時保育事業	学童保育所において、三季休業時（春夏冬休み）のみ保護者の労働等により、適切な監護を受けられない児童を受け入れる事業。	三季休業保育を希望する児童すべての受け入れ	整った設備・運営環境の下で、三季休業日に適切な監護を受けられない児童がいきいきと遊び、生活している。	子ども子育て事業課	三季休業保育を希望する児童すべての受け入れ	整った設備・運営環境の下で、三季休業日に適切な監護を受けられない児童がいきいきと遊び、生活している。	三季休業保育を希望する児童すべての受け入れ	狭隘状況を緩和するため、教室借用等し環境整備に努める。	a	三季休業保育を希望する児童すべての受け入れ	c	狭隘状況を緩和するため、施設増設や教室借用等し環境整備に努めるが、解消までには至らなかった。	B	三季休業保育を希望する児童すべての受け入れ	狭隘状況を緩和するため、施設増設や教室借用等し環境整備に努める。		
6-⑤	129	学童保育所の整備計画	平成21年度策定の施設整備計画に基づき、老朽化、狭隘化への対応のため施設整備をしていく。また、入所児童数増加への対応の必要性から、新たな整備計画を検討する。	新たな整備計画に基づく整備	狭隘状況が解消された環境で、入所児童がいきいきと遊び、生活している。	子ども子育て事業課	狭隘状況の悪化している施設エリアに学童保育所の増設を行う	狭隘状況が解消されている。	民設学童保育所1施設開所	狭隘状況が緩和された。	b	隘状況の悪化している施設エリアに学童保育所の増設を行う。	c	狭隘状況が緩和されたが解消まで至らなかった。	B	隘状況の悪化している施設エリアに学童保育所の増設を行う。	狭隘状況を緩和するため、施設増設施設整備に努める。		
6-⑤	130	学童保育所の保護者会活動の支援	学童保育所の保護者会活動へ、施設の利用や職員の活動協力などを行う。	保護者会への協力施設数：全施設	学童保育所の保護者会活動の支援をしている。	子ども子育て事業課	保護者会への協力施設数：全施設	学童保育所の保護者会活動の支援をしている。	保護者会への協力施設数：全施設	学童保育所の保護者会活動の支援をした。	a	全施設に於いて可能な限り、活動支援を行った。	b	父母連ニュースの配布、保護者会活動の場所提供等を可能な限り支援した。	A	全施設に於いて可能な限り、活動支援をする。	学童保育所の保護者会活動の支援を可能な限りしていく。		
6-⑤	131	小学校高学年の放課後の居場所づくり	児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業（学童保育所）が対象とする範囲に小学校高学年も含まれることとなったことを踏まえ、放課後の居場所づくりに取り組む。	放課後児童健全育成事業（学童保育所）で小学校高学年児童を受け入れる。	放課後適切な監護を受けられない小学校高学年児童がいきいきと遊び、生活している。	子ども子育て事業課	小学校高学年児童を受け入れるため、施設を増設し定員増を図る。	小学校高学年児童を受け入れるため、施設の狭隘状況の解消に努める。	1施設増設	小学校高学年児童を受け入れるため、施設の狭隘状況の解消に努める。	c	増設したが、高学年受け入れまでの定員増に至らなかった。	d	狭隘状況の解消に至らず、高学年受け入れには更なる増設が必要である。	C	小学校高学年児童を受け入れるため、施設を増設し定員増を図る。	高学年受け入れには更なる増設が必要である。		

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
7-①	24 再掲	子ども野外事業	①公園で小学生の野外遊びの提供を行う事業。	①6箇所	①小学生が野外での遊びから生きる力を身に付ける。	子ども子育て事業課	4箇所	小学生が野外での遊びから生きる力を身に付ける。	4箇所	小学生が野外での遊びから生きる力を身に付ける。	c	H29年度9公園実施に向けて調整する。	b	スタッフの働きかけにより、火を扱ったり、工作により手先を使う作業をするなど充実していた。	B	青空ひろば事業として9公園実施	小学生が野外での遊びから生きる力を身に付ける。乳幼児の親子が外遊びし、交流、相談を行うことにより、リフレッシュする。
			②乳幼児の親子を対象とした屋外型親子ひろば事業。	②5箇所	②乳幼児の親子が外遊びし、交流、相談を行うことにより、リフレッシュする。	子育て相談室	②3箇所	②乳幼児の親子が外遊びし、交流、相談を行うことにより、リフレッシュする。	②3箇所	乳幼児の親子が外遊びし、交流、相談を行うことにより、リフレッシュできた。	c	平成26年度から3か年契約の協働事業での「屋外型親子ひろば」であったため、現状の実施箇所数である。	a	親子ひろばスタッフ（プレイリーダー）のもと、乳幼児の親子で野外遊びを体験する機会を安全に与えられることができた。プレイリーダーが外での遊び方を知らない親と一緒に遊びながら、公園での遊ぶ方法を、外での遊び方を伝授し支援を行えた。	B	28年度で3か年契約が完了「屋外型親子ひろば」事業は廃止。29年度では、子ども子育て事業課の子ども野外事業「プレイキッズ」と統合し、「こくぶんじ青空ひろば」で協働事業実施することになった。	子ども家庭支援センター職員の子ども・子育て支援コーディネーターや子育て応援パートナーが、午前中実施公園へ巡回を行い、利用者が遊び体験ができる市内子育て支援活動団体を紹介するなど繋ぐ役割ができていた。
7-①	66 再掲	プレイステーション事業	青少年がいいきと安全に遊べる冒険遊び場として、国分寺市プレイステーションの管理・運営を委託する事業。	年間来場者数：15,000人（単年度）	青少年がいいきとして遊べる遊び場が提供できている。	社会教育課	年間来場者数：15,000人（単年度）	青少年がいいきとして遊べる遊び場が提供できている。	14,480人	木工作や粘土細工などの手作り体験や、ターザンロープなどの体を使った遊びを通じた体験を提供することができた	c	年度により来場者数は増減しているが、概ね目標値に近い来場者数を確保できた	a	さまざまな体験を提供しており、青少年がいいきとして遊べる場の提供ができた	B	年間来場者数：15,000人（単年度）	子どもが「居場所」と思える場となるよう事業内容の充実を図る。
7-①	132	自然や生き物との触れあいを通し、自然の不思議や生命の大切さを主題とした体験学習施設の検討	小学生を主に利用対象とし、既存施設（緑地・姿見の池）などを利用して、自然や生き物との触れあう場として親水施設、ピオトープ等の充実を図るため調査・検討する事業。	体験学習の場：2箇所以上	市内にある2箇所以上の緑地・ピオトープ等において、子ども達の自然環境体験学習が実施されている。	緑と建築課	体験学習の場1箇所 指導者1名	参加者増加のため周知の工夫する。	体験学習の場1箇所 指導者1名	学校にチラシを配布したところ、定員を超す応募があり抽選を行った。	b	恋ヶ窪樹林地で体験学習の場を1箇所提供できたことから評価をbとした。31年度目標に向け別の場所での実施を検討する必要がある。	b	参加者が増加したことから評価をbとした。今後も学校へのチラシを配布していく。	B	体験学習の場2回	西恋ヶ窪緑地での昆虫に関する体験場、及び植物に関する体験の場を提供する。（各1回）
7-①	133	学童体験農園の充実	学校近隣の農地を借用し、児童が土に触れ、種まきから収穫までの一連の作業を通して、心豊かな児童の育成を図る事業。	3校で実施	協調性を養い、達成感を味わわせることができる。	学校指導課	3校で実施	協調性を養い、達成感を味わわせることができる。	3校で実施	協調性を養い、達成感を味わわせることができた。	a	小学校3校で、学童体験農園を実施した。	a	学校近隣の農地を借用し、児童が土に触れ、種まきから収穫までの一連の作業をすることが、教育課程に深く位置付き、学校の特色として認知されている。	A	3校で実施	農作物の収穫を通して、達成感や自己有用感を味わう機会とする。地域社会と連携して、地産地消などの視点から、食育との連携も深めている。
7-①	134	日光移動教室の充実	校外活動の一環として、小学6年生全員を対象として実施する移動教室参加者に補助を行う事業。	対象児童数：916人 補助金額：8,427,200円	対象児童が移動教室で充実した体験学習ができています。	学務課	対象児童数：887人（6年生全員） 補助金額：8,160,400円	対象児童が移動教室で充実した体験学習ができています。	対象児童数：827人（6年生参加者全員） 補助金額：7,601,431円	対象児童が移動教室で充実した体験学習ができた。	a	各小学校と協力し、移動教室の補助金交付事業を実施し、対象者全員に補助をすることができたため。	a	対象児童が移動教室で充実した体験学習ができたため。	A	対象児童数：919人（6年生全員） 補助金額：8,454,800円	対象児童が移動教室で充実した体験学習ができています。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
7-①	135	芸術鑑賞教室事業	音楽・演劇等を鑑賞することにより、生活を明るく豊かにする芸術について基礎的な理解を深め情操教育の充実を図る事業。	小学校：2回（全校合同）	情操教育の充実が図られている。	学校指導課	小学校：2回（全校合同） 中学校：各校1回	小学校：2回（全校合同） 中学校：各校1回	小学校：2回（全校合同） 中学校：各校1回	情操教育の充実を図った。	a	芸術鑑賞教室を、小学校で2回（全校合同）、中学校は各校1回開催した。	a	音楽・演劇等の鑑賞を通して、普段はなかなか接する機会のない芸術に触れるとともに、教科担当による計画的な指導によって普段の学習に反映され、深化されている。	A	小学校：2回（全校合同） 中学校：各校1回	演目については、実行委員が中心となり、学習指導要領を踏まえて、最適な内容構成になるよう検討する。教科担当による計画的な指導によって普段の学習に反映され、情操教育の充実を図る。
7-①	136	わんぱく学校	体験学習や仲間との交流をとおして、子どもたちの感受性・人間性をのばし青少年リーダーとしての資質を育てる事業。	参加者数：45人	国分寺市に愛着を持ち、地域とのつながりを大切に思う青少年が数多く育っている。	社会教育課	年間実施回数：11回 参加者数：45人	国分寺市に愛着を持ち、地域とのつながりを大切に思う青少年が数多く育っている。	29人	キャンプやボランティア体験などを通じ、地域とのつながりを大切に思う青少年が育成できた。	c	目標値を下回る参加者数となったため、参加条件の見直し等により増加を図る	a	参加人数を目標値を下回っているが、アンケートによる満足度が77%と比較的高く、プログラムの内容としては目的を達成できている	B	年間実施回数：11回 参加者数：45人	わんぱく学校開催の趣旨に立戻り、一貫したつながりのある事業計画とし、参加者の満足度と参加者数の増加を図る。
7-①	137	伝統文化こども教室	伝統文化を次世代に継承させるため、子どもたちに伝統芸能及び生活文化を体験・習得させる事業。	教室構成団体数：13	子どもたちが伝統文化に触れ親しむことにより、次世代の継承者が育つ環境を整える。	文化と人権課	教室構成団体数：13	安定的に継承者が育つよう、継続して事業を実施し、定着度を高めていく。	教室構成団体数：14	昨年からの継続する教室が多く、教室数全体としても増加し、事業としての定着度が高まった。	a	【理由】教室構成団体数が増えて、目標数値を上回ったため。	b	【理由】10年以上継続して実施している教室もあり、事業として定着してきているため。	A	教室構成団体数：13	事業を継続していくことで、更に定着度を高め、次世代の継承者が育つ環境を整えていく。
7-①	138	公民館青少年体験事業	公民館で開催する「中学生に習うパソコン教室」で講師の役割を担う等、青少年向けの様々な体験事業の実施。	実施事業数：5事業	中学生が講師補助として参加し、講座受講者のフォローを行うことで、会話や簡単な指導等、異世代との交流や地域貢献を体験する場ができています。	公民館課	実施事業数：5事業	「中学生に習うパソコン教室」で異世代交流や地域貢献を体験する事業を実施。	実施事業数：5事業	「中学生に習うパソコン教室」で異世代交流や地域貢献を体験する事業を実施。	b	「中学生に習うパソコン教室」を公民館全館で実施することができた。	b	中学生が異世代交流や地域貢献を体験する事業を実施することができた。	B	実施事業数：5事業	「中学生に習うパソコン教室」で異世代交流や地域貢献を体験する事業を実施。
7-①	139	夏休み学校キャンプ	学校施設を利用し、地域の方々が実行委員会となりキャンプを開催する事業。	市内全市立小学校10校で実施	学校キャンプを通して、子どもたちやその保護者と地域のつながりがより強くなっている。	社会教育課	市内全市立小学校10校で実施	学校キャンプを通して、子どもたちやその保護者と地域のつながりがより強くなっている。	市内全市立小学校10校で実施	各校さまざまな特色のあるプログラムを作成することにより、活動を体験できる場を提供する。	a	すべての小学校で開催することができた	a	学校キャンプに防災プログラムやキャンプファイヤーなどを取り入れ、子どもたちのみならず、地域の協力者とともに活動を体験できる場を提供した。	A	市内全市立小学校10校で実施	子どもたちに様々な体験をしてもらうため、キャンプのプログラムに更に充実するよう、協力団体等の情報提供を行う。
7-①	140	ジュニアサマー野外活動交流会	姉妹都市の佐渡市において、国分寺市では体験できない海や山などの野外活動を通して、佐渡市の子供たちとの交流を図るとともに、佐渡の歴史や文化に触れる機会を持つことを目的に実施。	参加者数：30人	自然豊かな佐渡での、磯遊びや、スポーツを通じて夏休みの楽しい思い出と仲間づくりを行う。	スポーツ振興課	参加者数：30人	自然豊かな佐渡での、磯遊びや、スポーツを通じて夏休みの楽しい思い出と仲間づくりを行う。	参加人数、小学生15人、中学生1人（合計16人）	佐渡市、入間市の小学生とレクリエーションや佐渡でのプログラムを通じて交流をした。	c	参加者が16人にとどまったのは、市報・HP以外の事前広報不足であると考えられる。	b	姉妹都市の小学生とレクリエーションや佐渡でのプログラムを通じて、交流した。	B	参加者数：30人	自然豊かな佐渡市で、野外活動やニュースポーツなどを体験しながら、佐渡市の子供達との交流を図る。
7-②	141	児童館・学童保育所における、ゴミの分別による日常体験学習	施設内での、大人の目のあるところで、ゴミの徹底分別を直接的に指導したり、イベント時には、食器の持参など励行し、環境学習を遊びながら日常的に行う。	全施設で実施	子どもたちが自ら、ゴミの分別を実施し、食器の持参などを励行している。	子ども子育て事業課	全施設で実施	子どもたちが自ら、ゴミの分別を実施し、食器の持参などを励行している。	全施設で実施	子どもたちが自ら、ゴミの分別を実施し、食器の持参などを励行している。	a	全施設で実施	c	掲示や声掛けによりよびかけますが、分別以前に、そのまま置き去りにする児童もいるため、合わせて声掛けをしていく必要がある。	B	全施設で実施	分別以前に、そのまま置き去りにする児童もいるため、合わせて声掛けをしていく必要がある。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
7-③	142	中高生と乳幼児のふれあい事業	主に、市内各親子ひろば事業での、中高生と乳幼児のふれあいの場を企画し、乳幼児に対する次世代の親へ向けて、感性を磨いてもらうなどの体験の場を設定する。	子ども家庭支援センターを含む全市関係事業の件数：10件	中高生たちが、兄弟数の少ない現社会状況の中で、乳幼児と触れ合うことの楽しさ等を経験でき、今後の結婚観などに影響を与え、保護者になった折の不安感が解消されている。	子育て相談室	中高生の受け入れ人数：10人	中高生たちが、兄弟数の少ない現社会状況の中で、乳幼児と触れ合うことの楽しさ等を経験でき、今後の結婚観などに影響を与え、保護者になった折の不安感が解消されている。	中学生の受け入れ人数：15人	中学生が職場体験を通じ、乳幼児と触れ合うことの楽しさ等を経験を与えられた。	a	受け入れ人数は、中学校から依頼された人数。中高生は、学校生活の時間帯と子ども家庭支援センターの時間帯を合致させるのは、なかなか困難である。	c	職場体験の感想では、赤ちゃんとふれあいの難しさを知り、でもその中でも可愛くて貴重な経験だったと思いを残してくれ、楽しく感じ、そして、少しでも不安感が拭い去れたのではないかと思う。また、受け入れ人数には含んでいないが、夏休み等の部活動や学習時間の合間をぬって数日、乳幼児の相手や、親子スペースのスタッフの手伝いに来てくれた中学生もいた。	B	中学生の受け入れ数：20人	中学生の職場体験以外で、夏のボランティアなどを積極的に受け入れ、乳幼児に対する次世代の親へ向けて、感性を磨いてもらうなどの体験の機会を与える。
7-④	143	不登校児童・生徒への支援	継続して適応指導教室（トライルーム）を設置することで、不登校児童・生徒への教科指導や体験活動を行うなどの支援を行い、学校復帰への一助とする事業。	不登校の児童・生徒の通室数をできる限り増やす。	不登校児童・生徒が支援により学校復帰することができている。	学校指導課	不登校の児童・生徒の通室数をできる限り増やす。	不登校児童・生徒が支援により学校復帰することができている。	中学校：10名	不登校状態にある児童・生徒の状況の好転化を図った。	b	不登校の児童・生徒の通室を促し、10名の中学生が通室した。今後、不登校児童・生徒の通室数を増やす必要がある。	a	適応指導教室（トライルーム）において不登校児童・生徒への教科指導や体験活動を行うことにより、学校復帰に向けて状況が好転した事案が見られた。	A	不登校や登校渋りの状況にある児童・生徒の通室数をできる限り増やす。	適応指導教室（トライルーム）の指導員と指導主事が直接学校を訪問して、各学校に周知を図り、学校復帰を目指す。新たに中学生の保護者対象の電話相談を開始し、事案の掘り起こしに努める。
7-⑤	144	コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進	学校運営協議会等の充実及び学校支援地域本部の導入など、学校を支援する組織づくりを進める。学校を支援する地域の体制が整ったところから、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの設置を進める。	学校を支援する地域の体制が整った学校について、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの指定する。	地域との協働により学校が運営されている。	学校指導課	学校を支援する地域の体制が整った学校について、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの指定する。	地域との協働により学校が運営されている。	コミュニティ・スクール：3校	地域との協働により学校が運営された。	a	小学校3校がコミュニティ・スクールとして継続して指定されている。	a	コミュニティ・スクールの3校は、地域との協働により学校が運営されている。	A	学校を支援する地域の体制が整った学校について、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの指定する。	・学校を支援する地域の体制が整った学校について、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの指定する。 ・東京都が推進する「東京都型のコミュニティ・スクール」の事業への参画を検討する。 ・他課と連携して、事業の推進を図る。
7-⑥	145	特別支援教室の設置	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、個別指導等を行うための特別支援教室を設置していく。	全小中学校に特別支援教室が設置されている。	第3次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）に基づいた設置が完了している。	学校指導課	平成29年度以降の国分寺市における特別支援教育の方向性を示す「第3次国分寺市特別支援教育基本計画」を策定し、その中で、特別支援教室の設置方針を定める。	小学校7校、中学校4校に設置されている特別支援教室の適正な運営を図る。	平成29年度以降の国分寺市における特別支援教育の方向性を示す「第3次国分寺市特別支援教育基本計画」を策定し、その中で、特別支援教室の全校配置を示した。	小学校7校、中学校4校に設置されている特別支援教室の適正な運営を図った。	a	平成29年度以降の国分寺市における特別支援教育の方向性を示す「第3次国分寺市特別支援教育基本計画」を策定し、その中で、特別支援教室を「サポート教室」と名称変更したうえで、全校に配置することを示した。	a	小学校7校、中学校4校に設置されている特別支援教室の適正な運営を図った。	A	「第3次国分寺市特別支援教育基本計画」に基づき、市立小学校全校に特別支援教室を設置する。また、第一小学校に新たにサポート教室を設置する。	平成29年度作成の「特別支援教室運営マニュアル」に基づき、情緒障害等通級指導学級から巡回型の特別支援教室への円滑な移行を実現する。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
8-①	146	保健指導票の交付	経済的理由により、診察・検査などの保健指導を受けがたい妊産婦と乳幼児に対し健康診査の受診料軽減のため受診券を交付する事業。	事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民に交付されている。	健康推進課	必要とする市民数を想定できないため、数値化はしづらい。	必要とする市民に交付されている。	交付者0人	交付なし	c	妊婦健康診査受診券を妊娠届提出時に14回分発行しており、必要な健診・保健指導が充足しているため、交付者0人と考えられる。交付実績から事業の必要性は低く、あり方について検討が必要である。	c	妊婦健康診査受診券を妊娠届提出時に14回分発行しており、必要な健診・保健指導が充足しているため、交付なしと考えられる。交付実績から事業の必要性は低く、あり方について検討が必要である。	C	必要とする市民に交付するため、事業評価は数値化しづらい。	必要とする市民に交付する。
8-①	147	難病医療費等の助成	①指定難病の方②東京都内に住所を有している方③健康保険に加入しており、他の医療給付制度（生活保護等）を受けていない方④医療費助成の認定基準を満たしている方へ支給する事業。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	申請は任意であるため数値化しづらい。	継続医療を必要とする方がもれなく利用できる。【活動指標】東京都と協力し、制度の周知を図るとともに、障害者のしおり、HP等を通し制度の広報に努める。	障害福祉課	申請は任意であるため数値化しづらい。	制度の周知を図るとともに、障害福祉ガイドブック、HP等を通し制度の広報に努める。	申請件数：1,224	障害福祉ガイドブック、HP等を通し制度の周知を図った。	b	目標数値の設定は困難であるが、平成25年度実績よりも平成28年度実績は増加しているため。	b	障害福祉ガイドブックの改定等により、制度の周知が図られた。	B	さらなる周知を図る	制度の周知を図るとともに、障害福祉ガイドブック、HP等を通し制度の広報に努め、周知が図られている。
8-①	148	小児慢性特定疾病医療費助成	満18歳未満で小児慢性疾患対象疾病に罹患している方に支給する事業。ただし、18歳以上についても継続して更新手続きを行った場合に限り20歳まで延長可能となる。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が申請している。	健康推進課	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が申請できている。	新規申請15人 更新申請78人 変更申請23人	東京都の受任窓口として申請書の受理に関する事務を市で行っている。	c	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	c	東京都の受任事務では、市が申請受理のみ行っている事業が大半を占めるため、有効性についての評価は難しい。	C	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	今後も申請に基づいた事務を継続していく。必要に応じて保健師等への相談事業につなげる。
8-①	149	大気汚染健康障害者医療費助成	①東京都の区域内に、引き続き1年以上（3歳に満たない乳幼児は6か月以上）住所を有する18歳未満の方②現に、気管支喘息、喘息性気管支炎、慢性気管支炎、肺気腫か、これらの続発症に罹患している方③健康保険に加入しており、他の医療給付制度（生活保護等）を受けていない方に支給する事業。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が申請している。	健康推進課	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が申請できている。	新規申請29人 更新申請635人 変更申請94人 再交付申請8人	東京都の受任窓口として申請書の受理に関する事務を市で行っている。	c	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	c	東京都の受任事務では、市が申請受理のみ行っている事業が大半を占めるため、有効性についての評価は難しい。	C	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	今後も申請に基づいた事務を継続していく。
8-①	150	養育医療給付	未熟児（出生時体重2,000グラム以下、またはそれ以外で生活力が特に弱い乳児）で、医師が入院養育を必要と認めた方に支給する事業。平成24年度まで東京都からの受任事務で窓口事務のみ行っていたが、25年度より支給認定、支払等を含めた全ての事務が市に移譲された。	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が申請している。	健康推進課	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が申請できている。	新規認定26人	必要としている市民が申請している。	b	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	b	権限移譲により市が支給認定を行っている。また、申請時に必要な方に対して保健師等へ相談をつなぐことができた。	B	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	今後も申請に基づいた事務を継続していく。必要に応じて保健師等への相談事業につなげる。
8-①	151	自立支援医療（育成医療）	肢体不自由など機能障害があり、手術等により治療効果が期待できる18歳未満の児童の医療費の一部を助成する事業。所得制限があるほか、住民税額による自己負担あり。東京都より窓口事務が市に移譲されている。国や東京都へ制度の拡充を要請する。	事業評価は数値化しづらい。	正確な手続きを行い対象者への医療費補助につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	子ども子育てサービス課	事業評価は数値化しづらい。	正確な手続きを行い対象者への医療費補助につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	取扱件数：26件	正確な手続きを行い対象者への医療費補助につなげることで、経済的な負担を軽減した。	b	事業評価を数値化しづらいが、窓口等での相談に対し、今後対象となる可能性のある方にはどのような状況の変化で対象となるか等を適切に説明し、対象となる方は確実に申請に結び付けて医療費の負担軽減を行ったことから、量的に適正であったと考えられるため。	b	正確な手続きを行い対象者への医療費補助につなげることで、経済的な負担を軽減したことから、28年度の目標はおおむね達成したと考えられるため。	B	取扱件数：29件	市報等による制度周知や窓口等での相談業務、類似の相談を受ける健康推進課等の関係課との連携により、丁寧でわかりやすい案内を行うことで、対象者を漏らすことなく申請へ繋げ、経済的な負担を軽減していく。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標 (計画 (Plan))		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績 (実施 (Do))		28年度実績評価 (評価 (Check))				31年度目標に向けた30年度取組目標 (改善 (Action))		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
8-①	152	乳幼児医療費助成事業	義務教育就学前の乳幼児の医療費の自己負担分を助成する事業。所得制限なし。国や東京都へ制度の拡充を要請する。	事業評価は数値化しづらい。	制度周知による申請漏れを防ぐことにより、乳幼児家庭の経済的な負担が軽減されている。	子ども子育てサービス課	事業評価は数値化しづらい。	制度周知による申請漏れを防ぐことにより、乳幼児家庭の経済的な負担が軽減されている。	受給者数：6,731人	制度周知により申請漏れを防ぎ、未申請者には個別にお知らせを送付することにより、乳幼児家庭の経済的な負担を軽減した。	b	事業評価を数値化しづらいが、制度周知により申請漏れを防ぎ、未申請者には個別にお知らせを送付することにより、乳幼児家庭の経済的な負担を軽減したことから、量的に適正であったと考えられるため。	b	制度周知により申請漏れを防ぎ、未申請者には個別にお知らせを送付することにより、乳幼児家庭の経済的な負担を軽減したことから、28年度の目標はおおむね達成したと考えられるため。	B	受給者数：6,959人	市報等による制度周知や窓口等での相談業務、事前手続きを行う市民課等の関係課との連携により、対象者に速やかに医療証を発行して医療費を助成することで、乳幼児家庭の経済的な負担軽減を行う。
8-①	153	義務教育就学児医療費助成事業	義務教育就学期にある児童の医療費の自己負担分を助成。ただし、通院1回につき200円の一部負担金あり。児童手当に準拠した所得制限あり。国や東京都へ制度の拡充を要請する。	事業評価は数値化しづらい。	制度周知による申請漏れを防ぐことにより、義務教育就学児家庭の経済的な負担が軽減されている。	子ども子育てサービス課	事業評価は数値化しづらい。	制度周知による申請漏れを防ぐことにより、義務教育就学児家庭の経済的な負担が軽減されている。また、より多くの対象者の経済的負担軽減へ向け制度拡大を検討している。	受給者数：5,802人	制度周知により申請漏れを防ぎ、義務教育就学児家庭の経済的な負担を軽減した。また、より多くの対象者の経済的負担軽減へ向け制度拡大を検討し、小学1年から3年生の所得制限を撤廃する方針にて翌年度予算を提案した。	b	事業評価を数値化しづらいが、制度周知により申請漏れを防ぎ、義務教育就学児家庭の経済的な負担を軽減したことから、量的に適正であったと考えられるため。	b	制度周知により申請漏れを防ぎ、義務教育就学児家庭の経済的な負担を軽減し、また、より多くの対象者の経済的負担軽減へ向け制度拡大を検討し、小学1年から3年生の所得制限を撤廃する方針にて翌年度へ繋げることができたことから、28年度の目標はおおむね達成したと考えられるため。	B	支給人数：延べ164,359人	市報等による制度周知や窓口等での相談業務、事前手続きを行う市民課等の関係課との連携により、対象者を漏らすことなく適切に手当支給に繋げることにより、対象世帯の経済的な負担軽減を行う。
8-②	154	児童手当	中学校修了前の児童を養育している保護者に支給する事業。所得制限あり。〔支給金額〕0歳～3歳未満：一律月額15,000円、3歳～中学生：月額10,000円、第3子以降の小学校修了前の児童＝月額10,000円	事業評価は数値化しづらい。	正確な手続きを行い対象者への手当支給につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	子ども子育てサービス課	事業評価は数値化しづらい。	正確な手続きを行い対象者への手当支給につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	支給人数：延べ164,359人	正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減した。	b	事業評価を数値化しづらいが、制度周知により申請漏れを防ぎ、正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減したことから、量的に適正であったと考えられるため。	b	正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減したことから、28年度の目標はおおむね達成したと考えられるため。	B	支給人数：延べ164,359人	市報等による制度周知や窓口等での相談業務、事前手続きを行う市民課等の関係課との連携により、対象者を漏らすことなく適切に手当支給に繋げることにより、対象世帯の経済的な負担軽減を行う。
8-②	155	児童扶養手当	ひとり親家庭等が児童を扶養していることに対する手当。対象となる児童は18歳未満（中人以上の障害を有する児童は20歳未満）。対象となる家庭は、父母が離婚、父または母が死亡または生死不明、父または母に1年以上遺棄、父または母が法令により1年以上拘禁、婚姻によらないで出生、父または母が重度の障害を有するなど。ただし、所得制限がある。	事業評価は数値化しづらい。	正確な手続きを行い対象者への手当支給につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	子ども子育てサービス課	事業評価は数値化しづらい。	正確な手続きを行い対象者への手当支給につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	支給人数：延べ7,643人	正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減した。	b	事業評価を数値化しづらいが、制度周知や窓口等での相談業務により申請漏れを防ぎ、正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減したことから、量的に適正であったと考えられるため。	b	制度周知や窓口等での相談業務により申請漏れを防ぎ、正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減したことから、28年度の目標はおおむね達成したと考えられるため。	B	支給人数：延べ7,535人	市報等による制度周知や窓口等での相談業務、類似の相談を受ける生活福祉課等の関係課との連携により、対象者を漏らすことなく適切に手当支給に繋げることにより、ひとり親家庭等の世帯における経済的な負担軽減を行う。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題	自己評価結果	量的	質的
8-②	156	特別児童扶養手当	20歳未満の心身に障害（①身体障害者手帳1～3級程度②愛の手帳1～3度程度③左記と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害）がある児童を養育している保護者に支給する事業。所得制限あり。	事業評価は数値化しづらい。	正確な手続きを行い対象者への手当支給につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	子ども子育てサービス課	事業評価は数値化しづらい。	正確な手続きを行い対象者への手当支給につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	受給者数：121人	正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減した。	b	事業評価を数値化しづらいが、制度周知や窓口等での相談業務により申請漏れを防ぎ、正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減したことから、量的に適正であったと考えられるため。	b	制度周知や窓口等での相談業務により申請漏れを防ぎ、正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減したことから、28年度の目標はおおむね達成したと考えられるため。	B	受給者数：122人 市報等による制度周知や窓口等での相談業務、類似の相談を受ける障害福祉課等の関係課との連携により、対象者を漏らすことなく適切に手当支給に繋げることで、障害児のいる家庭の経済的な負担軽減を行う。	
8-②	157	児童育成手当・障害手当	育成手当は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭の保護者等に支給する事業。所得制限あり。〔支給金額〕月額13,500円。 育成障害手当は20歳未満の心身に障害（①身体障害者手帳1・2級程度②愛の手帳1～3度程度③脳性麻痺または進行性筋萎縮症）がある児童を養育している保護者に支給する事業。所得制限あり。〔支給金額〕月額15,500円。	事業評価は数値化しづらい。	正確な手続きを行い対象者への手当支給につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	子ども子育てサービス課	事業評価は数値化しづらい。	正確な手続きを行い対象者への手当支給につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	育成：10,565人 障害：1,164人	正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減した。	b	事業評価を数値化しづらいが、制度周知や窓口等での相談業務により申請漏れを防ぎ、正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減したことから、量的に適正であったと考えられるため。	b	制度周知や窓口等での相談業務により申請漏れを防ぎ、正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減したことから、28年度の目標はおおむね達成したと考えられるため。	B	育成延人数：10,498人 障害延人数：1,232人 市報等による制度周知や窓口等での相談業務、類似の相談を受ける生活福祉課等の関係課との連携により、対象者を漏らすことなく適切に手当支給に繋げることで、ひとり親家庭等の世帯における経済的な負担軽減を行う。	
8-②	158	乳児栄養食品支給（28年度より廃止。ただし、28年3月までに申請した方へは4月以降も支給）	十分な栄養を摂取できない乳児に対し、栄養食品（ミルク）を支給する事業	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が申請している。	健康推進課	28年度より廃止。ただし、28年3月までに申請した方へは4月以降も支給する。	必要とする市民に栄養食品（粉ミルク）が支給されている。	平成27年度申請者1人に対して継続支給を実施した。	栄養食品（粉ミルク）を支給した。	b	平成27年度中に申請のあった市民1人に対して、継続して支給を行った。経過措置であり、28年度から廃止となる。	b	外国籍の市民に対して宗教上の理由から、原料に豚の成分が含まれない栄養食品（粉ミルク）を支給した。経過措置であり、28年度から廃止となる。	B	平成28年度で事業廃止 平成28年度で事業廃止	
8-②	159	国分寺市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	私立幼稚園等に入園している幼児の保護者の負担を軽減し幼稚園教育の振興と充実を図るために補助する事業。	園児数：1,709人 補助金額：112,059,000円	幼稚園等の保護者の経済的負担を軽減している。	子ども子育てサービス課	事業評価は数値化しづらい。	幼稚園等の保護者の経済的負担を軽減している。また、幼児教育無償化への段階的な取組に準じ、経済的負担軽減の必要性の高い対象者がより手厚い補助を受けられている。	園児数：1,433人 補助金額：93,326,600円	幼稚園等の保護者の経済的負担を軽減した。また、幼児教育無償化への段階的な取組に準じ、経済的負担軽減の必要性の高い対象者には補助額を増額して支給した。	b	従来型の私立幼稚園の園児数が減少傾向となっているのは働き方の変化等が影響しているとみられ、事業評価は数値化しづらいが、各園に園児数調査や申請書配布等で協力を受けながら、確実に対象者を申請につなげ、経済的負担を軽減したことから、量的に適正であったと考えられるため。	b	幼稚園等の保護者の経済的負担を軽減し、また、幼児教育無償化への段階的な取組に準じ、経済的負担軽減の必要性の高い対象者には補助額を増額して支給したことから、28年度の目標はおおむね達成したと考えられるため。	B	園児数：1,480人 補助金額：97,748,000円 幼稚園等の保護者の経済的負担を軽減している。また、幼児教育無償化への段階的な取組に準じ、経済的負担軽減の必要性の高い対象者がより手厚い補助を受けられている。	
8-②	160	国分寺市私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園の設置者が当該幼稚園の入園及び保育料の減額または免除をする場合において、市が設置者に対して行い、幼児教育の振興と充実を図るために補助する事業。	園児数：770人 補助金額：80,595,200円（25年度）	幼稚園へ補助することにより、園児の保護者の経済的負担を軽減している。	子ども子育てサービス課	事業評価は数値化しづらい。	幼稚園等へ補助することにより、園児の保護者の経済的負担を軽減している。また、幼児教育無償化への段階的な取組により経済的負担軽減の必要性の高い対象者がより手厚い補助を受けられている。	園児数：934人 補助金額：123,296,000円	幼稚園等の保護者の経済的負担を軽減した。また、幼児教育無償化への段階的な取組により経済的負担軽減の必要性の高い対象者には補助額を増額して支給した。	b	従来型の私立幼稚園の園児数が減少傾向となっているのは働き方の変化等が影響しているとみられ、事業評価は数値化しづらいが、各園に園児数調査や申請書配布等で協力を受けながら、確実に対象者を申請につなげ、経済的負担を軽減したことから、量的に適正であったと考えられるため。	b	幼稚園等の保護者の経済的負担を軽減し、また、幼児教育無償化への段階的な取組により経済的負担軽減の必要性の高い対象者には補助額を増額して支給したことから、28年度の目標はおおむね達成したと考えられるため。	B	園児数：910人 補助金額：124,237,000円 幼稚園等へ補助することにより、園児の保護者の経済的負担を軽減している。また、幼児教育無償化への段階的な取組により経済的負担軽減の必要性の高い対象者がより手厚い補助を受けられている。	

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
8-②	161	学童保育所事業への参加費補助	生活保護世帯児童の事業参加への参加費免除及び交通費等の扶助を行う事業。	必要な児童全員に扶助を行う。	生活保護世帯児童も他の児童とともに、所外保育等の事業に参加している。	子ども子育て事業課	必要な児童全員に扶助を行う。	生活保護世帯児童も他の児童とともに、所外保育等の事業に参加している。	必要な児童全員に扶助を行う。	生活保護世帯児童も他の児童とともに、所外保育等の事業に参加している。	a	必要な児童全員に扶助を行う。	a	生活保護世帯児童も他の児童とともに、所外保育等の事業に参加している。	A	必要な児童全員に扶助を行う。	生活保護世帯児童も他の児童とともに、所外保育等の事業に参加している。
8-②	162	国分寺市心身障害児童福祉手当	20歳未満の心身障害者手帳1～4級程度②愛の手帳1～4級程度がある児童を養育している保護者に支給する事業。所得制限なし。[支給金額]月額5,400円。ただし、育成障害手当受給者は除く。	事業評価は数値化しづらい。	正確な手続きを行い対象者への手当支給につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	子ども子育てサービス課	事業評価は数値化しづらい。	正確な手続きを行い対象者への手当支給につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	支給延人数：2,341人	正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減した。	b	事業評価を数値化しづらいが、制度周知や窓口等での相談業務により申請漏れを防ぎ、正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減したことから、量的に適正であったと考えられるため。	b	制度周知や窓口等での相談業務により申請漏れを防ぎ、正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減したことから、28年度の目標はおおむね達成したと考えられるため。	B	支給延人数：2,616人	市報等による制度周知や窓口等での相談業務、類似の相談を受ける障害福祉課等の関係課との連携により、対象者を漏らすことなく適切に手当支給に繋げることで、障害児のいる家庭の経済的な負担軽減を行う。
8-②	163	自転車駐輪場定期使用料減免	国分寺市有料自転車等駐車場条例第7条の規定により、生活保護・児童扶養手当・児童育成手当受給世帯及び身体障害者に対し自転車等駐車場定期使用料の減免を行う事業。	申請に基づき免除するので、事業評価は数値化しづらい。	経済的な負担が軽減されている。	事業計画課	申請に基づき免除するため、数値目標を掲げにくいですが、減免制度については障害者福祉ガイドブックへ掲載し周知していく。	生活保護・児童扶養手当・児童育成手当受給世帯及び身体障害者の申請件数は225件であった。	経済的な負担が軽減された。	申請に基づき免除するため数値目標を掲げにくいですが、減免制度については障害者福祉ガイドブックへ掲載し周知をした。	b	申請に基づき免除するため数値目標を掲げにくいですが、減免制度については障害者福祉ガイドブックへ掲載し周知をした。	b	経済的な負担が軽減された。	B	申請に基づき免除するため数値目標を掲げにくいですが、平成29年度は、減免制度について障害者福祉ガイドブックへ掲載し減免制度の周知を行った。平成30年度についても同様に周知を図っていく。	経済的な負担が軽減される。
8-③	164	①母子自立支援員による母子相談 ②母子福祉資金の貸付	①生活上のさまざまな問題に関する相談をうけ、児童扶養手当・児童育成手当、義務教育就学援助及び公共職業訓練所への斡旋等、生活、就労面の情報提供等の支援を行う。 ②配偶者のいない母子・女性を対象として、経済的・社会的に安定した生活を送れるよう、各種資金の貸付を行う。	①自立した世帯数5件 ②新規貸付決定件数：40件 金額：16,000,000円	①円滑な生活が送れている。 ②就労自立ができてきている。	生活福祉課	①自立した世帯数5件 ②新規貸付決定件数：20件 金額：10,000,000円	①円滑な生活が送れている。 ②経済的・社会的に安定した生活を送れている。	①自立した世帯数6件 ②新規貸付決定件数：29件 金額：10,111,000円	①円滑な生活を送ることができるようになった。 ②経済的・社会的に安定した生活を送れるようになった。	b	目標に近い数値だったため。	b	①円滑な生活を送ることができるようになったため。 ②経済的・社会的に安定した生活を送れるようになったため。	B	①自立した世帯数5件 ②新規貸付決定件数：28件 金額：11,000,000円	①円滑な生活が送れている。 ②経済的・社会的に安定した生活を送れている。
8-③	165	母子生活支援施設入所	生活上の問題で子どもの養育が十分にできない場合に、居室を提供し生活支援を図る事業。	母子生活支援施設入所世帯数：延べ36件	就労自立ができてきている。	生活福祉課	母子生活支援施設入所世帯数：延べ39件	安定した生活を送れている。	母子生活支援施設入所世帯数：延べ32件	安定した生活を送れている。	b	目標に近い数値だったため。	b	安定した生活を送ることができているため。	B	母子生活支援施設入所世帯数：延べ38件	安定した生活を送れている。
8-③	166	民生委員による相談	子育て・母子保健・地域生活・教育・学校生活等の日常的な子どもに関する相談について関係機関（行政・児童相談所・保健所・警察署・社会福祉協議会等）と連携して情報提供を行う事業。	相談件数：500件	日常的な子どもに関する相談をしやすい環境が整えられ、関係機関と連携しながら十分な情報提供が行われている。	地域福祉課	相談件数：500件	日常的な子どもに関する相談をしやすい環境が整えられ、関係機関と連携しながら十分な情報提供が行われている。	相談件数：290件	日常的な子どもに関する相談をしやすい環境が整えられ、関係機関と連携しながら十分な情報提供が行われている。	c	子ども家庭支援センターや児童相談所など子どもに関する相談機関が充実してきたため、民生委員への相談件数が減少した。	b	学校や子ども家庭支援センターなどの関係機関と連携を密にし情報提供が行われている。	B	相談件数：500件	日常的な子どもに関する相談をしやすい環境が整えられ、関係機関と連携しながら十分な情報提供が行われている。
8-③	167	生活保護	生活に困窮するすべての国民に対して最後のセーフティネットとして保護基準に従い最低限度の生活を保障し、自立助長を支援する事業。	被保護世帯のうち就労自立した母子世帯：5世帯	就労自立ができてきている。	生活福祉課	被保護世帯のうち就労自立した母子世帯：2世帯	就労自立ができてきている。	被保護世帯のうち就労自立した母子世帯：2世帯	就労自立することができた。	b	目標数値だったため。	b	就労自立することができたため。	B	被保護世帯のうち就労自立した母子世帯：3世帯	就労自立ができてきている。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
8-③	168	ひとり親ホームヘルプサービス	就業、技能取得等の自立に向けた活動又は疾病等のため、日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭にヘルパーを派遣して、家事等の必要なサービスを提供する事業。	利用申請数に対する利用決定数の比率：100%	利用申請に十分に応えて、必要な支援が実施できている。ひとり親のため生活不安定な状況が解消できている。	子育て相談室	利用申請数に対する利用決定数の比率：100%	利用申請に十分に応えて、必要な支援が実施できている。ひとり親のため生活不安定な状況が解消できている。	利用世帯数：11世帯	ひとり親の就労が安心して継続できるよう、きめ細やかな支援を実施している。	b	申請者にはほぼ100%利用決定し、ひとり親である保護者が安心して就労継続できるよう、個別に目標を立てて支援できている。	b	申請者にはほぼ100%利用決定し、ひとり親である保護者が安心して就労継続できるよう、個別に目標を立てて支援できている。	B	利用申請数に対する利用決定数の比率：100%	ひとり親である保護者が安心して就労継続できるよう、個別に目標を立てて支援する。保育園等送迎を実施して残業等にも対応できるようにする。
8-③	169	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親（母子家庭の母、父子家庭の父）の職業能力開発のための指定講座の受講料の20%を支給する事業。	支給件数：5件	就労自立ができている。	生活福祉課	支給件数：1件	能力開発ができている。	支給件数：0件	実績がなかった。	c	実績がなかったため。	c	実績がなかったため。	C	支給件数：2件	能力開発ができている。
8-③	170	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親（母子家庭の母、父子家庭の父）の経済的自立に効果的な資格を取得するにあたって、2年以上養成機関等で修業する場合、生活費の負担軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金を2年間支給する。また、修業終了時には、高等職業訓練修了支援給付金を支給する事業。	支給件数：10件	就労自立ができている。	生活福祉課	支給件数：3件	就職に有利な資格が取得できている。	支給件数：6件	就職に有利な資格が取得できた。	b	目標に向け、数値が伸びているため。	b	就職に有利な資格取得につながったため。	B	支給件数：8件	就職に有利な資格が取得できている。
8-③	171	ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童で、児童扶養手当受給資格と同じような状態にある母子、父子家庭等に対し、医療費の自己負担分を助成する事業。ただし、課税世帯については一部負担あり。所得制限がある。国や東京都へ制度の拡充を要請する。	事業評価は数値化しづらい。	正確な手続きを行い対象者への手当支給につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	子ども子育てサービス課	事業評価は数値化しづらい。	正確な手続きを行い対象者への手当支給につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	受給者数：821人	制度周知により申請漏れを防ぎ、ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減した。	b	事業評価を数値化しづらいが、制度周知や窓口等での相談業務により申請漏れを防ぎ、正確な手続きを行いひとり親家庭等の経済的な負担を軽減したことから、量的に適正であったと考えられるため。	b	事業評価を数値化しづらいが、制度周知や窓口等での相談業務により申請漏れを防ぎ、正確な手続きを行いひとり親家庭等の経済的な負担を軽減したことから28年度の目標はおおむね達成したと考えられるため。	B	受給者数：809人	市報等による制度周知や窓口等での相談業務、類似の相談を受ける生活福祉課等の関係課との連携により、対象者に速やかに医療証を発行して医療費を助成することで、ひとり親家庭等の世帯における経済的な負担軽減を行う。
9-①	172	バリアフリー・ユニバーサル化に対応したまちづくり	バリアフリー・ユニバーサル化に対応したまちづくり、道づくりの検討に子ども社会の一員として考える。	数値化しづらい	バリアフリー化により、利用しやすい道路や施設になっている。	学校指導課	数値化不能	教育活動におけるユニバーサル・デザイン化が図られている。	数値化不能	小中連携教育事業等を通して、教育活動のユニバーサル・デザイン化が進んだ。	b	特別支援教育に関する研修会を年間5回開催した。	a	小中連携教育事業等を通して、教育活動のユニバーサル・デザイン化が進み、発達障害がある児童・生徒にも配慮された授業づくり、環境づくりが、各校で進められた。	A	特別支援教育に関する研修会を年間5回開催し、特別支援学級のみならず通常の学級の担任においても障害理解を図る。	・オリンピック教育等の成果を踏まえ、教育活動におけるユニバーサル・デザイン化を推進する。 ・特別支援学級と通常の学級との一層の交流を図る。
9-①	173	都赤ちゃんらっと事業の推進	赤ちゃんを連れて出かけたときに、授乳ができたり、トイレが使用できたり、おむつ替えができる施設を増やすことを目的に、全庁的な啓発をする。都の事業としては、施設整備が補助対象となる。	実施施設数:35箇所	トイレの利用や授乳、おむつ替えのできる施設が地域にあり、安心して赤ちゃんを連れて出かけられる。	子育て相談室	実施施設数:32箇所	トイレの利用や授乳、おむつ替えのできる施設が地域にあり、安心して赤ちゃんを連れて出かけられるよう整備する。	実施施設数:31箇所	トイレの利用や授乳、おむつ替えのできる施設が地域にあり、安心して赤ちゃんを連れて出かけるように、現在の設置場所を維持した。	c	ひとつの施設（建物）に、おむつ替え場所、手洗い、給湯、授乳室、冷暖房の設備が備わっていても各設備が離れていて、乳幼児を連れ回すことになり利用しにくい。また、公共施設では、建物が古くこの事業の基準となる要件に見合う設備が整う施設がない。	c	ひとつの施設（建物）に、おむつ替え場所、手洗い、給湯、授乳室、冷暖房の設備が備わっていても各設備が離れていて、乳幼児を連れ回すことになり利用しにくい。また、公共施設では、建物が古くこの事業の基準となる要件に見合う設備が整う施設がない。	C	実施施設数:33箇所	公共施設では、建物が古くこの事業の要件に見合う設備が整う施設はほぼ登録されている。今後は、一般企業や商業建物などへ同意をもらえるよう引き続き啓発を進める。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標 (計画 (Plan))		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績 (実施 (Do))		28年度実績評価 (評価 (Check))				31年度目標に向けた30年度取組目標 (改善 (Action))		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
9-②	174	安全設備の設置	道路照明灯、道路区画線等の交通安全施設を整備することにより、交通危険箇所を解消し、交通事故の防止を図る事業。	基準に基づき、優先順位をつけて設置。	基準に基づき、優先順位をつけて設置。	道路と下水道課	基準に基づき、優先順位をつけて設置。	基準に基づき、優先順位をつけて設置。	基準に基づき、優先順位をつけて設置。破損等に対しては速やかな修繕を行った。	基準に基づき、優先順位をつけて設置。破損等に対しては速やかな修繕を行った。	b	(平成28年度実績)道路区画線等路面表示の修繕：17件 3,932千円 道路反射鏡等修繕：122件 2,595千円 道路照明等修繕：221件 10,045千円 道路反射鏡新設工事：17件 2,419千円 街灯の修繕：3,305千円 LED灯新設工事：52,816千円	b	道路標識等修繕について、平成28年度中の対応実績はなかったものの、街灯のLED化を含め交通安全施設全般の整備を推進できた。	B	引き続き道路照明灯、道路区画線等の必要な交通安全施設を整備することで、交通危険箇所を解消し、交通事故の防止を図る。道路照明についてはLED化を進めていく。	引き続き道路照明灯、道路区画線等の必要な交通安全施設を整備することで、交通危険箇所を解消し、交通事故の防止を図る。道路照明についてはLED化を進めていく。
9-③	175	交通安全運動市民の集いの開催	ポスターの募集・作成は行わないが、交通安全運動市民の集いを年1回のペースで開催し、交通安全に対する周知を行う。	交通安全啓発ポスターの募集・作成は行わないが、「交通安全運動市民の集い」を開催(年1回)。	交通安全啓発ポスターの作成は行わないが、交通安全を周知する事業として、「交通安全運動市民の集い」を開催していく。	事業計画課	「交通安全運動市民の集い」(年1回)に加え、新たに一般市民向けの交通安全教室などを開催する。	市内の交通事故の特徴として、自転車に関与している事故の割合が高いため、自転車利用者へ交通安全教育・啓発を強化する。	例年開催の「全国交通安全運動市民の集い」に加え、一般市民を対象とした自転車交通安全教室を開催した。	交通安全運動市民の集いや自転車交通安全教室を開催したことにより、従来より、交通安全の啓発事業を強化することができた。	b	新たに一般市民向けの自転車の交通安全教室を開催したことにより、従来より、交通安全の啓発事業を強化することができた。	b	スタントマンを活用した体験型の交通安全教室を開催したことにより、より効果的に、自転車の交通安全マナー及びルールの周知が図ることができた。	B	例年開催の交通安全教室及び交通安全啓発イベントを通して、交通マナー及びルールの周知が図られる。	交通安全教室及び交通安全啓発イベントを通して、交通マナー及びルールの周知が図られる。
9-④	176	水質分析等調査	安全な河川等の水質調査として野川水質分析、湧水分析、野川水生生物、井戸水水質などの調査・分析を実施する。	水質：年1回3地点 湧水：年7回2地点 水生生物：年1回1地点 井戸水：年1回20地点	潤いと安らぎを与える水辺環境を守り、子どもたちが水に関する文化や知識を深めることができている。	環境計画課	水質：年1回3地点 湧水：年7回2地点 水生生物：年1回1地点 井戸水：年1回20地点	潤いと安らぎを与える水辺環境を守り、子どもたちが水に関する文化や知識を深めることができている。	水質：年1回3地点 湧水：年7回2地点 水生生物：年1回1地点 井戸水：年1回20地点	潤いと安らぎを与える水辺環境を守り、子どもたちが水に関する文化や知識を深めることができている。	b	野川水質調査3地点(7回)、湧水・池水水質調査4地点(6回(池水地点は年1回))、井戸水水質調査(20箇所の井戸)で調査を実施。	b	野川水質調査3地点、湧水・池水水質調査18箇所において、基準を満たしていた。水生生物は、32種1,372個体の底生生物が確認され、きれいな水域の判定であった。環境を保全し、次世代に引き継いでいくためには環境に配慮した行動が求められており、環境に対する市民意識を高めていきたい。	B	野川水質調査3地点(7回)、湧水・池水水質調査4地点(6回(池水地点は年1回))、井戸水水質調査(20箇所の井戸)で調査を実施。	水質等の状況を定期的に把握・監視することは、市民が安心・快適に暮らすためには重要であるため、今後も継続して実施する必要がある。
9-④	177	大気環境分析等調査	児童の通園、通学等、幹線道路沿線の大気調査、自動車排気ガス測定、自動車騒音・振動・交通量および酸性雨等の調査を実施する。	大気、排気ガス、騒音・振動：年1回7地点	公害等から良好な生活環境を守り、子どもが安全・安心して通園、通学ができている。	環境計画課	大気、排気ガス、騒音・振動：年1回7地点	公害等から良好な生活環境を守り、子どもが安全・安心して通園、通学ができている。	大気、排気ガス、騒音・振動：年1回7地点	公害等から良好な生活環境を守り、子どもが安全・安心して通園、通学ができている。	b	市内7地点4項目、二酸化窒素(NO ₂)、一酸化炭素(CO)、二酸化硫黄(SO ₂)、浮遊粒子状物質(SPM)の大気環境調査を年1回実施。自動車の排気ガス測定、騒音、振動調査を実施。酸性雨調査を毎月実施。	b	大気環境調査4項目全てにおいて、環境基準の超過はなかった。騒音において、2地点は昼間、夜間とも環境基準を超過し、これ以外は環境基準は満足していた。要請限度は全地点で満足していた。振動において、全地点で要請限度を満足していた。環境を保全し、次世代に引き継いでいくためには環境に配慮した行動が求められており、環境に対する市民意識を高めていきたい。	B	市内7地点4項目、二酸化窒素(NO ₂)、一酸化炭素(CO)、二酸化硫黄(SO ₂)、浮遊粒子状物質(SPM)の大気環境調査を年1回実施。自動車の排気ガス測定、騒音、振動調査を実施。酸性雨調査を毎月実施。	大気環境、騒音及び振動等の状況を定期的に把握・監視することは、市民が安心・快適に暮らすためには重要であるため、今後も継続して実施する必要がある。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
9-④	177	大気環境分析等調査	児童の通園、通学等、幹線道路沿線の大気調査、自動車排気ガス測定、自動車騒音・振動・交通量および酸性雨等の調査を実施する。	大気、排気ガス、騒音・振動：年1回7地点	公害等から良好な生活環境を守り、子どもが安全・安心して通園、通学ができています。	環境計画課	大気、排気ガス、騒音・振動：年1回7地点	公害等から良好な生活環境を守り、子どもが安全・安心して通園、通学ができています。	大気、排気ガス、騒音・振動：年1回7地点	公害等から良好な生活環境を守り、子どもが安全・安心して通園、通学ができています。	b	市内7地点4項目、二酸化窒素（NO ₂ ）、一酸化炭素（CO）、二酸化硫黄（SO ₂ ）、浮遊粒子状物質（SPM）の大気環境調査を年1回実施。自動車の排気ガス測定、騒音、振動調査を実施。酸性雨調査を毎月実施。	b	大気環境調査4項目全てにおいて、環境基準の超過はなかった。騒音において、2地点は昼間、夜間とも環境基準を超過し、これ以外は環境基準は満足していた。要請限度は全地点で満足していた。振動において全地点で要請限度を満足していた。環境を保全し、次世代に引き継いでいくためには環境に配慮した行動が求められており、環境に対する市民意識を高めていきたい。	B	市内7地点4項目、二酸化窒素（NO ₂ ）、一酸化炭素（CO）、二酸化硫黄（SO ₂ ）、浮遊粒子状物質（SPM）の大気環境調査を年1回実施。自動車の排気ガス測定、騒音、振動調査を実施。酸性雨調査を毎月実施。	大気環境、騒音及び振動等の状況を定期的に把握・監視することは、市民が安心・快適に暮らすためには重要であるため、今後も継続して実施する必要がある。
9-④	179	放射能対策	空間放射線量、給食食品等の放射性物質濃度、プール水・親水施設等の水の放射線物質濃度等の測定を実施する。	「国分寺市放射線対策に関する基本的な対応方針」に基づく測定の実施	公害等から良好な生活環境を守り、子どもが安全・安心して通園、通学ができています。	環境計画課	「国分寺市放射線対策に関する基本的な対応方針」に基づく測定の実施	公害等から良好な生活環境を守り、子どもが安全・安心して通園、通学ができています。	「国分寺市放射線対策に関する基本的な対応方針」に基づく測定の実施	公害等から良好な生活環境を守り、子どもが安全・安心して通園、通学ができています。	a	「国分寺市放射線対策に関する基本的な対応方針」に基づく測定の実施。	a	市の公共施設等32箇所の空間放射線量、屋外の水泳プール、親水施設等の水、並びに公の施設等において提供される食品等の放射性物質の濃度測定を行った。全てにおいて、基準を満足していた。	A	「国分寺市放射線対策に関する基本的な対応方針」に基づく測定の実施。放射線量の測定結果が安定しているため、さまざまな状況を勘案して場所と回数を検討する。	市の公共施設の空間放射線量測定及び食品等の放射性物質の測定を継続していく。
9-⑤	180	セーフティ教室等の開催	児童・生徒の発達段階に応じて、犯罪に巻き込まれないための危険予知能力や危険回避能力を養う事業。また、家庭や地域社会との犯罪防止に向けた共通理解を図り、関係諸機関との連携を確立する。また、学校に不審者が侵入した場合を想定し、安全に避難する方法を身に付ける。	年間15回	犯罪への危険予知等能力を養うことができています。	学校指導課	年間15回	犯罪への危険予知等能力を養うことができています。	年間22回 1回：11校 2回：1校 3回：3校	児童・生徒における犯罪への危険予知等能力を育成した。	a	市立小中学校全校においてセーフティ教室を開催した。（15校で22回）	a	市立小中学校全校においてセーフティ教室を開催し、安全・安心に関する具体的な指導を行った。	A	年間15回	全校が提出する「安全指導年間計画」に基づいて、セーフティ教室や安全指導日の内容の充実を図り、生活安全の指導を通して、犯罪への危険予知等能力を高める。
9-⑤	181	子ども110番の家の設置	子どもが被害を受けたり、身の危険を感じたときに安心して避難できる「子ども110番の家」の設置を行う事業。	登録数：1,400件	子どもが安心して避難できるようになっている。	学校指導課	登録数：1,400件	子どもが安心して避難できるようになっている。	登録数：1,040件	子どもが安心して避難できるよう子ども110番の家の登録数拡充を図った。	b	子ども110番の家の登録数が、前年度に比べて51件増加した。各校においてPTAと連携して新規協力者の勧誘にあたった成果が見られるが、目標の達成には至らなかった。	a	子どもが安心して避難できるよう子ども110番の家の登録数拡充を図った。	A	登録数：1,200件	子ども110番の家の登録数拡充のため、各校のPTAと連携して周知を図る。安全指導を通して、子ども110番の家について児童・生徒への周知を図る。
9-⑤	182	通学路見守り活動の実施	春と秋の交通安全運動週間に合わせ、通学時における子どもたちの安全を図るため、年に2回、通学用道路にて教育委員会が見守り活動を行う事業。	巡回回数：年2回	子どもが関係する交通事故の発生を抑制し、教育委員会、学校、保護者、地域全体で子どもたちを守るという安全意識を向上させる。	教育総務課	巡回回数：年2回	教育委員会、学校、保護者、地域全体で子どもたちを守るという交通安全意識を向上させる。	巡回回数：年2回実施	交通安全運動週間に合わせて実施することにより、交通安全意識の啓発ができた。	a	予定どおり年2回実施することができた。	a	交通安全運動週間に合わせて実施することにより、学校、保護者、地域全体で子どもたちを守るという交通安全意識の啓発ができた。	A	巡回回数：年2回	今後も引き続き見守り活動を実施していく。
9-⑤	183	防犯パトロールの実施	子どもたちの安全確保など市内の防犯対策のため、自主防犯活動団体による防犯パトロールや市職員等による青色防犯パトロールの実施を推進する事業。	実施団体数：75団体	各地域で防犯パトロール等が活発に行われている。	防災安全課	60団体	各地域で防犯パトロール等が活発に行われている。	74団体	各地域で防犯パトロール等が活発に行われた。	a	自主防犯活動団体47団体と青色回転灯装着車両27台が防犯パトロール等を実施した。	a	各地域で防犯パトロール等が活発に行われた。	A	50団体	各地域で防犯パトロール等が活発に行われている。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
9-⑤	184	防犯まちづくり委員会・ブロック連絡会の開催	防犯まちづくり委員の全体的な組織である防犯まちづくり委員会を開催し、各ブロック連絡会を通じて、委員相互の意見交換や情報交換、警察等との交流を図り、地域の防犯啓発活動を展開する。また、児童の見守りに関して防犯まちづくり委員をはじめとする自主防犯活動団体とPTAとの意見交換・情報共有を行う。	延べ認定数：285人	防犯まちづくり委員を中心に、各地域で委員が防犯活動を活発に行っている。	防災安全課	延べ認定数：195人	防犯まちづくり委員を中心に、各地域で委員が防犯活動を活発に行っている。	延べ認定数：161人	防犯まちづくり委員を中心に、各地域で委員が防犯活動を行った。	c	防犯まちづくり委員会への申出があり認定した人数は19人だった。防犯リーダー養成講習会の受講者及び修了者を増加させ、申出者の増加につなげる。	a	防犯まちづくり委員会が地域団体の中心となり、駅頭での防犯キャンペーンや見守り活動等を行った。	B	191人	防犯まちづくり委員を中心に各地域で委員が防犯活動を活発に行っている。
9-⑤	185	防犯リーダー養成講習会の開催	防犯知識を習得できる講習会を実施して地域で活動する防犯リーダーを養成し、地域での自主防犯活動の活性化を図る事業。	延べ受講者数：340人	防犯知識を習得した市民の増加。	防災安全課	延べ受講者数：250人	防犯知識を習得した市民の増加。	延べ受講者数：235人	防犯知識を習得した市民が増加した。	b	受講者が26人で、定員の30人に達しなかったため、募集方法を再考し、受講者の増加につなげる。	a	防犯知識を習得した市民が増加した。	A	295人	防犯知識を習得した市民が増加している。
9-⑤	186	事件災害情報の迅速な提供	事前に登録した市民等に不審者や事件、災害情報を電子メールで配信する事業。	登録者数：18,100人	市民等に防犯・防災情報を迅速に提供する。	防災安全課	登録者数：16,600人	市民等に防犯・防災情報を迅速に提供する。	登録者数：16,974人	市民等に防犯・防災情報を迅速に提供した。	a	市報等で、安全・安心メール登録の周知を行った結果、666人が新たに登録した。	a	市民等に防犯・防災情報を迅速に提供した。	A	17,600人	市民等に防犯・防災情報を迅速に提供する。
9-⑤	187	自主防犯活動団体による児童の見守り活動の推進	現在、自主防犯活動団体では登下校時に児童の見守り等を実施しているが、更に多くの団体に要請し、登下校時に合わせた防犯パトロールや見守り活動を推進する。	実施団体数：45団体	実施団体数が増加し、各地域での児童の見守り活動が行われている。	防災安全課	実施団体数：18団体	各地域での児童の見守り活動が行われている。	実施団体数：18団体	各地域で児童の見守り活動が行われた。	c	自主防犯活動団体の担い手が交代しており結果的に同じ数となっているが、より団体を増やす必要がある。	a	実施団体数は増加していないが、各地域で児童の見守り活動が行われた。	B	20団体	各地域で児童の見守り活動が行われる。
9-⑤	188	防災行政無線を使用した「子どもの見守り放送」の実施	児童が犯罪の被害に巻き込まれる危険性の高い通学時の安全確保のため、下校時間前に防災行政無線を使用して地域住民等に子どもの見守り活動の呼びかけを行う。	放送回数：1日1回	子ども見守り放送をきっかけに、地域における子どもたちの見守り活動が行われている。	防災安全課	放送回数：1日1回	子どもの見守り放送をきっかけに、地域における子どもたちの見守り活動が行われている。	放送回数：1日1回	子どもの見守り放送をきっかけに、地域における子どもたちの見守り活動が行われた。	a	春・夏・冬休みを除く平日の午後2時に市内の41基の防災行政無線を用いて子どもの見守り放送を実施した。	a	防犯まちづくり委員会等で、地域の子どもの見守り放送の目的を周知し、子どもの見守り活動を呼びかけていく。	A	放送回数：1日1回	子どもの見守り放送をきっかけに地域における子どもたちの見守り活動が行われている。
9-⑤	189	地域防犯パトロール協力事業者によるパトロール	市内の事業者と協定を締結し、車両にマグネットシートを貼付し、業務中に市内の防犯パトロールを実施する。	協力事業者数：28事業者	協力事業者が増加し、子どもの見守りをはじめ市内での防犯パトロールが実施されている。	防災安全課	協力事業者数：19事業者	協力事業者が増加し、子どもの見守りをはじめ市内での防犯パトロールが実施されている。	協力事業者数：11事業者	市内の事業者と協定を締結し、車両にマグネットシートを貼付し、業務中に市内の防犯パトロールを実施する。	d	新たに1協力事業者と協定を締結し、ホームページで協定締結事業者一覧を掲載するとともに、協定締結時の様子を市報に掲載し、協定を締結していただける協力事業者の募集を行った。	a	子どもの見守りをはじめ市内での防犯パトロールが実施された。	C	協力事業者数：17事業者	市内の事業者と協定を締結し、車両にマグネットシートを貼付し、業務中に市内の防犯パトロールを実施する。
9-⑤	190	市立小・中学校周辺における自主防犯活動拠点の設置	学校及び周辺の安全を確保するため、校内の既存の施設や周辺の空き店舗や事務所を活用した地域の防犯ボランティアが集まることのできる自主防犯活動拠点を設置する。	活動拠点数：2拠点	活動拠点数が増加し、各地域の自主防犯活動が活性化している。	防災安全課	活動拠点数：2拠点	活動拠点数が増加し、各地域の自主防犯活動が活性化している。	活動拠点数：2拠点	活動拠点が存在することにより、各地域の自主防犯活動が活性化している。	a	2つの自主防犯活動団体が学校や神社を拠点として防犯活動を行った。	a	地域団体が学校や神社を拠点とし、集合・打合せを行った後に、地域の見守りパトロールを行うなど活動拠点が存在することで活動の活性化につながった。	A	活動拠点数：2拠点	活動拠点数が増加し、各地域の自主防犯活動が活性化している。

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
9-⑥	191	いじめと虐待などで被害を受けた子どもへの支援	子ども家庭支援センターと、教育委員会・警察・児童相談所・主任児童委員が連携して、被害にあった子どもの支援を実施する。必要によって、子どもの実態に見識の深い選任弁護士に相談実施し、解決に向ける。	事実発生件数に対する対応率：100%	子どものいじめや虐待などの事実発生時に十分な対応をし、改善が図れて、当該児童ができるだけ早く元気な姿となるよう支援されている。	子育て相談室	事実発生件数に対する対応率：100%	子どものいじめや虐待などの事実発生時に十分な対応をし、改善が図れて、当該児童ができるだけ早く元気な姿となるよう支援されている。	個別ケース会議開催対象家庭数：40家庭 弁護士相談：2件（虐待のみ）	子どものいじめや虐待などが発生した際に、弁護士に相談し、専門的な観点から、支援することができた。個別ケース検討会議も素早く実施した。	b	子どものいじめや虐待などの発生に対し、ほぼ対応できた。要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議や進行管理部を活用して対応した。重篤なものについては、弁護士への相談も行き、専門的な観点からの支援策で対応することができた。	b	要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議や進行管理部を活用して対応した。重篤なものについては、弁護士への相談も行き、専門的な観点からの支援策で対応することができた。	B	要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議開催数：45回	要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議や進行管理部をより充実させるよう工夫を行っていく。三師会（助産師、医師、歯科医師）や弁護士の参加で重篤なケースを専門的かつ多角的な観点から支援できているが、さらに効率的な開催の工夫をししていく。
10-①	21再掲	青少年育成地区委員会への補助金交付	市内5地区の青少年育成地区委員会の活動に対し補助金を交付する事業。	補助金額：1,125,000円	各地区委員会で、青少年のための活動が活発に行われている。	子ども若者計画課	補助金額：1,100,000円	地域活動が充実するよう援助し、各地区委員会で、青少年のための活動が活発に行われている。	補助金額：1,100,000円	地域活動が充実するよう、各地区委員会活動における、子どもまつりなどで必要な備品を行政間で借用、各地区委員会へ提供した。発達に課題のある子どもを支援するための研修を地区委員向けに提供した。	c	5地区中、1地区において市補助金額に対し下回る充当額となったことから、補助金額が25,000円減額した。地区ごとに見合った補助金額を精査する必要がある。	b	各地区委員会ごとの活動を特色を掴み、規模の違いや伝統を重んじている活動などを支援した。特色の違いを、地区委員会活動の差としてお伝えられることの無いよう、広報の工夫が必要である。	B	補助金額：1,125,000円	子ども自身による組織の活動が保障され、各地区委員会で、地域の特色を生かし、青少年のための活動が活発に行われている。
10-①	22再掲	地域活動連絡会への補助金交付	心身に障害のある児童・生徒の余暇活動の充実を図るため地域活動連絡会に対して補助金を交付する事業。	補助金額：1,995,000円	心身に障害がある児童・生徒の余暇活動が充実している	社会教育課	補助金額1,769,000円	心身に障害がある児童・生徒の余暇活動が充実している	補助金額1,769,000円	子どものための活動を援助することができた	b	31年度目標値が補助金額となっており、これまで31年度目標値と同額の補助金を支出してきたが、補助金等審査会の意見を踏まえ、226,000円を減額した予算額にて支出した	b	活動団体へ補助金を交付することにより、子どものための活動援助につながった	B	補助金対象事業を精査し、適正な補助額とする	補助金を活用する事業と他団体による取組を切り分けることにより、余暇活動の充実を図る。また、補助金の目的に沿った活動となるよう団体に改善を求める。
10-①	193	児童館における、施設使用の提供・備品貸し出し	児童への還元を目的とする団体の活動の施設利用を可としたり、備品の貸し出しを行う事業（貸し切りは不可）。	施設・備品の貸し出し件数：100件	地域の子育て支援に貢献している。	子ども子育て事業課	全施設で備品の貸し出しを行う。	貸し出し要望に沿った貸し出しを行う。	施設・備品の貸し出し件数：122件	全施設で備品の貸し出しを行う。	a	全施設で備品の貸し出しを行う。	a	貸し出し要望に沿った貸し出しを行う。	A	全施設で備品の貸し出しを行う。	貸し出し要望に沿った貸し出しを行う。
10-①	194	子ども読書活動推進計画の事業の実施	平成20年度に策定した「国分寺市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動推進事業を実施する。	平成30年度から始まる「第三次子ども読書活動推進計画」の策定を29年度までに行い、この計画に基づいた事業を実施している。	都立多摩図書館（平成29年度国分寺市に開館予定）との子ども読書活動事業の連携が行われている。	図書館課	講演会・講座：12回開催 ブックリスト作成：4種類 団体貸出等用セット：77冊買替 お話出前用図書：20冊増 外国語図書：15冊増 乳幼児健診での絵本紹介：24回出前講座：8回 図書館福袋：125セット	子ども読書活動推進計画に基づき計画的に執行する。都立多摩図書館との連携について協議する	講演会・講座：12回開催 ブックリスト作成：4種類 団体貸出等用セット：77冊買替 お話出前用図書：20冊増 外国語図書：8冊増 乳幼児健診での絵本紹介：24回出前講座：8回 図書館福袋：125セット	b	量的には各事業について達成した。オリンピック・パラリンピック開催を前に多言語資料の積極的な収集が課題。	b	第二次子ども読書活動推進計画を受け継ぎ、第三次計画の策定の準備を始めた。都立多摩図書館との連携については相互の図書館の役割を明確にしたうえで、相互に補完する関係を目指す。第五中学校図書委員と協同で図書リストを作成。今後都立多摩図書館との継続した協議及び図書館運営協議会答申の作成が課題。	B	講演会・講座：12回開催 団体貸出等用セット：75冊買替 お話出前用図書：25冊増 出前講座：10回 図書館福袋：135セット 映画会用DVD：8タイトル	平成29年度から継続し、第三次子ども読書活動推進計画の策定。都立多摩図書館との連携の手法についての検討。	

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
10-②	139再掲	夏休み学校キャンプ	学校施設を利用し、地域の方々が実行委員会となりキャンプを開催する事業。	市内全市立小学校10校で実施	学校キャンプを通して、子どもたちやその保護者と地域のつながりがより強くなっている。	社会教育課	市内全市立小学校10校で実施	学校キャンプを通して、子どもたちやその保護者と地域のつながりがより強くなっている。	市内全市立小学校10校で実施	保護者や地域の方たちが主となり開催できたため、地域のつながりを強くすることができた。	a	すべての小学校で開催することができた	a	保護者や地域の方たちの他、青少年委員、民生委員など、多くの協力を得て実施できたため、地域のつながりをより強くすることができた	A	市内全市立小学校10校で実施	地域のつながりをさらに強めるため、実行委員会へ地域の協力者に関する情報を提供する。
10-②	195	児童館・公民館における異世代交流事業	地域の高齢者のボランティアによる児童への遊びの指導等を実施し、異世代交流事業として様々な文化事業を実施。地域の小中高校生及び大学生による異世代間交流の場で、お互いの関わりが深まる事業を実施。	実施事業数：5事業	地域の特性を活かした異世代交流事業や地域会議事業が定期的に実施され、地域のつながりを深め、幅広い年齢の方々との交流の場ができていく。	公民館課	実施事業数：5事業	異世代交流事業・地域会議等で事業を実施。	実施事業数：5事業	異世代交流事業・地域会議等で事業を実施。	b	異世代交流事業（本多） 地域協働事業（本多） LIVE☆HIKARI（光） もとまちファミリー運動会（もとまち） チョットさきどりクリスマス会（並木）	b	地域の特性を活かした異世代交流事業や地域会議事業を実施することができた。	B	実施事業数：5事業	異世代交流事業・地域会議等で事業を実施。
11-①	7再掲	子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップの開催	公募市民によるワークショップを立ち上げ、子どもの権利の視点から、子どもたちの居場所について、現状を踏まえて、どうあるべきか検討し、市への報告をいただく。	1回の参加人数：20人	さまざまな世代の市民が参加して一定の結論が導かれている。	子ども若者計画課	実施	地域における子どもの居場所が増えていく。	未実施		e	今後の市民ワークショップのあり方等について関係団体等と調整を行ってきたが、実施するに至らなかった。	e	未実施のため	E	同種の会議との役割を明確にし、本事業の在り方を整理する。	参加した人たちが地域における理解を深める活動につなげられるようにしていく。
11-①	8再掲	親子ひろば事業の拡充	事業：利用者が安心して集える場で、育児相談もでき、友達関係も作れるなどを目的とした事業 対象者：主に0～3歳とその保護者、妊娠期の方 開設場所：市民活動団体の事業を含めて、各小学校区に1施設以上開設、ベビーカーを引いて利用できる地域に存在（市立児童館・市立地域センター・市立子ども家庭支援センター・市立学童保育所・市立スポーツセンター・都営住宅集会所） 屋外型親子ひろば事業は、市内3箇所公園にて開設 開設時間：各活動により、1日/週～5日/週、2時間/日～7、5時間/日 運営状況：市直営事業、指定管理者運営事業・委託事業、市と市民活動団体の協働事業、活動団体独自事業など各種	利用者延べ数計：48,000名（妊娠期の方の利用：100名、父親の利用：50名、相談件数計：5,800件）	妊娠期の方から利用ができやすい環境となっており、利用が増えている。要支援・要保護とされない健康群が増え、虐待等の発生が減少している。	子育て相談室	利用者延べ数計：30,000名（妊娠期の方の利用延べ数：50名、父親の利用延べ数：100名、相談件数計：4,000件）	国分寺子ども・子育て支援円卓会議参加の市民子育て支援活動団体で組織されている国分寺子育て支援事業者協議会との円卓会議運営の協定締結を行い、市事業として位置づける。	利用者延べ数計：41,353名（妊娠期の方の利用延べ数：20名、父親の利用延べ数：309名、相談件数計：4,127件）	国分寺子ども・子育て支援円卓会議の協働運営とする協定締結を行うため、検討会議を実施し、協定書を取りまとめた。	b	国分寺子育て支援事業者連絡協議会の方々と9回の検討会議を設け、取り組み、協定書を双方で取りまとめたが、28年度内では締結するまでに至らなかった。	a	国分寺子育て支援事業者連絡協議会の方々と9回の検討会議を重ね、協定書を双方の思いをまとめた協定書を作成できた。	A	利用者延べ数計：40,000名（妊娠期の方の利用延べ数：80名、父親の利用延べ数：500名、相談件数計：5,000件）	市民と市の協働で子育て・子育て支援を進めるため、国分寺子ども・子育て支援円卓会議を共に運営する協定締結を踏まえ、さらなる連携、活発な活動になっている。また、協働事業の親子ひろばを継続実施する。
11-①	24再掲	子ども野外事業	①公園で小学生の野外遊びの提供を行う事業。 ②乳幼児の親子を対象とした屋外型親子ひろば事業。	①6箇所 ②5箇所	①小学生が野外での遊びから生きる力を身に付ける。 ②乳幼児の親子が外遊びし、交流、相談を行うことにより、リフレッシュする	子ども子育て事業課	4箇所	小学生が野外での遊びから生きる力を身に付ける。	4箇所	小学生が野外での遊びから生きる力を身に付ける。	c	H29年度9公園実施に向けて調整する。	b	スタッフの働きかけにより、火を扱ったり、工作により手先を使う作業をするなど充実していた。	B	9公園	小学生が野外での遊びから生きる力を身に付ける。乳幼児の親子が外遊びし、交流、相談を行うことにより、リフレッシュする

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））					31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））	
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
11-①	8再掲	親子ひろば事業の拡充	事業：利用者が安心して集える場で、育児相談もでき、友達関係も作れるなどを目的とした事業 対象者：主に0～3歳とその保護者、妊娠期の方 開設場所：市民活動団体の事業を含めて、各小学校区に1施設以上開設、ベビーカーを引いて利用できる地域に存在（市立児童館・市立地域センター・市立子ども家庭支援センター・市立学童保育所・市立スポーツセンター・都営住宅集会所） 屋外型親子ひろば事業は、市内3箇所公園にて開設 開設時間：各活動により、1日/週～5日/週、2時間/日～7.5時間/日 運営状況：市直営事業、指定管理者運営事業・委託事業、市と市民活動団体の協働事業、活動団体独自事業など各種	利用者延べ数計：48,000名（妊娠期の方の利用：100名、父親の利用：50名、相談件数計：5,800件）	妊娠期の方から利用がしやすい環境となっており、利用が増えている。要支援・要保護とならない健康群が増え、虐待等の発生が減少している。	子育て相談室	②3箇所	②屋内では物足りない幼児が外遊びができる場、保護者は人とつながれるよう交流の場、また相談を行う場の環境を整える。	②3箇所	②屋内では物足りない幼児が外遊びができる場、保護者は人とつながれるよう交流の場、また相談を行う場の環境を整えた。	c	平成26年度から3か年契約の協働事業のため、現状の実施箇所数である。	a	②野外遊びのノウハウは、市職員ではこの事業規模の展開は困難である。市職員が直接この屋外型親子ひろばを運営しないことから、利用者は、利用しやすいところがあるようである。また一方では、市との協働での運営は、利用者はもとより、周辺住民からの理解も得やすく、近隣の安心に繋がっている。	B	29年度では、子ども子育て事業課の子ども野外事業「プレイキッズ」と統合し、「こくぶんじ青空ひろば」で協働事業実施することになった。28年度で3か年契約が完了「屋外型親子ひろば」事業は廃止。	子ども家庭支援センター職員の子ども・子育て支援コーディネーターや子育て応援パートナーが、午前中実施公園へ巡回を行い、利用者が遊び体験ができる市内子育て支援活動団体を紹介するなど緊く役割ができています。
11-①	65再掲	児童館運営委員会の設置	全館を対象とした、事業評価・課題抽出のための委員会を立ち上げる。	開設状況：有	児童館運営委員会が設置され児童館の運営に関する事業評価や課題抽出がされている。	子ども子育て事業課	単館で地域の関係者からの意見聴取の場を設ける	1箇所	単館で地域の関係者による意見聴取の場を設定をする。	e	運営委員会の設置はなかったため、開催ができなかった。	e	未実施	E	6館	利用者協議会に関係者の参加を依頼する。	
11-①	144再掲	コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進	学校運営協議会等の充実及び学校支援地域本部の導入など、学校を支援する組織づくりを進める。学校を支援する地域の体制が整ったところから、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの設置を進める。	学校を支援する地域の体制が整った学校について、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの指定する。	地域との協働により学校が運営されている。	学校指導課	学校を支援する地域の体制が整った学校について、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの指定する。	コミュニティ・スクール：3校	地域との協働により学校が運営された。	a	小学校3校がコミュニティ・スクールとして継続して指定されている。	a	コミュニティ・スクールの3校は、地域との協働により学校が運営されている。	A	学校を支援する地域の体制が整った学校について、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの指定する。	・学校を支援する地域の体制が整った学校について、教育委員会がコミュニティ・スクールの指定する。 ・東京都が推進する「東京都型のコミュニティ・スクール」の事業への参画を検討する。 ・他課と連携して、事業の推進を図る。	

施策分野・取組の方向性番号	通番	事業名	事業概要	31年度目標（計画（Plan））		28年度所管課	31年度目標に向けた28年度取組目標		28年度実績（実施（Do））		28年度実績評価（評価（Check））				31年度目標に向けた30年度取組目標（改善（Action））		
				量的	質的		量的	質的	量的	質的	量的		質的		自己評価結果	量的	質的
											評価	評価理由と課題	評価	評価理由と課題			
11-①	196	国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会	国分寺市子育て・子育ていきいき計画（次世代育成支援対策地域行動計画）の進捗状況を把握・評価し、課題の抽出を行う。（市民等組織）	開催回数：6回／年	当該組織による計画事業の評価がなされ、抽出された課題に対しても所管課が解決に向けて取り組んでいる。	子ども若者計画課	開催回数：5回／年	当該組織による計画事業の評価がなされ、抽出した課題に対して、所管課が解決に向けてどのように取り組んでいるか把握する仕組みを構築する。	開催回数：5回／年	当該組織による計画事業の評価がなされ、抽出した課題に対して所管課が解決に向けてどのように取り組んでいるか把握する仕組みを構築した。	b	当初の計画回数通り実施できた。前年度とは異なり、1年を掛けて評価を行ったことで、進捗と議論にゆとりをもつことができた。しかし一方で、年度末近くまで当該協議会が開催されていたことから、評価書の完成が次年度開けと遅くなったため、開催時期については、改めて見直しが必要と考える。	b	当該組織による計画事業の評価がなされ、評価書の内容について、各所管課で確認し、反映状況を報告する仕組みを構築した。なお、実際の反映状況の報告は、平成29年からとなる。今年度は、当該協議会の議論内容が、事業評価そのものよりも、評価の方法等に時間が割かれる傾向が強かったため、次年度以降は、今年度の会議を踏まえ、事業評価そのものの効果のある議論に集中できるよう進行する必要がある。	B	計画の重点施策に位置づけられる施策の状況を把握できるような事業を実施している所管課等へのヒアリングを実施する。	実施計画のPDCAサイクルを確立され、子育て・子育ていきいき計画に掲げる施策の推進に向け取り組んでいる。
11-①	173再掲	都赤ちゃんのらっと事業の推進	赤ちゃんを連れて出かけたときに、授乳ができたり、トイレが使用できたり、おむつ替えができる施設を増やすことを目的に、全庁的な啓発をする。都の事業としては、施設整備が補助対象となる。	実施施設数:35箇所	トイレの利用や授乳、おむつ替えのできる施設が地域にあり、安心して赤ちゃんを連れて出かけられる。	子育て相談室	実施施設数:32箇所	トイレの利用や授乳、おむつ替えのできる施設が地域にあり、安心して赤ちゃんを連れて出かけられるよう整備する。	実施施設数:31箇所	トイレの利用や授乳、おむつ替えのできる施設が地域にあり、安心して赤ちゃんを連れて出かけるように、現在の設置場所を維持した。	c	ひとつの施設（建物）に、おむつ替え場所、手洗い、給湯、授乳室、冷暖房の設備が備わっていても各設備が離れていて、乳幼児を連れ回すことになり利用しにくく展開が難しい。	c	ひとつの施設（建物）に、おむつ替え場所、手洗い、給湯、授乳室、冷暖房の設備が備わっていても各設備が離れていて、乳幼児を連れ回すことになり利用しにくい。また、公共施設では、建物が古くこの事業の基準となる要件に見合う設備が整う施設がない。	C	実施施設数:33箇所	公共施設では、建物が古くこの事業の要件に見合う設備が整う施設はほぼ登録されている。今後、一般企業や商業建物などへ同意をもらえよう引き続き啓発を進める。